

枚方市議会定例会議案書

(令和5年12月定例会議会)

## 目 次

報告第19号	専決事項の報告について	…	1
	専決第11号 和解について	…	2
	専決第12号 損害賠償の額を定めることについて	…	5
	専決第13号 損害賠償の額を定めることについて	…	7
	専決第14号 損害賠償の額を定めることについて	…	9
議案第55号	令和5年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	…	12
議案第56号	令和5年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計補正予算（第2号）	…	32
議案第57号	令和5年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第3号）	…	36
議案第58号	令和5年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	…	50
議案第59号	令和5年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第4号）	…	64
議案第60号	令和5年度大阪府枚方市水道事業会計補正予算（第3号）	…	68
議案第61号	令和5年度大阪府枚方市病院事業会計補正予算（第2号）	…	80
議案第62号	令和5年度大阪府枚方市下水道事業会計補正予算（第2号）	…	94
議案第63号	枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	…	106
議案第64号	枚方市税条例の一部改正について	…	109
議案第65号	市長等の給与に関する条例及び市長等の給与に関する特別措置条例の一部改正について	…	112
議案第66号	枚方市職員給与条例等の一部改正について	…	116
議案第67号	枚方市立地域活性化支援センター条例の一部改正について	…	148
議案第68号	枚方市開発関係事務条例及び枚方市建築基準法関係事務条例の一部改正について	…	156
議案第69号	御殿山小倉線道路整備工事（3工区）その2請負変更契約締結について	…	160
議案第70号	長尾杉線（杉工区）道路整備工事（その3）請負変更契約締結について	…	163
議案第71号	長尾杉線（杉工区）道路整備工事（その4）請負変更契約締結について	…	166
議案第72号	枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンターの指定管理者の指定について	…	169
議案第73号	訴えの提起について	…	176
議案第74号	市道の廃止について	…	178
議案第75号	市道の認定について	…	183
議案第76号	監査委員の選任の同意について	…	206
議案第77号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	…	207



専決事項の報告について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年（2023年）12月1日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 専決事項
  - (1) 和解について（1件）
  - (2) 損害賠償の額を定めることについて（3件）

和解について

次のとおり和解をすることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をする。

令和5年（2023年）11月10日専決

枚方市長 伏見 隆

記

1. 当事者
- 当事者1 枚方市在住者
- 当事者2 枚方市
- 代表者 枚方市病院事業管理者 宮垣 純一
2. 和解案
- (1) 当事者2は、当事者1に対し、本事件解決金として、金240万円の支払義務があることを認める。
- (2) 当事者2は、当事者1に対し、前項の金員を令和5年12月20日限り、当事者1が指定する銀行預金口座に振込送金する方法で支払う。なお、振込手数料は当事者2の負担とする。
- (3) 当事者2は、当事者1に対し、市立ひらかた病院眼科における令和3年7月8日から同年11月25日までの診療費73万2,449円を負担し、請求しないものとする。
- (4) 当事者1と当事者2は、本事件に関し、第三者に口外しないことを相互に約束する。
- (5) 本件の成立手数料は金3万円とし、当事者1金1万5,000円の

負担、当事者2金1万5,000円の負担とする。

- (6) 当事者1と当事者2の間には、本和解契約に定めるほかに一切の債権債務がないことを相互に確認する。

### 3. 事件内容と経過

- (1) 令和3年5月24日、当事者1が平成16年に市立枚方市民病院(当時)で白内障手術を受けたレンズが脱臼したため、市立ひらかた病院(当院)眼科入院、同日に手術を実施した。手術に際して、当初用意していたレンズが不良であったため、予備のレンズを挿入して手術を終了した。同年5月27日に退院した。
- (2) 令和3年6月3日、レンズの残数が、本来あるべき数量と異なることから調査した結果、当事者1に対して、予定とは異なる度数のレンズを挿入したことが判明した。
- (3) 令和3年6月4日、当院眼科医師より、手術の際に誤って予定と異なるレンズを挿入したことを謝罪し、術後3か月を目処に経過観察し、再手術を実施することを説明した。
- (4) 令和3年9月6日、当院眼科に入院。再手術を実施し、同年9月10日に退院した。
- (5) 令和4年7月1日、当事者1代理人(弁護士)より、当事者2弁護士に対して、慰謝料及び休業損害として591万8,364円の支払いを求める損害賠償請求書が提出された。
- (6) 令和4年8月4日、当事者2弁護士より、当事者1代理人宛に損害賠償額としては168万1,837円が相当であると回答した。
- (7) 令和5年2月15日、裁判外紛争解決機関である公益社団法人民間総合調停センターに対して、当事者1代理人より和解あっせん申立書が提出された。
- (8) 令和5年11月6日、公益社団法人民間総合調停センターより、本事件の解決金として、当事者2が当事者1に対して240万円の

支払義務があるとする和解案が提示された。

- (9) (8) の和解案の内容について検討した結果、その内容が妥当であると判断したことから、和解に応じることとした。
- (10) 和解に際して、解決金の全額について損害保険で補填されることが確認できたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和5年11月10日に市長専決処分を行い、同日に和解を成立させることとしたものである。

損害賠償の額を定めることについて

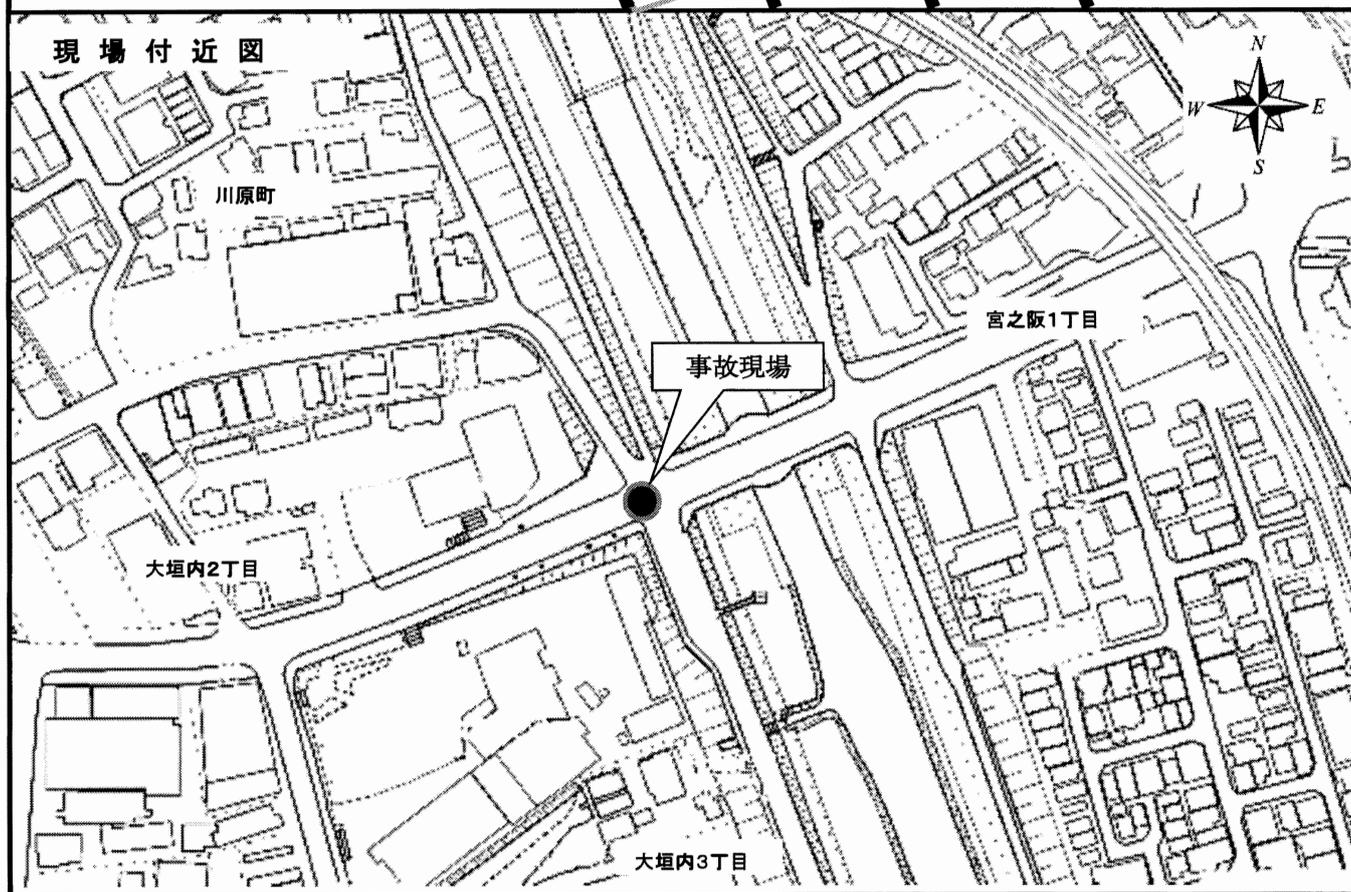
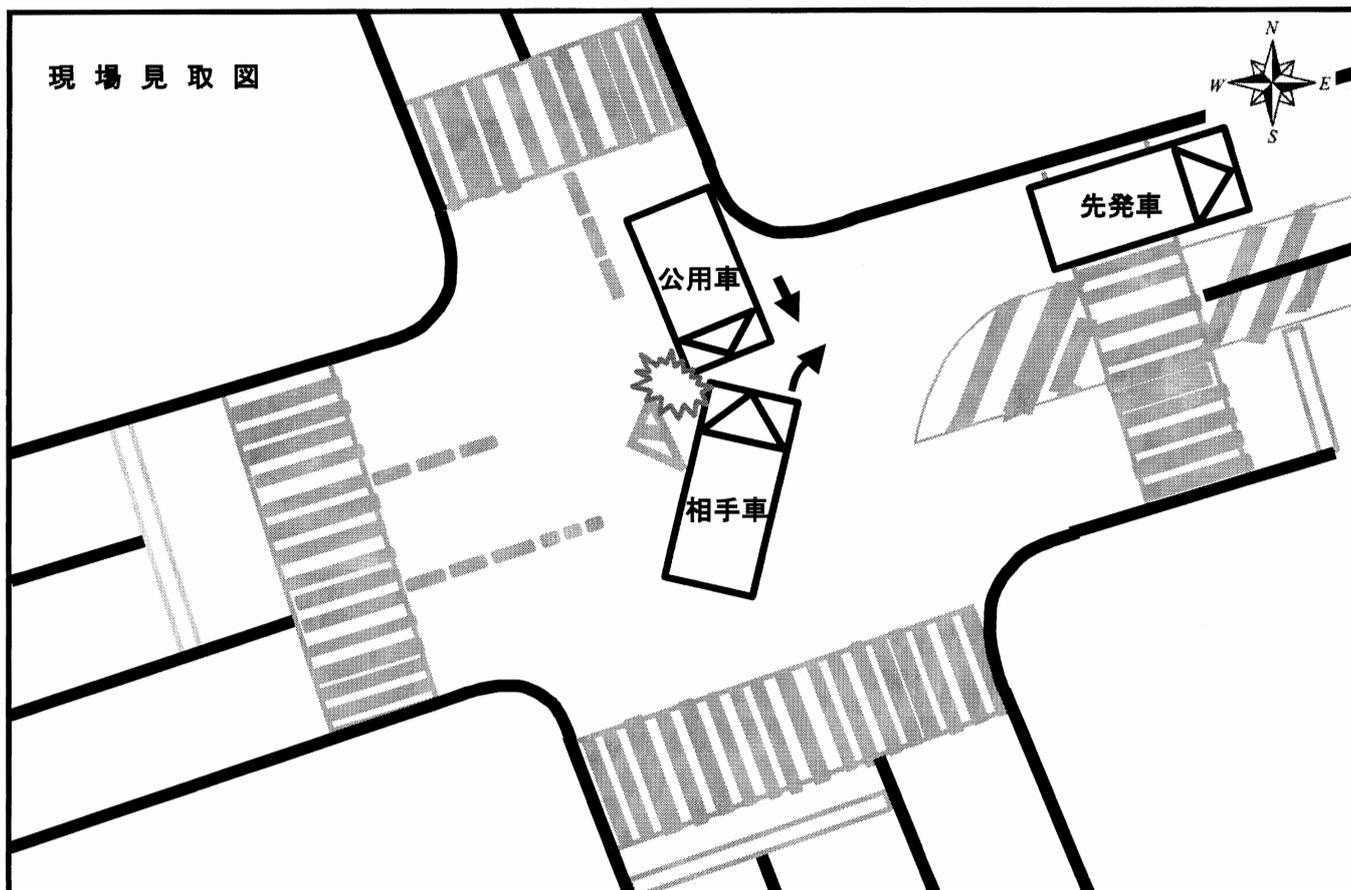
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分をする。

令和5年（2023年）11月11日専決

枚方市長 伏見 隆

記

1. 賠償の額 金 92,000円
2. 賠償の相手方 門真市在住者
3. 賠償事件の内容 令和5年4月20日午前10時ごろ、本市福祉事務所生活福祉課職員高橋由実が公用車（軽乗用車・大阪580ひ7326）を運転し、枚方市大垣内7号線を北から南へ走行中、大垣内町2丁目16番地の禁野橋西交差点において、対向車が南から東に右折したことを確認後に直進したところ、続けて右折してきた門真市在住者が所有する小型乗用車の左前方部と接触し、同車が損傷した事故である。
4. 和解の内容
  - (1) 本市は相手方に自己責任額金92,000円を支払い、相手方は本市に自己責任額金92,196円を支払う。
  - (2) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。



損害賠償の額を定めることについて

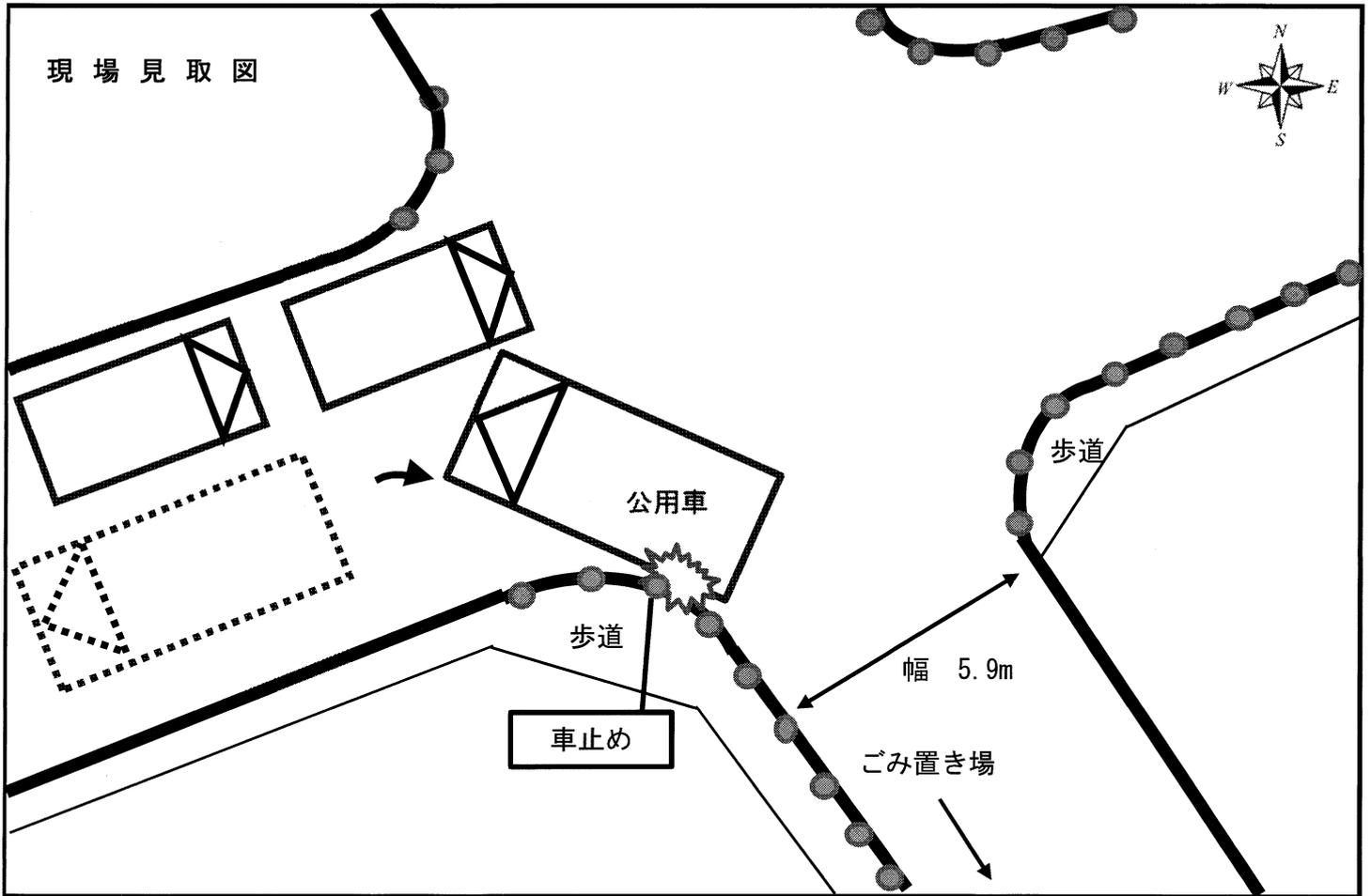
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分をする。

令和5年（2023年）11月11日専決

枚方市長 伏見 隆

記

1. 賠償の額 金 178,200円
2. 賠償の相手方 大阪市所在の法人
3. 賠償事件の内容 令和5年7月10日午後1時30分ごろ、本市環境部家庭ごみ業務第2課職員渡部篤が公用車（3.5トン塵芥収集車・大阪800そ4304）を運転し、釈尊寺町の団地敷地内の交差点において、一般ごみを収集するためバックで進入したところ、同車両の左後方部が大阪市所在の法人が所有する車止めに接触し、同車止めの一部が破損した事故である。
4. 和解の内容
  - (1) 本市は相手方に自己責任額金178,200円を支払う。
  - (2) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。



損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分をする。

令和5年（2023年）11月16日専決

枚方市長 伏見 隆

記

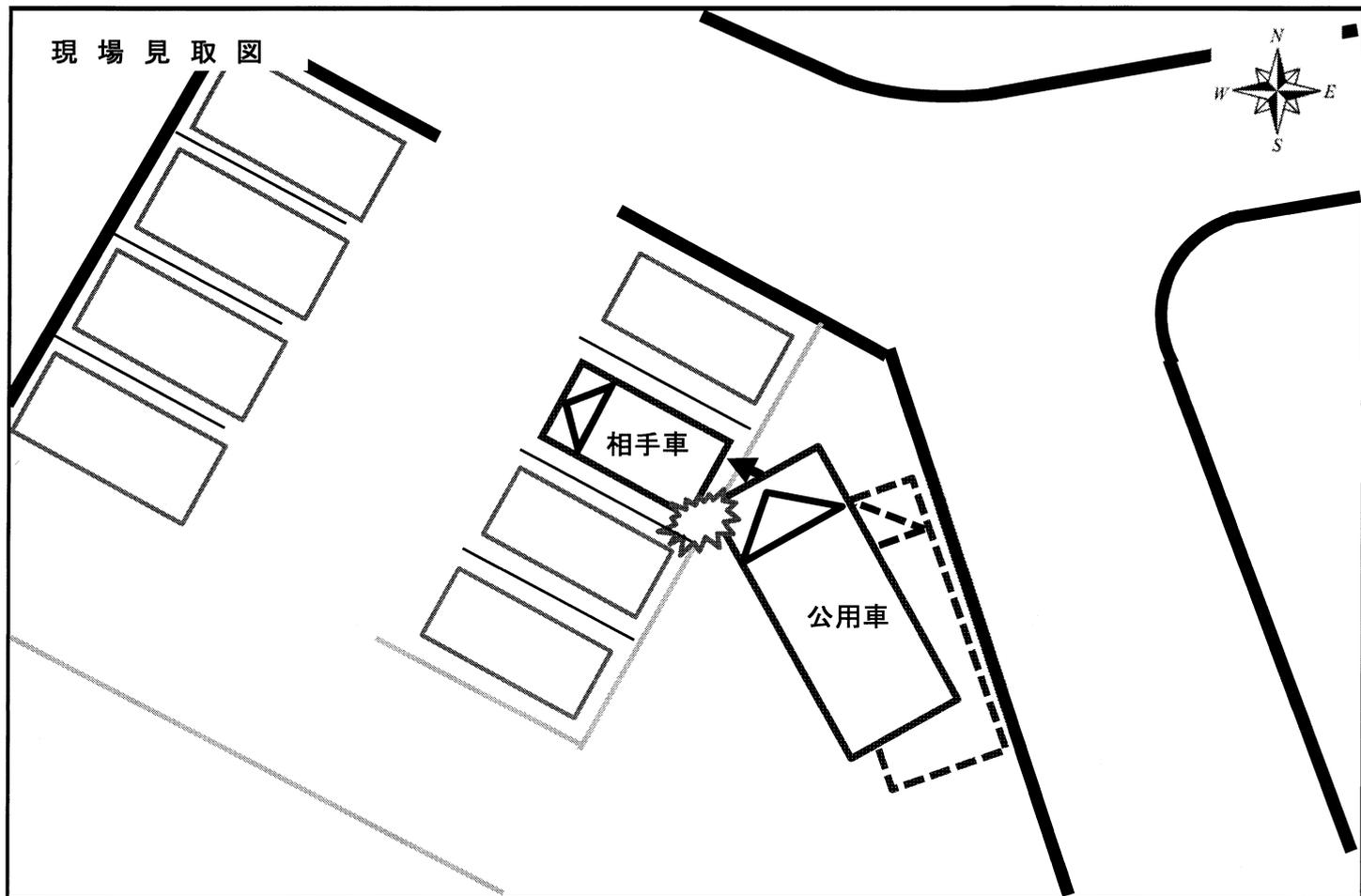
1. 賠償の額 金 498,000円

2. 賠償の相手方 豊中市在住者

3. 賠償事件の内容 令和5年8月24日午後3時45分ごろ、本市総合教育部中央図書館職員紫藤孝史が公用車（普通特種車・大阪800そ6）を運転し、自動車文庫の貸出業務を行うため、招提大谷3丁目にある自動車文庫ステーションに駐車する際、駐車位置を確認するため、エンジンをかけたまま一時的に降車したところ、シフトがドライブに入っていたため車両が前進し、駐車していた豊中市在住者が所有する小型乗用車に接触し、同車が損傷した事故である。

4. 和解の内容

- (1) 本市は相手方に自己責任額金498,000円を支払う。
- (2) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。





## 令和 5 年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 5 年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8,129 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41,419,555 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

### （債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 5 年（2023 年）12 月 1 日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険料		7,922,160	▲1,612	7,920,548
	(1) 国民健康保険料	7,922,160	▲1,612	7,920,548
2. 府支出金		28,371,752	910	28,372,662
	(1) 府補助金	28,371,752	910	28,372,662
4. 繰入金		3,807,478	8,831	3,816,309
	(1) 一般会計繰入金	3,807,478	8,831	3,816,309
歳入合計		41,411,426	8,129	41,419,555

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		656,376	7,219	663,595
	(1) 総務管理費	619,588	7,219	626,807
4. 保健事業費		398,894	910	399,804
	(1) 特定健康診査等事業費	350,557	910	351,467
7. 諸支出金		60,600	13,954	74,554
	(1) 償還金及び還付加算金	60,600	13,954	74,554
9. 予備費		536,399	▲13,954	522,445
	(1) 予備費	536,399	▲13,954	522,445
歳 出 合 計		41,411,426	8,129	41,419,555

第 2 表 債務負担行為補正

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
特定健康診査受診券封入封緘等業務委託	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	4,500
特定健康診査集団健診委託	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	18,054
診療報酬明細書等点検業務委託	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	15,680
金融資産等調査電子化事業手数料	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	4,092
SMS送信サービス手数料	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	1,452
特定健診システム改修委託	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	3,949
国民健康保険医療費適正化啓発業務委託	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	1,356
口座振替磁気ファイル化処理委託	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	1,825
限度額適用認定証等更新案内作成等業務委託	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	1,078
システム保守等委託	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	29,751
合 計		37,400		119,137

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
1. 国民健康保険料	7,922,160	▲1,612	7,920,548		
(項)					
(1) 国民健康保険料	7,922,160	▲1,612	7,920,548		
1. 一般被保険者国民健康保険料	7,920,760	▲1,612	7,919,148	1. 医療給付費分現年賦課分	▲1,196
				2. 後期高齢者支援金分現年賦課分	▲384
				3. 介護納付金分現年賦課分	▲32
(款)					
2. 府支出金	28,371,752	910	28,372,662		
(項)					
(1) 府補助金	28,371,752	910	28,372,662		
1. 保険給付費等交付金	28,337,181	910	28,338,091	2. 保険給付費等交付金(特別交付金)	910
(款)					
4. 繰入金	3,807,478	8,831	3,816,309		
(項)					
(1) 一般会計繰入金	3,807,478	8,831	3,816,309		
1. 一般会計繰入金	3,807,478	8,831	3,816,309	3. 職員給与等繰入金	7,219
				11. 産前産後保険料繰入金	1,612
歳入合計	41,411,426	8,129	41,419,555		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 現年度分	▲1,196	1. 現年度分	▲1,196
		2. 現年度分	▲384
1. 現年度分	▲384	3. 現年度分	▲32
1. 現年度分	▲32		
2. 特別調整交付金分 (市町村向け)	910	1. 特別調整交付金分 (市町村向け)	910
1. 職員給与等繰入金	7,219	1. 職員給与等繰入金	7,219
		2. 産前産後保険料繰入金	1,612
1. 産前産後保険料繰 入金	1,612		

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 総 務 費	656,376	7,219	663,595	-	-	-	7,219
(項)							
(1) 総務管理費	619,588	7,219	626,807	-	-	-	7,219
1. 一般管理費	611,887	7,219	619,106	-	-	-	7,219
(款)							
4. 保健事業費	398,894	910	399,804	910	-	-	-
(項)							
(1) 特定健康診査等 事業費	350,557	910	351,467	910	-	-	-
1. 特定健康診査等 事業費	350,557	910	351,467	910	-	-	-

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
1. 報 酬 1,771	3. 非常勤職員報酬 1,771	1. 人 件 費 7,219 (1) パートタイム会計年度任用職員 2,591 ア. 報 酬 1,771 イ. 手 当 472 ウ. 共 済 費 348
2. 給 料 1,687	2. 一般職給 1,687	(2) 一般職員 4,085 (3) 任期付短時間職員 543
3. 職員手当等 2,667	2. 地域手当 169 5. 時間外勤務手当 59 10. 期末手当 1,488 11. 勤勉手当 951	
4. 共 済 費 1,094	3. 共済組合負担金 836 10. 厚生年金負担金 258	
1. 報 酬 491	3. 非常勤職員報酬 491	1. 人 件 費 910 (1) パートタイム会計年度任用職員 722 ア. 報 酬 491 イ. 手 当 133 ウ. 共 済 費 98
2. 給 料 96	2. 一般職給 96	(2) 任期付短時間職員 188
3. 職員手当等 199	2. 地域手当 10 10. 期末手当 163	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
5. 国民健康保険事業費納付金	12,102,622	-	12,102,622	-	-	▲1,612	1,612
(項)							
(1) 医療給付費分	8,739,587	-	8,739,587	-	-	▲1,196	1,196
1. 一般被保険者医療給付費分	8,739,311	-	8,739,311	-	-	▲1,196	1,196
(項)							
(2) 後期高齢者支援金等分	2,513,266	-	2,513,266	-	-	▲384	384
1. 一般被保険者後期高齢者支援金等分	2,513,159	-	2,513,159	-	-	▲384	384
(項)							
(3) 介護納付金分	849,769	-	849,769	-	-	▲32	32
1. 介護納付金分	849,769	-	849,769	-	-	▲32	32
(款)							
7. 諸支出金	60,600	13,954	74,554	-	-	13,954	-
(項)							
(1) 償還金及び還付加算金	60,600	13,954	74,554	-	-	13,954	-
4. 償 還 金	20,000	13,954	33,954	-	-	13,954	-
(款)							
9. 予 備 費	536,399	▲13,954	522,445	-	-	▲13,954	-
(項)							
(1) 予 備 費	536,399	▲13,954	522,445	-	-	▲13,954	-

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	11. 勤勉手当 26	
4. 共 済 費 124	3. 共済組合負担金 48 10. 厚生年金負担金 76	
		( 財 源 補 正 )
		( 財 源 補 正 )
		( 財 源 補 正 )
22. 償還金利子及び 割引料 13,954	1. 償 還 金 13,954	1. 府補助金等償還金 13,954

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 予 備 費	536,399	▲13,954	522,445	-	-	▲13,954	-
歳 出 合 計	41,411,426	8,129	41,419,555	910	-	▲1,612	8,831

(単位：千円)

節	細節	概 要 説 明	
区 分	区 分		
金 額	金 額		

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(34) 33	32,448	127,182	91,070	250,700	49,193	299,893	
補 正 額	(-) -	2,262	1,783	2,866	6,911	1,218	8,129	
補 正 後	(34) 33	34,710	128,965	93,936	257,611	50,411	308,022	

(注) 任期付職員及び会計年度任用職員の職員数については、( ) 外数とする。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
		扶 養 手 当	1,092	-
	地 域 手 当	13,120	179	13,299
	通 勤 手 当	4,001	-	4,001
	管 理 職 手 当	2,904	-	2,904
	時 間 外 勤 務 手 当	10,220	59	10,279
	夜 間 勤 務 手 当	-	-	-
	特 殊 勤 務 手 当	16	-	16
	宿 日 直 手 当	-	-	-
	期 末 手 当	35,255	1,651	36,906
	勤 勉 手 当	24,228	977	25,205
	住 居 手 当	234	-	234

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	1,783	1 給与改定に伴う増減分	1,783	人事院勧告による給料月額の改定 改定率 1.03% 給与改定の実施時期 令和5年4月1日
		2 その他の増減分	-	

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
職員手当	2,866	1 制度改正に伴う増減分	1,406	期末手当 770  勤勉手当 636	12月期 1.2月分→1.25月分 実施時期 令和5年12月1日  (会計年度任用職員に限る) 12月期 1.25月分→1.3月分 実施時期 令和5年12月1日  12月期 1.0月分→1.05月分 実施時期 令和5年12月1日
		2 その他の増減分	1,460	扶養手当 - 地域手当 179 通勤手当 - 管理職手当 - 時間外勤務手当 59 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 - 宿日直手当 - 期末手当 881 勤勉手当 341 退職手当 - 住居手当 -	

(3) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)		
補 正 前	2.20	2.20	4.40	有
補 正 後	2.20	2.30	4.50	有
国 の 制 度	2.20	2.30	4.50	有

債務負担行為で翌年度以降にわたるも  
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		
		期間 年度	金額	
特定健康診査受診券封入封緘等業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	4,500		-
	補正後	4,500	-	-
特定健康診査集団健診委託	補正前	-	-	-
	補正額	18,054		-
	補正後	18,054	-	-
診療報酬明細書等点検業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	15,680		-
	補正後	15,680	-	-
金融資産等調査電子化事業手数料	補正前	-	-	-
	補正額	4,092		-
	補正後	4,092	-	-
SMS送信サービス手数料	補正前	-	-	-
	補正額	1,452		-
	補正後	1,452	-	-
特定健診システム改修委託	補正前	-	-	-
	補正額	3,949		-
	補正後	3,949	-	-
国民健康保険医療費適正化啓発業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	1,356		-
	補正後	1,356	-	-
口座振替磁気ファイル化処理委託	補正前	-	-	-
	補正額	1,825		-
	補正後	1,825	-	-
限度額適用認定更新案内作成等業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	1,078		-
	補正後	1,078	-	-
システム保守等委託 (令和5年度設定分)	補正前	-	-	-
	補正額	29,751		-
	補正後	29,751	-	-

のについての前年度末までの支出額  
の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
-	-	-	-	-	-	-
	4,500	-	4,500	-	-	-
6	4,500	-	4,500	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
	18,054	-	18,054	-	-	-
6	18,054	-	18,054	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
	15,680	-	15,680	-	-	-
6	15,680	-	15,680	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
	4,092	-	4,092	-	-	-
6	4,092	-	4,092	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
	1,452	-	1,452	-	-	-
6	1,452	-	1,452	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
	3,949	-	3,949	-	-	-
6	3,949	-	3,949	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
	1,356	-	1,356	-	-	-
6	1,356	-	1,356	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
	1,825	-	-	-	-	1,825
6	1,825	-	-	-	-	1,825
-	-	-	-	-	-	-
	1,078	-	-	-	-	1,078
6	1,078	-	-	-	-	1,078
-	-	-	-	-	-	-
	29,751	-	-	-	-	29,751
6	29,751	-	-	-	-	29,751

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
合 計	補正前	752,029		184,060
	補正額	81,737		-
	補正後	833,766		184,060

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
	567,969	-	76,080	-	8,271	483,618
	81,737	-	49,083	-	-	32,654
	649,706	-	125,163	-	8,271	516,272

令和 5 年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができ事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 5 年（2023 年）12 月 1 日提出

枚 方 市 長 伏 見 隆

第 1 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
クレジット等決済業務委託	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	1,082
合 計		1,082

債務負担行為で翌年度以降にわたるも  
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
クレジット等決済業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	1,082		-
	補正後	1,082	-	-
合 計	補正前	216,724		56,778
	補正額	1,082		-
	補正後	217,806		56,778

のについての前年度末までの支出額  
 の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
-	-	-	-	-	-	-
	1,082	-	-	-	1,082	-
6	1,082	-	-	-	1,082	-
	159,946	-	-	-	159,946	-
	1,082	-	-	-	1,082	-
	161,028	-	-	-	161,028	-

## 令和 5 年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7,124千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 37,689,481千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 5 年（2023 年）12 月 1 日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金		6,470,553	7,124	6,477,677
	(1) 一般会計繰入金	5,608,501	7,124	5,615,625
歳 入	合 計	37,682,357	7,124	37,689,481

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		624,126	7,124	631,250
	(1) 総務管理費	422,455	7,124	429,579
歳 出	合 計	37,682,357	7,124	37,689,481

第 2 表 債務負担行為補正

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
介護予防普及啓発事業委託	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	3,600
枚方市地域包括支援センター 包括的支援事業委託	-	-	令和5年度から 令和8年度まで	197,340
ケアマネジメント活動支援事業委託	-	-	令和5年度から 令和8年度まで	2,640
介護予防・日常生活支援総合事業 Webシステム改修委託	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	2,310
介護保険料納入関係通知 封入封緘業務委託	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	4,568
口座振替磁気ファイル化处理委託	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	275
システム保守等委託	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	4,704
合 計		35,323		250,760

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
6. 繰入金	6,470,553	7,124	6,477,677		
(項)					
(1) 一般会計繰入金	5,608,501	7,124	5,615,625		
1. 一般会計繰入金	5,608,501	7,124	5,615,625	3. 職員給与等繰入金	7,124
歳入合計	37,682,357	7,124	37,689,481		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 職員給与等繰入金	7,124	1. 職員給与等繰入金	7,124

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 総 務 費	624,126	7,124	631,250	-	-	-	7,124
(項)							
(1) 総務管理費	422,455	7,124	429,579	-	-	-	7,124
1. 一般管理費	422,455	7,124	429,579	-	-	-	7,124
歳 出 合 計	37,682,357	7,124	37,689,481	-	-	-	7,124

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
1. 報 酬 2,961	3. 非常勤職員報酬 2,961	1. 人 件 費 7,124 (1) パートタイム会計年度任用職員 4,427 ア. 報 酬 2,961 イ. 手 当 873 ウ. 共 済 費 593
2. 給 料 788	2. 一般職給 788	(2) 一般職員 2,660 (3) 再任用職員 37
3. 職員手当等 2,341	2. 地域手当 80 5. 時間外勤務手当 55 10. 期末手当 1,555 11. 勤勉手当 651	
4. 共 済 費 1,034	3. 共済組合負担金 671 10. 厚生年金負担金 363	

## 給 与 費 明 細 書

### 1. 一 般 職

#### (1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(39) 25	65,841	102,408	86,497	254,746	50,193	304,939	
補 正 額	(-) -	2,961	788	2,341	6,090	1,034	7,124	
補 正 後	(39) 25	68,802	103,196	88,838	260,836	51,227	312,063	

(注) 会計年度任用職員の職員数については、( ) 外数とする。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当	3,072	-	3,072
	地 域 手 当	10,909	80	10,989
	通 勤 手 当	3,229	-	3,229
	管 理 職 手 当	2,940	-	2,940
	時 間 外 勤 務 手 当	8,923	55	8,978
	夜 間 勤 務 手 当	-	-	-
	特 殊 勤 務 手 当	2	-	2
	宿 日 直 手 当	-	-	-
	期 末 手 当	36,626	1,555	38,181
	勤 勉 手 当	19,566	651	20,217
	住 居 手 当	1,230	-	1,230

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考	
給 料	788	1 給与改定に 伴う増減分	788		人事院勧告による給料月額の改定  改定率 1.03%  給与改定の実施時期 令和5年4月1日
		2 その他の 増減分	-		

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考	
職員手当	2,341	1 制度改正に伴う増減分	1,258	期末手当 759 12月期 1.2月分→1.25月分 実施時期 令和5年12月1日 (会計年度任用職員に限る) 12月期 1.25月分→1.3月分 実施時期 令和5年12月1日 勤勉手当 499 12月期 1.0月分→1.05月分 実施時期 令和5年12月1日	
		2 その他の増減分	1,083	扶養手当 - 地域手当 80 通勤手当 - 管理職手当 - 時間外勤務手当 55 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 - 宿日直手当 - 期末手当 796 勤勉手当 152 退職手当 - 住居手当 -	

(3) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)		
補 正 前	2.20	2.20	4.40	有
補 正 後	2.20	2.30	4.50	有
国 の 制 度	2.20	2.30	4.50	有

債務負担行為で翌年度以降にわたるも  
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名	限度額	前年度末までの支出(見込)額	
		期間 年度	金額
介護予防普及啓発事業委託	補正前	-	-
	補正額	3,600	-
	補正後	3,600	-
枚方市地域包括支援センター 包括的支援事業委託	補正前	-	-
	補正額	197,340	-
	補正後	197,340	-
ケアマネジメント活動支援事業委託	補正前	-	-
	補正額	2,640	-
	補正後	2,640	-
介護予防・日常生活支援総合事業 Webシステム改修委託	補正前	-	-
	補正額	2,310	-
	補正後	2,310	-
介護保険料納入関係通知封入封緘業務委託	補正前	-	-
	補正額	4,568	-
	補正後	4,568	-
口座振替磁気ファイル化処理委託	補正前	-	-
	補正額	275	-
	補正後	275	-
システム保守等委託 (令和5年度設定分)	補正前	-	-
	補正額	4,704	-
	補正後	4,704	-
合 計	補正前	1,864,224	1,114,015
	補正額	215,437	-
	補正後	2,079,661	1,114,015

のについての前年度末までの支出額  
の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳					一 般 財 源
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源					
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他		
-	-	-	-	-	-	-	
	3,600	900	450	-	1,800	450	
6	3,600	900	450	-	1,800	450	
-	-	-	-	-	-	-	
	197,340	75,975	37,989	-	45,387	37,989	
6~8	197,340	75,975	37,989	-	45,387	37,989	
-	-	-	-	-	-	-	
	2,640	1,017	507	-	609	507	
6~8	2,640	1,017	507	-	609	507	
-	-	-	-	-	-	-	
	2,310	-	-	-	-	2,310	
6	2,310	-	-	-	-	2,310	
-	-	-	-	-	-	-	
	4,568	-	-	-	-	4,568	
6	4,568	-	-	-	-	4,568	
-	-	-	-	-	-	-	
	275	-	-	-	-	275	
6	275	-	-	-	-	275	
-	-	-	-	-	-	-	
	4,704	-	-	-	-	4,704	
6	4,704	-	-	-	-	4,704	
	750,209	231,014	115,698	-	147,259	256,238	
	215,437	77,892	38,946	-	47,796	50,803	
	965,646	308,906	154,644	-	195,055	307,041	

## 令和5年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和5年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,596千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,688,611千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年（2023年）12月1日提出

枚方市長 伏見 隆





第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
通知書等帳票封入封緘等業務委託	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	14,078
口座振替磁気ファイル化処理委託	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	1,126
合 計		15,204

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
2. 繰入金	1,379,655	1,596	1,381,251		
(項)					
(1) 一般会計繰入金	1,379,655	1,596	1,381,251		
1. 一般会計繰入金	1,379,655	1,596	1,381,251	3. 職員給与等繰入金	1,596
歳入合計	7,687,015	1,596	7,688,611		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 職員給与等繰入金	1,596	1. 職員給与等繰入金	1,596

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 総 務 費	198,372	1,596	199,968	-	-	-	1,596
(項)							
(1) 総務管理費	183,858	1,596	185,454	-	-	-	1,596
1. 一般管理費	183,858	1,596	185,454	-	-	-	1,596
歳 出 合 計	7,687,015	1,596	7,688,611	-	-	-	1,596

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
1. 報 酬 508	3. 非常勤職員報酬 508	1. 人 件 費 1,596 (1) パートタイム会計年度任用職員 743 ア. 報 酬 508 イ. 手 当 135 ウ. 共 済 費 100
2. 給 料 224	2. 一般職給 224	(2) 一般職員 814 (3) 再任用職員 39
3. 職員手当等 624	2. 地域手当 24 5. 時間外勤務手当 11 10. 期末手当 366 11. 勤勉手当 223	
4. 共 済 費 240	3. 共済組合負担金 179 10. 厚生年金負担金 61	

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正前	(13) 9	9,076	37,150	25,902	72,128	14,759	86,887	
補正額	(-) -	508	224	624	1,356	240	1,596	
補正後	(13) 9	9,584	37,374	26,526	73,484	14,999	88,483	

(注) 会計年度任用職員の職員数については、( ) 外数とする。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
		扶 養 手 当	1,194	-
	地 域 手 当	3,978	24	4,002
	通 勤 手 当	861	-	861
	管 理 職 手 当	1,428	-	1,428
	時 間 外 勤 務 手 当	1,648	11	1,659
	夜 間 勤 務 手 当	-	-	-
	特 殊 勤 務 手 当	-	-	-
	宿 日 直 手 当	-	-	-
	期 末 手 当	9,992	366	10,358
	勤 勉 手 当	6,801	223	7,024
	住 居 手 当	-	-	-

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	224	1 給与改定に 伴う増減分	224	人事院勧告による給料月額の改定  改定率 1.03%  給与改定の実施時期 令和5年4月1日
		2 その他の 増減分	-	

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考	
職員手当	624	1 制度改正に伴う増減分	389	期末手当 209  勤勉手当 180	12月期 1. 2月分→1. 25月分 実施時期 令和5年12月1日  (会計年度任用職員に限る) 12月期 1. 25月分→1. 3月分 実施時期 令和5年12月1日  12月期 1. 0月分→1. 05月分 実施時期 令和5年12月1日
		2 その他の増減分	235	扶養手当 - 地域手当 24 通勤手当 - 管理職手当 - 時間外勤務手当 11 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 - 宿日直手当 - 期末手当 157 勤勉手当 43 退職手当 - 住居手当 -	

(3) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)		
補 正 前	2.20	2.20	4.40	有
補 正 後	2.20	2.30	4.50	有
国 の 制 度	2.20	2.30	4.50	有

債務負担行為で翌年度以降にわたるも  
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		
		期間 年度	金額	
通知書等帳票封入封緘等業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	14,078		-
	補正後	14,078	-	-
口座振替磁気ファイル化処理委託	補正前	-	-	-
	補正額	1,126		-
	補正後	1,126	-	-
合 計	補正前	121,707		62,626
	補正額	15,204		-
	補正後	136,911		62,626

のについての前年度末までの支出額  
の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
-	-	-	-	-	-	-
	14,078	-	-	-	-	14,078
6	14,078	-	-	-	-	14,078
-	-	-	-	-	-	-
	1,126	-	-	-	-	1,126
6	1,126	-	-	-	-	1,126
	59,081	-	-	-	-	59,081
	15,204	-	-	-	-	15,204
	74,285	-	-	-	-	74,285

令和5年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第4号）

令和5年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和5年（2023年）12月1日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
母子父子寡婦福祉資金回収委託	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	700
口座振替磁気ファイル化処理委託	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	16
システム保守等委託	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	1,584
合 計		2,300

債務負担行為で翌年度以降にわたるも  
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
母子父子寡婦福祉資金回収委託	補正前	-	-	-
	補正額	700		-
	補正後	700	-	-
口座振替磁気ファイル化処理委託	補正前	-	-	-
	補正額	16		-
	補正後	16	-	-
システム保守等委託	補正前	-	-	-
	補正額	1,584		-
	補正後	1,584	-	-
合計	補正前	2,168		-
	補正額	2,300		-
	補正後	4,468		-

のについての前年度末までの支出額  
の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
-	-	-	-	-	-	-
	700	-	-	-	-	700
6	700	-	-	-	-	700
-	-	-	-	-	-	-
	16	-	-	-	-	16
6	16	-	-	-	-	16
-	-	-	-	-	-	-
	1,584	-	-	-	-	1,584
6	1,584	-	-	-	-	1,584
	2,168	-	-	-	167	2,001
	2,300	-	-	-	-	2,300
	4,468	-	-	-	167	4,301

令和5年度大阪府枚方市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和5年度大阪府枚方市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和5年度大阪府枚方市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	6,284,176	10,251	6,294,427
第1項 営業費用	5,846,813	10,251	5,857,064

（資本的支出）

第3条 予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,518,690千円は、当年度消費税資本的収支調整額483,198千円、建設改良積立金888,625千円、過年度損益勘定留保資金745,090千円、当年度損益勘定留保資金2,401,777千円で補てんするものとする。）に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	8,157,365	3,641	8,161,006
第1項 建設改良費	5,681,878	3,641	5,685,519

(債務負担行為)

第4条 予算第6条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
配水管移設工事 (令和5年度設定分) (その3)	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	88,000
電算システム等賃貸借 (令和5年度設定分)	-	-	令和5年度から 令和11年度まで	74,785
上下水道料金システム移行 業務委託	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	19,778
庁舎維持管理委託 (令和5年度設定分)	-	-	令和5年度から 令和8年度まで	55,243
職員定期・特殊健康診断 業務委託	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	1,556
水道料金等収納業務委託	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	9,321
浄水発生土搬出運搬等委託	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	37,500
除草作業委託	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	17,500
合 計		761,210		1,064,893

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 職 員 給 与 費	853,567	13,892	867,459

令和5年(2023年)12月1日提出

枚方市長 伏 見 隆

## 令和 5 年度大阪府枚方市水道事業

### 1. 収益的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
水道事業費用		6,284,176	10,251	6,294,427
営業費用		5,846,813	10,251	5,857,064
	原水及び浄水費	1,870,987	1,736	1,872,723
	配水及び給水費	888,433	5,954	894,387
	受託工事費	16,527	166	16,693

# 会計補正予算説明書（第3号）

（単位：千円）

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
		千円	
給 料	501	1. 人件費	1,736
手 当 等	724	(1) 給料	501
法定福利費	244	ア. 一般職員	489
賞与等引当金繰入額	267	イ. 再任用職員	12
		(2) 手当等	724
		ア. 地域手当	52
		イ. 時間外勤務手当	4
		ウ. 期末手当	344
		エ. 勤勉手当	324
		(3) 法定福利費	244
		共済組合負担金	
		(4) 賞与等引当金繰入額	267
		ア. 賞与分	223
		イ. 法定福利費分	44
給 料	1,483	1. 人件費	5,954
報 酬	498	(1) 給料	1,483
手 当 等	2,303	ア. 一般職員	1,458
法定福利費	825	イ. 再任用職員	25
賞与等引当金繰入額	845	(2) 報酬	498
		パートタイム会計年度任用職員	
		(3) 手当等	2,303
		ア. 地域手当	150
		イ. 時間外手当	30
		ウ. 期末手当	1,157
		エ. 勤勉手当	966
		(4) 法定福利費	825
		ア. 共済組合負担金	761
		イ. 厚生年金負担金	64
		(5) 賞与等引当金繰入額	845
		ア. 賞与分	708
		イ. 法定福利費分	137
給 料	56	1. 人件費	166
手 当 等	64	(1) 給料	56
		一般職員	
		(2) 手当等	64
		ア. 地域手当	6
		イ. 時間外勤務手当	2
		ウ. 期末手当	29

款 項	目	補正前の額	補正額	計
	業 務 費	249,880	783	250,663
	総 係 費	286,123	1,612	287,735
支 出 合 計		6,284,176	10,251	6,294,427

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
法 定 福 利 費	24	エ．勤勉手当	27
		(3) 法定福利費	24
		共済組合負担金	
賞与等引当金繰入額	22	(4) 賞与等引当金繰入額	22
		ア．賞与分	19
		イ．法定福利費分	3
給 料	229	1．人件費	783
		(1) 給料	229
		ア．一般職員	217
		イ．再任用職員	12
手 当 等	324	(2) 手当等	324
		ア．地域手当	24
		イ．時間外勤務手当	2
		ウ．期末手当	154
		エ．勤勉手当	144
法 定 福 利 費	111	(3) 法定福利費	111
		共済組合負担金	
賞与等引当金繰入額	119	(4) 賞与等引当金繰入額	119
		ア．賞与分	100
		イ．法定福利費分	19
給 料	381	1．人件費	1,612
		(1) 給料	381
		ア．一般職員	367
		イ．再任用職員	14
手 当 等	737	(2) 手当等	737
		ア．地域手当	39
		イ．時間外勤務手当	15
		ウ．期末手当	381
		エ．勤勉手当	302
法 定 福 利 費	221	(3) 法定福利費	221
		共済組合負担金	
賞与等引当金繰入額	273	(4) 賞与等引当金繰入額	273
		ア．賞与分	228
		イ．法定福利費分	45

## 2. 資本的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
資本的支出		8,157,365	3,641	8,161,006
建設改良費		5,681,878	3,641	5,685,519
	事務費	279,848	3,641	283,489
支出合計		8,157,365	3,641	8,161,006

( 単位 : 千円 )

節		概 要 説 明
区 分	金 額	
		千円
給 料	1,069	1. 人件費 3,641
報 酬	201	(1) 給料 1,069
手 当 等	1,778	ア. 一般職員 1,047
法 定 福 利 費	593	イ. 再任用職員 22
		(2) 報酬 201
		パートタイム会計年度任用職員
		(3) 手当等 1,778
		ア. 地域手当 108
		イ. 時間外勤務手当 31
		ウ. 期末手当 871
		エ. 勤勉手当 768
		(4) 法定福利費 593
		ア. 共済組合負担金 565
		イ. 厚生年金負担金 28

## 給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数			給 与 費				法 福 利 定 費	合 計	
	特 別 職		一 般 職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計			
	管 理 者 (人)	そ の 他 (人)								
補 正 前	損 益 勘 定 支 弁 職 員	1	9	(14) 69	16,099	261,301	229,048	506,448	95,897	602,345
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	-	-	(2) 31	4,193	113,861	85,805	203,859	40,823	244,682
	合 計	1	9	(16) 100	20,292	375,162	314,853	710,307	136,720	847,027
補 正 額	損 益 勘 定 支 弁 職 員	-	-	(-) -	498	2,650	5,430	8,578	1,673	10,251
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	-	-	(-) -	201	1,069	1,778	3,048	593	3,641
	合 計	-	-	(-) -	699	3,719	7,208	11,626	2,266	13,892
補 正 後	損 益 勘 定 支 弁 職 員	1	9	(14) 69	16,597	263,951	234,478	515,026	97,570	612,596
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	-	-	(2) 31	4,394	114,930	87,583	206,907	41,416	248,323
	合 計	1	9	(16) 100	20,991	378,881	322,061	721,933	138,986	860,919

※ 会計年度任用職員の職員数については、( ) 外数とする。

※ 上下水道事業管理者の給料・手当・法定福利費については、下水道事業会計と折半している。

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
		扶 養 手 当	11,097	-
	地 域 手 当	39,775	379	40,154
	通 勤 手 当	9,233	-	9,233
	管 理 職 手 当	13,707	-	13,707
	時 間 外 勤 務 手 当	34,527	84	34,611
	特 殊 勤 務 手 当	250	-	250
	住 居 手 当	7,979	-	7,979
	期 末 手 当	91,574	3,626	95,200
	勤 勉 手 当	71,650	3,119	74,769
	退 職 給 付 費	35,061	-	35,061

※ 期末・勤勉手当額には、賞与引当金計上分を含む。

※ 退職給付費については、退職給付引当金への繰入分。

2. 給料及び手当の増減額の明細

一般職

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考																														
給料	3,719	1. 給与改定に伴う増減分	3,719	人事院勧告による給料月額改定 改定率 1.03% 給与改定の実施時期 令和5年4月1日																														
		2. その他の増減分	-																															
手当	7,124	1. 制度改正に伴う増減分	3,678	<table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>1,864</td> <td>12月期 1.2月分→1.25月分 実施時期 令和5年12月1日 (会計年度任用職員に限る) 12月期 1.25月分→1.3月分 実施時期 令和5年12月1日</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>1,814</td> <td>12月期 1.0月分→1.05月分 実施時期 令和5年12月1日</td> </tr> </table>	期末手当	1,864	12月期 1.2月分→1.25月分 実施時期 令和5年12月1日 (会計年度任用職員に限る) 12月期 1.25月分→1.3月分 実施時期 令和5年12月1日	勤勉手当	1,814	12月期 1.0月分→1.05月分 実施時期 令和5年12月1日																								
		期末手当	1,864	12月期 1.2月分→1.25月分 実施時期 令和5年12月1日 (会計年度任用職員に限る) 12月期 1.25月分→1.3月分 実施時期 令和5年12月1日																														
勤勉手当	1,814	12月期 1.0月分→1.05月分 実施時期 令和5年12月1日																																
		2. その他の増減分	3,446	<table border="0"> <tr> <td>扶養手当</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域手当</td> <td>379</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通勤手当</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理職手当</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>時間外勤務手当</td> <td>84</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特殊勤務手当</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住居手当</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>期末手当</td> <td>1,678</td> <td></td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>1,305</td> <td></td> </tr> <tr> <td>退職給付費</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table>	扶養手当	-		地域手当	379		通勤手当	-		管理職手当	-		時間外勤務手当	84		特殊勤務手当	-		住居手当	-		期末手当	1,678		勤勉手当	1,305		退職給付費	-	
扶養手当	-																																	
地域手当	379																																	
通勤手当	-																																	
管理職手当	-																																	
時間外勤務手当	84																																	
特殊勤務手当	-																																	
住居手当	-																																	
期末手当	1,678																																	
勤勉手当	1,305																																	
退職給付費	-																																	

3. 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 等級による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補正前	2.20	2.20	4.40	有
補正後	2.20	2.30	4.50	有
一般会計の制度	2.20	2.30	4.50	有

債 務 負 担 行 為

事 項	限 度 額	
配水管移設工事（令和5年度設定分）（その3）	補正前	-
	補正額	88,000
	補正後	88,000
電算システム等賃貸借（令和5年度設定分）	補正前	-
	補正額	74,785
	補正後	74,785
上下水道料金システム移行業務委託	補正前	-
	補正額	19,778
	補正後	19,778
庁舎維持管理委託（令和5年度設定分）	補正前	-
	補正額	55,243
	補正後	55,243
職員定期・特殊健康診断業務委託	補正前	-
	補正額	1,556
	補正後	1,556
水道料金等収納業務委託	補正前	-
	補正額	9,321
	補正後	9,321
浄水発生土搬出運搬等委託	補正前	-
	補正額	37,500
	補正後	37,500
除草作業委託	補正前	-
	補正額	17,500
	補正後	17,500
合 計	補正前	16,595,323
	補正額	303,683
	補正後	16,899,006

に 関 す る 調 書

(単位：千円)

前年度末までの支払発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳
期 間 年度	金 額	期 間 年度	金 額	
-	-	-	-	工事負担金及び 損益勘定留保資金
-	-	-	88,000	
-	-	6	88,000	
-	-	-	-	水道料金等及び 損益勘定留保資金
-	-	-	74,785	
-	-	6~11	74,785	
-	-	-	-	水道料金等
-	-	-	19,778	
-	-	6	19,778	
-	-	-	-	水道料金等
-	-	-	55,243	
-	-	6~8	55,243	
-	-	-	-	水道料金等
-	-	-	1,556	
-	-	6	1,556	
-	-	-	-	水道料金等
-	-	-	9,321	
-	-	6	9,321	
-	-	-	-	水道料金等
-	-	-	37,500	
-	-	6	37,500	
-	-	-	-	水道料金等
-	-	-	17,500	
-	-	6	17,500	
-	1,153,370	-	15,441,953	
-	-	-	303,683	
-	1,153,370	-	15,745,636	

令和5年度大阪府枚方市病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度大阪府枚方市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度大阪府枚方市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 病院事業収益	11,202,909 千円	213,704 千円	11,416,613 千円
第1項 医業収益	9,531,284 千円	213,704 千円	9,744,988 千円

科 目	支 出		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 病院事業費用	11,408,966 千円	292,974 千円	11,701,940 千円
第1項 医業費用	11,024,650 千円	287,341 千円	11,311,991 千円
第2項 医業外費用	373,316 千円	5,633 千円	378,949 千円

（債務負担行為）

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
トイレ関連用品賃借 （令和5年度設定分）	—	—	令和5年度から 令和8年度まで	10,833 千円
産汚物等処理委託 （令和5年度設定分）	—	—	令和5年度から 令和8年度まで	1,110 千円
職員検診等委託 （令和5年度設定分）	—	—	令和5年度から 令和6年度まで	9,798 千円
医療機器賃借 （令和5年度設定分）	—	—	令和5年度から 令和6年度まで	2,093 千円
情報システム賃借 （令和5年度設定分）	—	—	令和5年度から 令和6年度まで	1,320 千円
情報システム保守点検等委託 （その1）（令和5年度設定分）	令和5年度から 令和6年度まで	14 千円	令和5年度から 令和6年度まで	99,402 千円
医療機器保守点検委託（その1） （令和5年度設定分）	令和5年度から 令和8年度まで	1,092 千円	令和5年度から 令和8年度まで	6,813 千円

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
医療機器保守点検委託（その3） （令和5年度設定分）	—	—	令和5年度から 令和9年度まで	2,200 千円
医療機器保守点検委託（その4） （令和5年度設定分）	—	—	令和5年度から 令和13年度まで	4,120 千円
医療機器保守点検委託（その5） （令和5年度設定分）	—	—	令和5年度から 令和15年度まで	4,840 千円
医療機器保守点検委託（その6） （令和5年度設定分）	—	—	令和5年度から 令和6年度まで	111,753 千円
放射線量測定等業務委託 （令和5年度設定分）	—	—	令和5年度から 令和6年度まで	2,311 千円
未収金回収業務委託 （令和5年度設定分）	—	—	令和5年度から 令和6年度まで	517 千円
文献検索等ライセンス料（その1） （令和5年度設定分）	—	—	令和5年度から 令和10年度まで	4,465 千円
文献検索等ライセンス料（その2） （令和5年度設定分）	—	—	令和5年度から 令和6年度まで	1,971 千円
ベンチマークシステム利用料 （令和5年度設定分）	—	—	令和5年度から 令和6年度まで	1,030 千円
経営コンサルティング等業務委託 （令和5年度設定分）	—	—	令和5年度から 令和6年度まで	5,000 千円
サイバーリスク保険料 （令和5年度設定分）	—	—	令和5年度から 令和6年度まで	2,274 千円
遠隔地医療通訳業務委託 （令和5年度設定分）	—	—	令和5年度から 令和6年度まで	858 千円
医薬品契約事務支援業務委託 （令和5年度設定分）	—	—	令和5年度から 令和6年度まで	5,555 千円
感染症対応業務委託 （令和5年度設定分）	—	—	令和5年度から 令和6年度まで	8,316 千円
合 計		1,607,532 千円		1,893,005 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 給 与 費	5,535,040 千円	110,370 千円	5,645,410 千円

令和5年（2023年）12月1日 提出

枚方市長 伏見 隆

1. 収益的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
(1) 病院事業収益		11,202,909	213,704	11,416,613
1. 医業収益		9,531,284	213,704	9,744,988
	1. 入院収益	6,037,121	213,704	6,250,825
収入合計		11,202,909	213,704	11,416,613

病院事業会計補正予算説明書（第2号）

（単位：千円）

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
			千円
入 院 収 益	213,704	1. 入院患者診療収入	213,704

## 2. 収益的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
(1) 病院事業費用		11,408,966	292,974	11,701,940
1. 医業費用		11,024,650	287,341	11,311,991
	1. 給与費	5,535,040	110,370	5,645,410

(単位：千円)

節		概 要 説 明	
区 分	金 額	千円	
給 料	34,768	1. 給 料	34,768
		(1) 一般職	32,100
		ア. 医師給	2,759
		イ. 看護師給	24,345
		ウ. 医療技術員給	4,118
		エ. 事務員給	878
		(2) 再任用職員	182
		ア. 看護師給	116
		イ. 医療技術員給	43
		ウ. 事務員給	23
		(3) 任期付職員	2,486
		ア. 医師給	2,426
		イ. 看護師給	60
手 当 等	42,366	2. 手 当 等	42,366
		(1) 地域手当	3,459
		(2) 時間外勤務手当	768
		(3) 期末手当	22,280
		(4) 勤勉手当	15,859
報 酬	16,140	3. 報 酬	16,140
		嘱託給	
法 定 福 利 費	17,096	4. 法定福利費	17,096
		(1) 共済組合負担金	15,404
		(2) 厚生年金負担金	1,692

## 2. 収益的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
	2. 材 料 費	1,936,193	176,971	2,113,164
2. 医 業 外 費 用		373,316	5,633	378,949
	3. 雑 損 失	222,667	5,633	228,300
支 出 合 計		11,408,966	292,974	11,701,940

(単位：千円)

節		概 要 説 明
区 分	金 額	
薬 品 費	135,254	1. 薬 品 費 135,254
診 療 材 料 費	41,717	2. 診療材料費 41,717 診療用消耗品費
雑 損 失	5,633	1. 雑 損 失 5,633

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数			給 与 費				法 定 福 利 費	合 計	
	特 別 職		一 般 職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計			
	管 理 者 (人)	そ の 他 (人)								
補 正 前	損益勘定 支弁職員	1	22	(169) 504	346,700	1,990,856	2,319,702	4,657,258	855,957	5,513,215
	資本勘定 支弁職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	1	22	(169) 504	346,700	1,990,856	2,319,702	4,657,258	855,957	5,513,215
補 正 額	損益勘定 支弁職員	-	-	-	16,140	34,768	42,366	93,274	17,096	110,370
	資本勘定 支弁職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	16,140	34,768	42,366	93,274	17,096	110,370
補 正 後	損益勘定 支弁職員	1	22	(169) 504	362,840	2,025,624	2,362,068	4,750,532	873,053	5,623,585
	資本勘定 支弁職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	1	22	(169) 504	362,840	2,025,624	2,362,068	4,750,532	873,053	5,623,585

(注) 任期付職員及び会計年度任用職員の職員数については、( )外数とする。

(単位：千円)

区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後	
手 当 の 内 訳	扶 養 手 当	38,316	-	38,316
	地 域 手 当	210,981	3,459	214,440
	通 勤 手 当	55,254	-	55,254
	管 理 職 手 当	80,563	-	80,563
	初 任 給 調 整 手 当	64,938	-	64,938
	時 間 外 勤 務 手 当	140,723	768	141,491
	夜 間 勤 務 手 当	33,545	-	33,545
	特 殊 勤 務 手 当	539,846	-	539,846
	宿 日 直 手 当	21,536	-	21,536
	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	246	-	246
	期 末 手 当	539,218	22,280	561,498
	勤 勉 手 当	372,661	15,859	388,520
	住 居 手 当	44,497	-	44,497
	退 職 給 付 費	177,348	-	177,348

※ 期末・勤勉手当額には、賞与引当金計上分を含む。

※ 退職給付費については、退職給付引当金への繰入分を含む。

2. 給料及び手当の増減額の明細

一般職

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	内 訳	説 明	備 考
給料	34,768	1. 給与改定に伴う増減分	34,768		人事院勧告による給料月額の改定 改定率 1.03% 給与改定の実施時期 令和5年4月1日
		2. その他の増減分	-		
手当	42,241	1. 制度改正に伴う増減分	21,008	期末手当 11,255  勤勉手当 9,753	12月期 1.2月分→1.25月分 実施時期 令和5年12月1日 (会計年度任用職員に限る) 12月期 1.25月分→1.3月分 実施時期 令和5年12月1日  12月期 1.0月分→1.05月分 実施時期 令和5年12月1日
		2. その他の増減分	21,233	扶養手当 - 地域手当 3,459 通勤手当 - 管理職手当 - 初任給調整手当 - 時間外勤務手当 768 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 - 宿日直手当 - 管理職員特別勤務手当 - 期末手当 10,900 勤勉手当 6,106 住居手当 - 退職給付費 -	

3. 職員手当の状況

期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補正前	2.20	2.20	4.40	有
補正後	2.20	2.30	4.50	有
一般会計の制度	2.20	2.30	4.50	有

債 務 負 担 行 為

事項	限度額	前年度末までの支払発生（見込）	
		期 間 年度	金額
トイレ関連用品賃借 （令和5年度設定分）	補 正 前	-	-
	補 正 額	10,833	-
	補 正 後	10,833	-
産汚物等処理委託 （令和5年度設定分）	補 正 前	-	-
	補 正 額	1,110	-
	補 正 後	1,110	-
職員検診等委託 （令和5年度設定分）	補 正 前	-	-
	補 正 額	9,798	-
	補 正 後	9,798	-
医療機器賃借 （令和5年度設定分）	補 正 前	-	-
	補 正 額	2,093	-
	補 正 後	2,093	-
情報システム賃借 （令和5年度設定分）	補 正 前	-	-
	補 正 額	1,320	-
	補 正 後	1,320	-
情報システム保守点検等委託 （その1）（令和5年度設定分）	補 正 前	14	-
	補 正 額	99,388	-
	補 正 後	99,402	-
医療機器保守点検委託（その1） （令和5年度設定分）	補 正 前	1,092	-
	補 正 額	5,721	-
	補 正 後	6,813	-
医療機器保守点検委託（その3） （令和5年度設定分）	補 正 前	-	-
	補 正 額	2,200	-
	補 正 後	2,200	-
医療機器保守点検委託（その4） （令和5年度設定分）	補 正 前	-	-
	補 正 額	4,120	-
	補 正 後	4,120	-
医療機器保守点検委託（その5） （令和5年度設定分）	補 正 前	-	-
	補 正 額	4,840	-
	補 正 後	4,840	-
医療機器保守点検委託（その6） （令和5年度設定分）	補 正 前	-	-
	補 正 額	111,753	-
	補 正 後	111,753	-
放射線量測定等業務委託 （令和5年度設定分）	補 正 前	-	-
	補 正 額	2,311	-
	補 正 後	2,311	-

に 関 す る 調 書

(単位：千円)

当該年度以降の支払発生予定額		左 の 財 源 内 訳
期 間 年度	金額	
-	-	診療収入
	10,833	
6～8	10,833	
-	-	診療収入
	1,110	
6～8	1,110	
-	-	診療収入
	9,798	
6	9,798	
-	-	診療収入
	2,093	
6	2,093	
-	-	診療収入
	1,320	
6	1,320	
6	14	診療収入
	99,388	
6	99,402	
6～8	1,092	診療収入
	5,721	
6～8	6,813	
-	-	診療収入
	2,200	
6～9	2,200	
-	-	診療収入
	4,120	
6～13	4,120	
-	-	診療収入
	4,840	
6～15	4,840	
-	-	診療収入
	111,753	
6	111,753	
-	-	診療収入
	2,311	
6	2,311	

事項		限度額	前年度末までの支払発生（見込）	
			期 間 年度	金額
未収金回収業務委託 （令和5年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	517		-
	補 正 後	517	-	-
文献検索等ライセンス料（その1） （令和5年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	4,465		-
	補 正 後	4,465	-	-
文献検索等ライセンス料（その2） （令和5年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	1,971		-
	補 正 後	1,971	-	-
ベンチマークシステム利用料 （令和5年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	1,030		-
	補 正 後	1,030	-	-
経営コンサルティング等業務委託 （令和5年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	5,000		-
	補 正 後	5,000	-	-
サイバーリスク保険料 （令和5年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	2,274		-
	補 正 後	2,274	-	-
遠隔地医療通訳業務委託 （令和5年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	858		-
	補 正 後	858	-	-
医薬品契約事務支援業務委託 （令和5年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	5,555		-
	補 正 後	5,555	-	-
感染症対応業務委託 （令和5年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	8,316		-
	補 正 後	8,316	-	-
合 計	補 正 前	6,109,588		2,216,931
	補 正 額	285,473		-
	補 正 後	6,395,061		2,216,931

(単位：千円)

当該年度以降の支払発生予定額		左の財源内訳
期 間 年度	金額	
-	-	診療収入
	517	
6	517	
-	-	診療収入
	4,465	
6~10	4,465	
-	-	診療収入
	1,971	
6	1,971	
-	-	診療収入
	1,030	
6	1,030	
-	-	診療収入
	5,000	
6	5,000	
-	-	診療収入
	2,274	
6	2,274	
-	-	診療収入
	858	
6	858	
-	-	診療収入
	5,555	
6	5,555	
-	-	診療収入
	8,316	
6	8,316	
	3,892,657	
	285,473	
	4,178,130	

令和5年度大阪府枚方市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度大阪府枚方市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和5年度大阪府枚方市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	11,972,345	7,427	11,979,772
第1項 営業費用	10,682,180	7,427	10,689,607

（資本的支出）

第3条 予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,402,345千円は、当年度消費税資本的収支調整額77,748千円、減債積立金133,740千円、過年度損益勘定留保資金2,427,622千円、当年度損益勘定留保資金1,763,235千円で補てんするものとする。）に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	6,951,218	4,101	6,955,319
第1項 整備事業費	492,918	1,545	494,463
第2項 建設改良事業費	1,901,564	2,556	1,904,120

(債務負担行為)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
下水道施設維持管理等委託 (令和5年度設定分)	-	-	令和5年度から 令和10年度まで	324,450
電算システム等賃貸借 (令和5年度設定分)	-	-	令和5年度から 令和11年度まで	87,786
電算システム等保守委託 (令和5年度設定分)	-	-	令和5年度から 令和8年度まで	8,491
職員定期・特殊健康診断 業務委託	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	1,621
水道料金等収納業務委託	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	9,321
上下水道料金システム移行 業務委託	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	19,778
合 計		1,898,530		2,349,977

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 職 員 給 与 費	949,061	11,528	960,589

令和5年(2023年)12月1日提出

枚方市長 伏見 隆

## 令和 5 年度大阪府枚方市下水道事業

### 1. 収益的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
下水道事業費用		11,972,345	7,427	11,979,772
営業費用		10,682,180	7,427	10,689,607
	汚水費	338,313	948	339,261
	雨水費	1,024,302	4,097	1,028,399
	業務費	138,966	603	139,569

# 会計補正予算説明書（第2号）

（単位：千円）

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
		千円	
給 料	126	1. 人件費	948
報 酬	53	(1) 給料	126
手 当 等	463	ア. 一般職員	104
法 定 福 利 費	127	イ. 再任用職員	22
賞与等引当金繰入額	179	(2) 報酬	53
		パートタイム会計年度任用職員	
		(3) 手当等	463
		ア. 地域手当	15
		イ. 時間外勤務手当	3
		ウ. 期末手当	232
		エ. 勤勉手当	213
		(4) 法定福利費	127
		ア. 共済組合負担金	117
		イ. 厚生年金負担金	10
		(5) 賞与等引当金繰入額	179
		ア. 賞与分	149
		イ. 法定福利費分	30
給 料	1,115	1. 人件費	4,097
手 当 等	2,305	(1) 給料	1,115
法 定 福 利 費	677	ア. 一般職員	1,103
		イ. 再任用職員	12
		(2) 手当等	2,305
		ア. 地域手当	115
		イ. 時間外勤務手当	40
		ウ. 期末手当	1,096
		エ. 勤勉手当	1,054
		(3) 法定福利費	677
		共済組合負担金	
給 料	52	1. 人件費	603
報 酬	127	(1) 給料	52
手 当 等	247	一般職員	
		(2) 報酬	127
		パートタイム会計年度任用職員	
		(3) 手当等	247
		ア. 地域手当	6
		イ. 時間外勤務手当	1
		ウ. 期末手当	138
		エ. 勤勉手当	102

款 項	目	補正前の額	補正額	計
	総 係 費	297,872	1,779	299,651
支 出	合 計	11,972,345	7,427	11,979,772

( 単位 : 千円 )

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
法 定 福 利 費	79	(4) 法定福利費	79
		ア．共済組合負担金	63
		イ．厚生年金負担金	16
賞与等引当金繰入額	98	(5) 賞与等引当金繰入額	98
		ア．賞与分	81
		イ．法定福利費分	17
給 料	382	1. 人件費	1,779
		(1) 給料	382
		ア．一般職員	368
		イ．再任用職員	14
報 酬	129	(2) 報酬	129
		パートタイム会計年度任用職員	
手 当 等	834	(3) 手当等	834
		ア．地域手当	39
		イ．時間外勤務手当	21
		ウ．期末手当	443
		エ．勤勉手当	331
法 定 福 利 費	259	(4) 法定福利費	259
		ア 共済組合負担金	243
		イ．厚生年金負担金	16
賞与等引当金繰入額	175	(5) 賞与等引当金繰入額	175
		ア．賞与分	145
		イ．法定福利費分	30

## 2. 資本的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
資本的支出		6,951,218	4,101	6,955,319
整備事業費		492,918	1,545	494,463
	整備事務費	148,663	1,545	150,208
建設改良事業費		1,901,564	2,556	1,904,120
	建設改良事務費	184,479	2,556	187,035
支 出 合 計		6,951,218	4,101	6,955,319

( 単位 : 千円 )

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
		千円	
給 料	413	1. 人件費	1,545
報 酬	127	(1) 給料	413
手 当 等	753	ア. 一般職員	389
法 定 福 利 費	252	イ. 再任用職員	24
		(2) 報酬	127
		パートタイム会計年度任用職員	
		(3) 手当等	753
		ア. 地域手当	43
		イ. 時間外勤務手当	8
		ウ. 期末手当	377
		エ. 勤勉手当	325
		(4) 法定福利費	252
		ア. 共済組合負担金	236
		イ. 厚生年金負担金	16
給 料	820	1. 人件費	2,556
手 当 等	1,316	(1) 給料	820
法 定 福 利 費	420	一般職員	
		(2) 手当等	1,316
		ア. 地域手当	84
		イ. 時間外勤務手当	36
		ウ. 期末手当	614
		エ. 勤勉手当	582
		(3) 法定福利費	420
		共済組合負担金	

## 給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数					給 与 費				法 福 利 定 費	合 計
	特 別 職		一 般 職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計				
	管 理 者 (人)	そ の 他 (人)									
補 正 前	損 益 勘 定 員	-	-	(14)	11,995	281,947	251,166	545,108	101,201	646,309	
	資 本 勘 定 員	-	-	(1)	1,586	132,977	110,595	245,158	48,999	294,157	
	合 計	-	-	(15)	13,581	414,924	361,761	790,266	150,200	940,466	
補 正 額	損 益 勘 定 員	-	-	(-)	309	1,675	4,224	6,208	1,219	7,427	
	資 本 勘 定 員	-	-	(-)	127	1,233	2,069	3,429	672	4,101	
	合 計	-	-	(-)	436	2,908	6,293	9,637	1,891	11,528	
補 正 後	損 益 勘 定 員	-	-	(14)	12,304	283,622	255,390	551,316	102,420	653,736	
	資 本 勘 定 員	-	-	(1)	1,713	134,210	112,664	248,587	49,671	298,258	
	合 計	-	-	(15)	14,017	417,832	368,054	799,903	152,091	951,994	

※ 会計年度任用職員の職員数については、( ) 外数とする。

※ 上下水道事業管理者の給料・手当・法定福利費については、水道事業会計と折半している。

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当	14,875	-	14,875
	地 域 手 当	43,822	302	44,124
	通 勤 手 当	8,995	-	8,995
	管 理 職 手 当	13,437	-	13,437
	時 間 外 勤 務 手 当	47,774	109	47,883
	特 殊 勤 務 手 当	506	-	506
	住 居 手 当	5,508	-	5,508
	期 末 手 当	100,349	3,110	103,459
	勤 勉 手 当	79,933	2,772	82,705
退 職 給 付 費	46,562	-	46,562	

※ 期末・勤勉手当額には、賞与引当金計上分を含む。

※ 退職給付費については、退職給付引当金への繰入分。

2. 給料及び手当の増減額の明細

一般職

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考	
給料	2,908	1. 給与改定に伴う増減分	2,908	2,908	人事院勧告による給料月額の改定 改定率 1.03% 給与改定の実施時期 令和5年4月1日
		2. その他の増減分	-		
手当	6,221	1. 制度改正に伴う増減分	4,099	期末手当 2,060  勤勉手当 2,039	12月期 1. 2月分→1. 25月分 実施時期 令和5年12月1日 (会計年度任用職員に限る) 12月期 1. 25月分→1. 3月分 実施時期 令和5年12月1日 12月期 1. 0月分→1. 05月分 実施時期 令和5年12月1日
		2. その他の増減分	2,122	扶養手当 - 地域手当 302 通勤手当 - 管理職手当 - 時間外勤務手当 109 特殊勤務手当 - 住居手当 - 期末手当 978 勤勉手当 733 退職給付費 -	

3. 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)		
補正前	2.20	2.20	4.40	有
補正後	2.20	2.30	4.50	有
一般会計の制度	2.20	2.30	4.50	有

債 務 負 担 行 為

事 項		限 度 額
下水道施設維持管理等委託（令和5年度設定分）	補正前	-
	補正額	324,450
	補正後	324,450
電算システム等賃貸借（令和5年度設定分）	補正前	-
	補正額	87,786
	補正後	87,786
電算システム等保守委託（令和5年度設定分）	補正前	-
	補正額	8,491
	補正後	8,491
職員定期・特殊健康診断業務委託	補正前	-
	補正額	1,621
	補正後	1,621
水道料金等収納業務委託	補正前	-
	補正額	9,321
	補正後	9,321
上下水道料金システム移行業務委託	補正前	-
	補正額	19,778
	補正後	19,778
合 計	補正前	5,840,984
	補正額	451,447
	補正後	6,292,431

に 関 す る 調 書

(単位：千円)

前年度末までの支払発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳
期 間 年度	金 額	期 間 年度	金 額	
-	-	-	-	下水道使用料等及び 他会計負担金
	-		324,450	
-	-	6~10	324,450	
-	-	-	-	下水道使用料等及び 損益勘定留保資金
	-		87,786	
-	-	6~11	87,786	
-	-	-	-	下水道使用料等及び 他会計負担金
	-		8,491	
-	-	6~8	8,491	
-	-	-	-	下水道使用料等及び 他会計負担金
	-		1,621	
-	-	6	1,621	
-	-	-	-	下水道使用料等
	-		9,321	
-	-	6	9,321	
-	-	-	-	下水道使用料等
	-		19,778	
-	-	6	19,778	
	2,289,929		3,551,055	
	-		451,447	
	2,289,929		4,002,502	

議案第 63 号

枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

次のとおり枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）12 月 1 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の整備を行うため。

枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年枚方市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別表第2の第1欄に掲げる」を「第19条第8号に規定する」に、「同表の第2欄に掲げる事務」を「同号に規定する特定個人番号利用事務」に改め、同条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務 同号に規定する利用特定個人情報

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（個人番号の利用）</p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第2欄に掲げる執行機関が行う同表の第3欄に掲げる事務及び法第19条第8号に規定する情報照会者（市の執行機関に限る。）が行う<u>同号に規定する特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 前項の執行機関は、次の各号に掲げる事務であって自らが行うものを処理するために必要な限度で、当該各号に定める特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務</u> <u>同号に規定する利用特定個人情報</u></p> <p>3 [略]</p>	<p>（個人番号の利用）</p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第2欄に掲げる執行機関が行う同表の第3欄に掲げる事務及び法別表第2の第1欄に掲げる情報照会者（市の執行機関に限る。）が行う<u>同表の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 前項の執行機関は、次の各号に掲げる事務であって自らが行うものを処理するために必要な限度で、当該各号に定める特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> <u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u></p> <p>3 [略]</p>

議案第 64 号

枚方市税条例の一部改正について

次のとおり枚方市税条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）12 月 1 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 市街化調整区域のうち地区計画の区域内に所在する土地及び家屋について都市計画税を賦課するため。

枚方市税条例の一部を改正する条例

枚方市税条例（平成14年枚方市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第153条第1項中「同法第7条第1項に規定する市街化区域内」を「次に掲げる区域内」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域
- (2) 都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域のうち、同法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画の区域

附 則

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第153条第1項の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 64 号参考資料  
 枚方市税条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（都市計画税の納税義務者等）</p> <p>第153条 都市計画税は、都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち次に掲げる区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に課する。</p> <p>(1) <u>都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域</u></p> <p>(2) <u>都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域のうち、同法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画の区域</u></p> <p>2～4 [略]</p>	<p>（都市計画税の納税義務者等）</p> <p>第153条 都市計画税は、都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に課する。</p> <p>2～4 [略]</p>

議案第 65 号

市長等の給与に関する条例及び市長等の給与に関する特別措置条例の一部改正について

次のとおり市長等の給与に関する条例及び市長等の給与に関する特別措置条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）12 月 1 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由

- 1 期末手当の支給率を改定するため。
- 2 市長の期末手当の特例を定めるため。

市長等の給与に関する条例及び市長等の給与に関する特別措置条例の一部を改正する条例

(市長等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 市長等の給与に関する条例(昭和60年枚方市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

(市長等の給与に関する特別措置条例の一部改正)

第3条 市長等の給与に関する特別措置条例(令和5年枚方市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「算定」の次に「についての適用除外」を加え、同条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(市長の期末手当の特例)

第3条 市長の期末手当の額の算定についての市長等の給与に関する条例第5条第1項の規定の適用については、同項中「100分の175」とあるのは、「100分の165」とする。

第4条 市長等の給与に関する特別措置条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

- 1 この条例中第1条、第3条及び次項の規定は公布の日から、第2条及び第4条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市長等の給与に関する条例第5条第1項及び第3条の規定による改正後の市長等の給与に関する特別措置条例第3条の規定は、令和5年12月1日から適用する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[第1条関係]</p> <p>第5条 市長等の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）第34条の2第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>[第2条関係]</p> <p>第5条 市長等の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）第34条の2第2項の表に定める割</p>	<p>[第1条関係]</p> <p>第5条 市長等の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）第34条の2第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>[第2条関係]</p> <p>第5条 市長等の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）第34条の2第2項の表に定める割</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>合を乗じて得た額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>[第3条関係]  <u>（市長の期末手当の特例）</u></p> <p><u>第3条 市長の期末手当の額の算定についての市長等の給与に関する条例</u>  <u>第5条第1項の規定の適用については、同項中「100分の175」とあるの</u>  <u>は、「100分の165」とする。</u></p> <p><u>第4条 [略]</u>  <u>（期末手当等の額の算定についての適用除外）</u></p> <p><u>第5条 [略]</u></p> <p>[第4条関係]  （市長の期末手当の特例）</p> <p>第3条 市長の期末手当の額の算定についての市長等の給与に関する条例  第5条第1項の規定の適用については、同項中「<u>100分の170</u>」とあるの  は、「100分の165」とする。</p>	<p>合を乗じて得た額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>[第3条関係]</p> <p><u>第3条 [略]</u>  （期末手当等の額の算定）</p> <p><u>第4条 [略]</u></p> <p>[第4条関係]  （市長の期末手当の特例）</p> <p>第3条 市長の期末手当の額の算定についての市長等の給与に関する条例  第5条第1項の規定の適用については、同項中「<u>100分の175</u>」とあるの  は、「100分の165」とする。</p>

枚方市職員給与条例等の一部改正について

次のとおり枚方市職員給与条例等の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）12 月 1 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由

- 1 給料月額及び一時金に係る手当の支給率を改定するため。
- 2 会計年度任用職員に対する勤勉手当を新設するため。

枚方市職員給与条例等の一部を改正する条例

(枚方市職員給与条例の一部改正)

第1条 枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第34条の2第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改め、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第34条の5第2項第1号中「、若しくは失職し」を削り、「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

第41条第1項の表中「376,000円」を「380,000円」に、「422,000円」を「427,000円」に、「472,000円」を「477,000円」に、「533,000円」を「539,000円」に改め、同条第6項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の220」を「100分の230」に改める。

第41条の2第1項の表中「169,800円」を「181,800円」に、「177,300円」を「187,300円」に、「186,100円」を「196,200円」に、「198,500円」を「205,200円」に、「201,600円」を「210,600円」に、「204,600円」を「215,600円」に、「205,200円」を「220,900円」に、「216,700円」を「225,400円」に、「228,300円」を「229,600円」に、「239,800円」を「240,800円」に、「251,700円」を「252,700円」に、「263,200円」を「264,200円」に改め、同条第3項中「その額と同項の給料表に掲げる3の1号給」を「同項の給料表に掲げる3の3号給の給料月額と同項の給料表に掲げる4の3号給」に改める。

附則第8項中「もの」の次に「（規則で定める職員を除く。）」を加える。

別表第2から別表第4までを次のように改める。

別表第2 (第5条関係)

## 行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	162,100 円	214,400 円	252,000 円	298,000 円	347,000 円	384,500 円	427,800 円	481,100 円	506,000 円
	2	163,200	216,200	253,400	300,000	349,000	387,100	429,900	493,000	517,900
	3	164,400	217,900	254,900	302,000	350,900	389,700	432,000		
	4	165,500	219,600	256,200	303,800	352,800	392,300	433,900		
	5	166,600	221,100	257,500	305,500	354,500	394,600	435,600		
	6	167,700	222,600	258,700	307,400	356,500	396,900	437,400		
	7	168,800	224,100	259,900	309,300	358,300	399,100	439,300		
	8	169,900	225,600	261,100	311,100	360,200	401,400	441,200		
	9	170,900	226,800	262,300	312,800	362,100	403,200	443,000		
	10	172,300	228,200	263,600	314,800	364,000	405,100	444,800		
	11	173,600	229,600	264,900	316,800	365,900	407,000	446,600		
	12	174,900	231,000	266,200	318,700	367,800	408,800	448,300		
	13	176,100	232,400	267,600	320,400	369,700	410,600	450,100		
	14	177,600	234,000	269,100	322,400	371,600	412,400	451,600		
	15	179,100	235,500	270,700	324,400	373,500	414,200	453,000		
	16	180,700	236,900	272,200	326,400	375,400	416,000	454,500		
	17	181,800	238,100	273,800	327,600	376,900	417,600	455,900		
	18	183,200	239,700	275,500	329,600	378,700	419,100	457,200		
	19	184,600	241,200	277,100	331,500	380,500	420,600	458,500		
	20	186,000	242,600	278,700	333,500	382,100	422,100	459,700		
	21	187,300	243,600	280,300	335,400	383,800	423,600	460,700		
	22	189,600	245,100	281,800	337,300	385,200	424,900	461,400		
	23	191,800	246,400	283,300	339,200	386,600	426,200	462,200		
	24	194,000	247,600	284,800	341,100	388,000	427,400	462,900		
	25	196,200	248,700	285,900	342,900	389,400	428,600	463,600		
	26	197,900	249,700	287,500	344,800	390,600	429,900	464,400		
	27	199,400	250,600	289,000	346,600	391,800	431,200	465,100		
	28	200,900	251,500	290,500	348,400	392,800	432,400	465,700		
	29	202,400	252,400	291,900	349,900	393,900	433,600	466,200		
	30	203,800	253,300	293,500	351,300	395,100	434,400	466,800		
	31	205,200	254,100	295,100	352,700	396,200	435,200	467,400		
	32	206,600	254,900	296,700	354,200	397,300	436,000	468,000		
	33	208,000	255,600	298,200	355,700	398,000	436,600	468,500		
	34	209,300	256,700	299,800	356,500	398,700	437,300	469,000		
	35	210,600	257,900	301,300	357,500	399,400	438,000	469,400		
	36	211,900	259,000	302,800	358,500	400,100	438,700	469,700		
	37	213,200	260,200	304,400	359,400	400,700	439,500	470,000		
	38	214,400	261,400	306,000	360,500	401,300	440,300			
	39	215,600	262,500	307,600	361,400	401,800	440,700			
	40	216,700	263,600	309,100	362,400	402,200	441,400			
	41	217,800	264,700	310,000	363,300	402,600	441,900			
	42	218,900	265,800	311,500	364,000	402,900	442,300			
	43	219,900	266,900	313,000	364,700	403,200	442,700			
	44	220,900	267,900	314,600	365,300	403,500	443,100			
	45	221,800	268,900	316,200	365,700	403,800	443,500			
	46	222,700	269,900	317,800	366,300	404,100	443,900			
	47	223,600	270,900	319,300	367,000	404,400	444,300			
	48	224,500	271,800	320,800	367,700	404,700	444,600			
	49	225,400	272,700	322,200	368,000	405,000	444,900			
	50	226,300	273,600	323,400	368,700	405,300	445,300			
	51	227,200	274,500	324,500	369,400	405,600	445,600			
	52	228,100	275,400	325,600	370,000	405,900	445,900			
	53	228,900	276,300	326,300	370,300	406,200	446,200			
	54	229,800	277,200	327,200	370,900	406,500				
	55	230,700	278,100	328,000	371,600	406,800				
	56	231,500	279,000	328,800	372,200	407,100				
	57	231,800	280,000	329,600	372,500	407,300				
	58	232,600	281,000	330,000		407,600				
	59	233,300	281,900	330,600		407,900				
	60	233,900	282,800	331,300		408,100				
	61	234,500	283,300	332,100		408,300				
	62	235,200	284,000	332,800		408,600				
	63	235,800	284,700	333,500		408,900				
	64	236,300	285,600	334,100		409,100				
	65	236,800	286,600	334,600		409,300				
	66	237,300	287,400	335,200		409,600				
	67	237,800	288,200	335,700		409,900				
	68	238,400	289,000	336,300		410,100				
	69	238,900	289,700	336,600		410,300				

70	239,400	290,200	337,100		410,600				
71	239,900	290,600	337,500		410,900				
72	240,400	291,000	337,900		411,100				
73	240,900	291,200	338,300		411,300				
74	241,400		338,800						
75	241,800		339,300						
76	242,300		339,800						
77	242,800		340,100						
78	243,300		340,500						
79	243,800		341,000						
80	244,300		341,400						
81	244,700		341,700						
82	245,200								
83	245,600								
84	246,000								
85	246,400								
86	246,800								
87	247,200								
88	247,600								
89	248,000								
90	248,500								
91	248,800								
92	249,100								
93	249,400								
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	150,960	172,960	204,960	220,480	232,560	252,960	286,400	312,960	353,920

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員(第3条に規定する職員を除く。)に適用する。

別表第3 (第5条関係)

## 技能労務職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	147,100 円	200,200 円	223,800 円	273,800 円	303,100 円
	2	148,100	201,200	225,100	274,800	304,600
	3	149,100	202,200	226,300	275,700	306,000
	4	150,100	203,000	227,400	276,500	307,300
	5	151,200	203,700	228,700	277,400	308,800
	6	152,300	205,200	230,300	278,000	310,300
	7	153,400	206,500	231,800	278,700	311,900
	8	154,400	207,600	233,000	279,400	313,500
	9	155,300	208,900	234,100	279,900	314,500
	10	156,400	209,600	235,300	280,600	315,900
	11	157,500	210,400	236,500	281,400	317,200
	12	158,600	211,100	237,400	282,100	318,500
	13	159,500	212,200	238,000	282,900	319,600
	14	160,600	213,100	238,400	283,800	321,000
	15	161,800	214,000	238,800	284,600	322,400
	16	162,900	214,800	239,300	285,400	323,800
	17	164,000	215,700	239,800	286,100	325,300
	18	165,400	216,700	241,100	287,000	326,500
	19	166,700	217,600	242,300	287,900	327,800
	20	167,900	218,500	243,200	288,800	329,000
	21	169,000	219,200	244,300	289,400	330,000
	22	170,200	220,000	245,500	290,200	330,900
	23	171,400	220,800	246,700	291,000	332,000
	24	172,600	221,400	247,900	291,800	333,100
	25	173,700	222,100	248,700	292,400	334,200
	26	175,200	222,600	249,800	293,400	335,200
	27	176,700	223,000	251,000	294,400	336,200
	28	178,200	223,500	252,100	295,300	337,200
	29	179,600	224,100	253,200	296,000	338,100
	30	181,000	225,100	254,100	296,900	339,000
	31	182,500	226,000	255,000	297,800	339,900
	32	184,000	226,600	256,000	298,600	340,800
	33	185,400	227,100	257,000	299,200	341,700
	34	187,100	228,100	257,800	299,800	342,700
	35	188,800	229,100	258,600	300,400	343,700
	36	190,500	230,100	259,500	301,100	344,600
	37	192,200	230,600	260,400	301,700	345,500
	38	193,300	231,700	261,300	302,500	346,400
	39	194,700	232,800	262,200	303,200	347,300
	40	195,800	233,800	263,200	303,900	348,100
	41	196,800	234,500	263,800	304,500	348,900
	42	198,200	235,500	264,700	305,200	349,700
	43	199,400	236,400	265,700	305,900	350,500
	44	200,600	237,200	266,600	306,500	351,200
	45	202,100	238,000	267,600	307,100	351,900
	46	203,100	238,800	268,400	307,800	352,700
	47	204,000	239,500	269,200	308,500	353,500
	48	205,100	240,100	269,900	309,100	354,100
	49	206,200	240,700	270,500	309,600	354,800
	50	207,200	241,600	271,300	310,100	355,500
	51	208,100	242,500	272,100	310,700	356,200
	52	209,100	243,300	272,900	311,300	356,900
	53	210,200	244,200	273,500	311,900	357,500
	54	211,200	245,100	274,400	312,600	358,000
	55	212,100	245,700	275,300	313,300	358,500
	56	213,000	246,400	276,200	314,000	359,000
	57	213,900	247,200	277,100	314,700	359,400
	58	214,500	247,900	278,100	315,400	360,500
	59	215,200	248,600	278,900	316,100	361,400
	60	216,000	249,200	279,800	316,800	362,400
	61	216,800	249,800	280,600	317,500	363,300
	62	217,300	250,600	281,400	318,200	364,000

63	217,800	251,400	282,200	318,900	364,700
64	218,300	252,000	282,900	319,600	365,300
65	218,800	252,600	283,500	320,300	365,700
66	219,400	253,100	284,300	321,000	366,300
67	220,000	253,500	285,100	321,700	367,000
68	220,500	253,900	285,800	322,400	367,700
69	220,800	254,600	286,500	323,100	368,000
70	221,100	255,100	287,200	323,800	368,700
71	221,400	255,500	287,900	324,500	369,400
72	221,700	255,800	288,700	325,200	370,000
73	221,900	256,000	289,200	325,900	370,300
74	222,300	256,300	289,700	326,600	
75	222,600	256,700	290,100	327,300	
76	223,000	257,100	290,500	328,000	
77	223,200	257,400	290,900	328,700	
78	223,700	257,800	291,300	329,400	
79	224,000	258,200	291,800	330,100	
80	224,300	258,600	292,300	330,800	
81	224,600	258,900	292,600	331,500	
82	224,900	259,200	293,100	332,200	
83	225,200	259,500	293,700	332,900	
84	225,500	259,700	294,200	333,600	
85	225,800	259,900	294,500	334,300	
86	226,100	260,100	295,000	335,000	
87	226,400	260,400	295,500	335,700	
88	226,700	260,700	295,800	336,400	
89	227,000	260,900	296,200	337,100	
90	227,400	261,100	296,700		
91	227,700	261,400	297,200		
92	228,000	261,600	297,700		
93	228,200	261,900	298,000		
94	228,500	262,200	298,400		
95	228,800	262,500	298,900		
96	229,100	262,700	299,400		
97	229,300	262,900	299,800		
98	229,600	263,200	300,200		
99	229,800	263,400	300,500		
100	230,100	263,700	300,800		
101	230,400	264,000	301,100		
102	230,600	264,200	301,500		
103	230,900	264,500	301,900		
104	231,200	264,800	302,300		
105	231,500	265,000	302,600		
106	232,000	265,200	303,000		
107	232,300	265,500	303,400		
108	232,600	265,700	303,700		
109	232,800	266,000	303,900		
110	233,200	266,300	304,200		
111	233,600	266,600	304,500		
112	233,900	266,800	304,700		
113	234,100	267,000	304,900		
114	234,600	267,300	305,200		
115	235,100	267,500	305,500		
116	235,600	267,700	305,700		
117	235,900	268,000	305,900		
118	236,300	268,300			
119	236,700	268,600			
120	237,000	268,900			
121	237,400	269,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	155,680	164,560	179,360	201,840	220,560

備考 この表は、作業員、調理員その他これに類する職員(市長が定める職員を除く。)に適用する。

別表第4 (第5条関係)

## 医療職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	264,700 円	346,600 円	406,900 円	474,700 円
2	267,200	349,600	409,600	477,000
3	269,600	352,400	412,100	479,200
4	272,000	355,300	414,700	481,500
5	274,100	357,800	417,100	483,700
6	277,600	360,800	419,100	485,800
7	281,100	363,800	420,900	488,000
8	284,500	366,600	422,800	490,000
9	288,100	368,700	424,600	491,900
10	291,600	371,200	427,300	494,000
11	295,200	373,900	429,800	496,100
12	298,700	376,400	432,200	498,200
13	302,200	379,100	434,400	500,300
14	306,100	382,500	436,900	502,200
15	310,000	385,500	438,900	504,300
16	313,600	388,800	441,000	506,400
17	317,200	391,800	443,000	508,300
18	320,700	394,400	445,200	510,300
19	324,200	396,800	447,400	512,300
20	327,700	399,300	449,500	514,100
21	331,300	401,900	450,900	515,900
22	335,000	403,900	453,300	517,700
23	338,400	405,500	455,600	519,500
24	341,700	407,100	457,800	521,300
25	345,000	408,800	459,800	522,900
26	347,500	411,000	462,100	524,700
27	350,000	413,100	464,300	526,500
28	352,300	415,100	466,600	528,300
29	354,400	417,200	468,700	529,900
30	356,100	419,300	470,900	531,700
31	357,800	420,900	473,200	533,500
32	359,600	422,600	475,300	535,300
33	361,500	424,500	477,100	536,900
34	363,700	426,000	479,200	538,700
35	365,800	427,800	481,300	540,400
36	367,800	429,600	483,300	542,100
37	369,700	431,500	485,400	543,700
38	371,900	433,500	487,100	545,300
39	374,000	435,300	488,900	546,700
40	376,000	437,200	490,700	548,300
41	378,000	439,000	492,300	549,800
42	378,700	440,700	494,100	551,200
43	379,300	442,400	495,900	552,600
44	380,000	444,200	497,500	553,900
45	380,900	446,000	498,900	555,100
46	382,200	447,800	500,600	556,100
47	383,500	449,500	502,400	557,100
48	384,800	451,200	504,100	558,100
49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900
52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500

63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	
67		471,900	523,700	
68		472,500	524,600	
69		472,800	525,500	
70		473,400	526,300	
71		474,100	527,200	
72		474,800	528,100	
73		475,200	528,900	
74		475,800	529,800	
75		476,500	530,700	
76		477,200	531,400	
77		477,600	532,200	
78		478,200	533,100	
79		478,800	534,000	
80		479,300	534,900	
81		479,900	535,700	
82		480,400	536,600	
83		480,900	537,500	
84		481,400	538,400	
85		481,800	539,200	
86		482,400	540,100	
87		482,800	541,000	
88		483,300	541,900	
89		483,800	542,700	
90		484,400		
91		485,000		
92		485,400		
93		485,900		
94		486,500		
95		487,100		
96		487,600		
97		488,100		

備考 この表は、医師及び歯科医師で、市長の定めるものに適用する。

第2条 枚方市職員給与条例の一部を次のように改正する。

4の3の章を4の4の章とし、第21条の次に次の章名を付する。

4の3 在宅勤務等手当

第22条を次のように改める。

第22条 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に定めるもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第24条第1項中「勤務時間条例第7条第1項に規定する」及び「（以下「正規の勤務時間」という。）」を削る。

第34条の2第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第34条の5第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

第41条第6項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の230」を「100分の225」に改める。

（枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第3条 枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年枚方市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の130」に改め、同条第3項中「、若しくは失職し」を削る。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

## 別表第2（第4条関係）

## 行政職給料表

職務 の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	162,100 円	214,400 円
2	163,200	216,200
3	164,400	217,900
4	165,500	219,600
5	166,600	221,100
6	167,700	222,600
7	168,800	224,100
8	169,900	225,600
9	170,900	226,800
10	172,300	228,200
11	173,600	229,600
12	174,900	231,000
13	176,100	232,400
14	177,600	234,000
15	179,100	235,500
16	180,700	236,900
17	181,800	238,100
18	183,200	239,700
19	184,600	241,200
20	186,000	242,600
21	187,300	243,600
22	189,600	245,100
23	191,800	246,400
24	194,000	247,600
25	196,200	248,700
26	197,900	249,700
27	199,400	250,600
28	200,900	251,500
29	202,400	252,400
30	203,800	253,300
31	205,200	254,100
32	206,600	254,900
33	208,000	255,600
34	209,300	256,700
35	210,600	257,900
36	211,900	259,000
37	213,200	260,200
38	214,400	261,400
39	215,600	262,500
40	216,700	263,600
41	217,800	264,700
42	218,900	265,800
43	219,900	266,900
44	220,900	267,900
45	221,800	268,900
46	222,700	269,900
47	223,600	270,900
48	224,500	271,800
49	225,400	272,700
50	226,300	273,600
51	227,200	274,500
52	228,100	275,400
53	228,900	276,300
54	229,800	277,200
55	230,700	278,100
56	231,500	279,000
57	231,800	280,000
58	232,600	281,000
59	233,300	281,900
60	233,900	282,800
61	234,500	283,300
62	235,200	284,000

63	235,800	284,700
64	236,300	285,600
65	236,800	286,600
66	237,300	287,400
67	237,800	288,200
68	238,400	289,000
69	238,900	289,700
70	239,400	290,200
71	239,900	290,600
72	240,400	291,000
73	240,900	291,200
74	241,400	
75	241,800	
76	242,300	
77	242,800	
78	243,300	
79	243,800	
80	244,300	
81	244,700	
82	245,200	
83	245,600	
84	246,000	
85	246,400	
86	246,800	
87	247,200	
88	247,600	
89	248,000	
90	248,500	
91	248,800	
92	249,100	
93	249,400	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない会計年度任用職員に適用する。

## 技能労務職給料表

職務 の級 号給	1級	
	給料月額	
1		147,100 円
2		148,100
3		149,100
4		150,100
5		151,200
6		152,300
7		153,400
8		154,400
9		155,300
10		156,400
11		157,500
12		158,600
13		159,500
14		160,600
15		161,800
16		162,900
17		164,000
18		165,400
19		166,700
20		167,900
21		169,000
22		170,200
23		171,400
24		172,600
25		173,700
26		175,200
27		176,700
28		178,200
29		179,600
30		181,000
31		182,500
32		184,000
33		185,400
34		187,100
35		188,800
36		190,500
37		192,200
38		193,300
39		194,700
40		195,800
41		196,800
42		198,200
43		199,400
44		200,600
45		202,100
46		203,100
47		204,000
48		205,100
49		206,200
50		207,200
51		208,100
52		209,100
53		210,200
54		211,200
55		212,100
56		213,000
57		213,900
58		214,500
59		215,200
60		216,000
61		216,800
62		217,300

63	217,800
64	218,300
65	218,800
66	219,400
67	220,000
68	220,500
69	220,800
70	221,100
71	221,400
72	221,700
73	221,900
74	222,300
75	222,600
76	223,000
77	223,200
78	223,700
79	224,000
80	224,300
81	224,600
82	224,900
83	225,200
84	225,500
85	225,800
86	226,100
87	226,400
88	226,700
89	227,000
90	227,400
91	227,700
92	228,000
93	228,200
94	228,500
95	228,800
96	229,100
97	229,300
98	229,600
99	229,800
100	230,100
101	230,400
102	230,600
103	230,900
104	231,200
105	231,500
106	232,000
107	232,300
108	232,600
109	232,800
110	233,200
111	233,600
112	233,900
113	234,100
114	234,600
115	235,100
116	235,600
117	235,900
118	236,300
119	236,700
120	237,000
121	237,400

備考 この表は、作業員、調理員その他これに類する会計年度任用職員に適用する。

第4条 枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第9条」を「第10条」に、「第10条―第23条」を「第11条―第25条」に、「第24条―第27条」を「第26条―第31条」に改める。

第3条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の122.5」に改める。

第27条を第31条とし、第26条を第29条とし、同条の次に次の1条を加える。

(最低賃金額を考慮した給与の特例)

第30条 第4条又は第12条の規定にかかわらず、第27条の規定によりその例によることとされた枚方市職員給与条例第42条の規定により算出した勤務1時間当たりの給与額又は第20条の規定により算出した勤務1時間当たりの報酬額(以下「勤務1時間当たりの額」という。)が最低賃金法(昭和34年法律第137号)第3条に規定する最低賃金額を下回る場合における給料の月額又は基本報酬の額は、勤務1時間当たりの額が同条に規定する最低賃金額に達するまで調整した額とする。

第25条を第28条とし、第24条を第27条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

(任命権者が支給する勤勉手当の額の総額)

第26条 任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、所属する会計年度任用職員の第9条第2項(第19条第2項において準用する場合を含む。)の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、必要があると認めるときは、任命権者間の協議に基づき、当該任命権者が支給する会計年度任用職員の勤勉手当の額の総額について調整をすることができる。この場合において、当該調整後における任命権者ごとの会計年度任用職員の勤勉手当の額の総額の合計額は、当該調整前における任命権者ごとの会計年度任用職員の勤勉手当の額の総額の合計額を超えてはならない。

第23条中「第21条」を「第23条」に改め、第3章中同条を第25条とする。

第22条第1項中「第20条」を「第22条」に改め、同条を第24条とする。

第21条を第23条とし、第18条から第20条までを2条ずつ繰り下げ、第17条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第19条 基準日にそれぞれ在職する前条第1項各号(基準日が12月1日である場合にあっては、第3号を除く。)に掲げるパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間及び勤務形態を考慮して規則で定めるものを除く。)に対して、基準日以前6月以内の期間(規則で定める職員にあっては、規則で定める期間)におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給日に勤勉手当を支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員で市長が別に定めるものについても、同様とする。

2 第9条第2項から第4項までの規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第3項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「基本報酬の額(日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計

年度任用職員にあっては、基本報酬の額の1月当たりの平均額) 」と読み替えるものとする。

第16条中「第18条」を「第20条」に改め、同条を第17条とする。

第15条中「第18条」を「第20条」に改め、同条を第16条とする。

第14条中「第18条」を「第20条」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り下げる。

第9条中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、第2章中同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第9条 基準日にそれぞれ在職する前条第1項各号(基準日が12月1日である場合にあっては、第3号を除く。)に掲げるフルタイム会計年度任用職員に対して、基準日以前6月以内の期間(規則で定める職員にあっては、規則で定める期間)におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給日に勤勉手当を支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員で市長が別に定めるものについても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 勤勉手当の支給制限及び支給の一時差止めについては、枚方市職員給与条例の例による。

(単純なる労務に従事する一般職の職員の給与等の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第5条 単純なる労務に従事する一般職の職員の給与等の種類及び基準を定める条例(昭和32年枚方市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加え、同項第2号中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同項第3号中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加え、同条第3項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年枚方市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第34条の5第1項」の次に「又は枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第8条第1項」を加え、「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第21条中「第24条」を「第27条」に、「第18条」を「第20条」に改める。

(企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例(平成16年枚方市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第9条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第9条の2 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずる場所において勤務することを命ぜられた職員に対して、管理者が定めるところにより支給する。

第24条の2第1項中「第8条」の次に「、第9条の2」を加え、「、第17条」を削り、同条第2項中「第16条」の次に「、第17条」を、「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条から第7条まで並びに附則第4項の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の枚方市職員給与条例（以下「新給与条例」という。）第41条第1項、第41条の2第1項及び第3項並びに別表第2から別表第4までの規定並びに任期を1年とする職として市長が定める職にある会計年度任用職員（以下「通年任用の会計年度任用職員」という。）に適用する場合における第3条の規定による改正後の枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「新会計年度任用職員給与条例」という。）別表第2及び別表第3の規定は令和5年4月1日から、新給与条例第34条の2第2項及び第3項、第34条の5第2項並びに第41条第6項の規定並びに新会計年度任用職員給与条例第8条第2項の規定は同年12月1日から適用する。この場合において、第1条の規定による改正前の枚方市職員給与条例又は第3条の規定による改正前の枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新給与条例又は新会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなし、その差額があるときは、当該差額は、この条例の施行の日以後最初の給料又は報酬の支給の日に支給する。
- 3 令和6年3月31日までの間、通年任用の会計年度任用職員以外の会計年度任用職員についての給料月額及び基本報酬の額は、新会計年度任用職員給与条例別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 4 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年枚方市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「第9条」を「第10条」に、「第14条」を「第15条」に改める。

第15条第3項中「第24条」を「第27条」に、「第18条」を「第20条」に改める。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[第1条関係] （期末手当） 第34条の2 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>（勤勉手当） 第34条の5 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従つて任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>[第1条関係] （期末手当） 第34条の2 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあつては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>（勤勉手当） 第34条の5 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従つて任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>

新（改正後）	旧（現 行）																														
<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在をいう。第4項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 [略]</p> <p>（特定任期付職員の給与の特例）</p> <p>第41条 一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成16年枚方市条例第35号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="199 1107 1084 1356"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>給</th> <th>給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td><u>380,000円</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td><u>427,000円</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td><u>477,000円</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td><u>539,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 [略]</p>	号	給	給 料 月 額	1		<u>380,000円</u>	2		<u>427,000円</u>	3		<u>477,000円</u>	4		<u>539,000円</u>	<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあつては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在をいう。第4項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 [略]</p> <p>（特定任期付職員の給与の特例）</p> <p>第41条 一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成16年枚方市条例第35号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="1162 1107 2047 1356"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>給</th> <th>給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td><u>376,000円</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td><u>422,000円</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td><u>472,000円</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td><u>533,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 [略]</p>	号	給	給 料 月 額	1		<u>376,000円</u>	2		<u>422,000円</u>	3		<u>472,000円</u>	4		<u>533,000円</u>
号	給	給 料 月 額																													
1		<u>380,000円</u>																													
2		<u>427,000円</u>																													
3		<u>477,000円</u>																													
4		<u>539,000円</u>																													
号	給	給 料 月 額																													
1		<u>376,000円</u>																													
2		<u>422,000円</u>																													
3		<u>472,000円</u>																													
4		<u>533,000円</u>																													

新（改正後）	旧（現 行）																																																														
<p>6 特定任期付職員に対する第34条の2第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の230</u>」とする。</p> <p>7 [略]</p> <p>（任期付常勤職員の給料の特例）</p> <p>第41条の2 任期付職員条例第3条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付常勤職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="199 608 1084 1254"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>給</th> <th>給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1</td> <td>1</td> <td><u>181,800円</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>187,300円</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>196,200円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2</td> <td>1</td> <td><u>205,200円</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>210,600円</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>215,600円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3</td> <td>1</td> <td><u>220,900円</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>225,400円</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>229,600円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">4</td> <td>1</td> <td><u>240,800円</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>252,700円</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>264,200円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、任命権者は、任期付常勤職員について、</p>	号	給	給 料 月 額	1	1	<u>181,800円</u>	2	<u>187,300円</u>	3	<u>196,200円</u>	2	1	<u>205,200円</u>	2	<u>210,600円</u>	3	<u>215,600円</u>	3	1	<u>220,900円</u>	2	<u>225,400円</u>	3	<u>229,600円</u>	4	1	<u>240,800円</u>	2	<u>252,700円</u>	3	<u>264,200円</u>	<p>6 特定任期付職員に対する第34条の2第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の220</u>」とする。</p> <p>7 [略]</p> <p>（任期付常勤職員の給料の特例）</p> <p>第41条の2 任期付職員条例第3条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付常勤職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="1162 608 2047 1254"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>給</th> <th>給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1</td> <td>1</td> <td><u>169,800円</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>177,300円</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>186,100円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2</td> <td>1</td> <td><u>198,500円</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>201,600円</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>204,600円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3</td> <td>1</td> <td><u>205,200円</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>216,700円</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>228,300円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">4</td> <td>1</td> <td><u>239,800円</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>251,700円</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>263,200円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、任命権者は、任期付常勤職員について、</p>	号	給	給 料 月 額	1	1	<u>169,800円</u>	2	<u>177,300円</u>	3	<u>186,100円</u>	2	1	<u>198,500円</u>	2	<u>201,600円</u>	3	<u>204,600円</u>	3	1	<u>205,200円</u>	2	<u>216,700円</u>	3	<u>228,300円</u>	4	1	<u>239,800円</u>	2	<u>251,700円</u>	3	<u>263,200円</u>
号	給	給 料 月 額																																																													
1	1	<u>181,800円</u>																																																													
	2	<u>187,300円</u>																																																													
	3	<u>196,200円</u>																																																													
2	1	<u>205,200円</u>																																																													
	2	<u>210,600円</u>																																																													
	3	<u>215,600円</u>																																																													
3	1	<u>220,900円</u>																																																													
	2	<u>225,400円</u>																																																													
	3	<u>229,600円</u>																																																													
4	1	<u>240,800円</u>																																																													
	2	<u>252,700円</u>																																																													
	3	<u>264,200円</u>																																																													
号	給	給 料 月 額																																																													
1	1	<u>169,800円</u>																																																													
	2	<u>177,300円</u>																																																													
	3	<u>186,100円</u>																																																													
2	1	<u>198,500円</u>																																																													
	2	<u>201,600円</u>																																																													
	3	<u>204,600円</u>																																																													
3	1	<u>205,200円</u>																																																													
	2	<u>216,700円</u>																																																													
	3	<u>228,300円</u>																																																													
4	1	<u>239,800円</u>																																																													
	2	<u>251,700円</u>																																																													
	3	<u>263,200円</u>																																																													

新（改正後）	旧（現 行）
<p>特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、市長の承認を得て、その給料月額を同項の給料表に掲げる4の1号給の給料月額に<u>同項の給料表に掲げる3の3号給の給料月額と同項の給料表に掲げる4の3号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（育児短時間勤務職員等にあつては、当該額に算出率を乗じて得た額）</u>とすることができる。</p> <p>附 則</p> <p>8 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第10項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日の給料月額（以下この項及び次項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日の給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなるもの（<u>規則で定める職員を除く。</u>）には、当分の間、特定日以後、給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額の差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>[第2条関係] 4の3 <u>在宅勤務等手当</u></p>	<p>特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、市長の承認を得て、その給料月額を同項の給料表に掲げる4の1号給の給料月額に<u>その額と同項の給料表に掲げる3の1号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（育児短時間勤務職員等にあつては、当該額に算出率を乗じて得た額）</u>とすることができる。</p> <p>附 則</p> <p>8 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第10項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日の給料月額（以下この項及び次項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日の給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなるものには、当分の間、特定日以後、給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額の差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>[第2条関係]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第22条 <u>住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。</u></p> <p><u>2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。</u></p> <p><u>3 前2項に定めるもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>4の4</u> [略]</p> <p>（時間外勤務手当）</p> <p>第24条 <u>正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2～7 [略]</p>	<p>第22条 <u>削除</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>4の3</u> [略]</p> <p>（時間外勤務手当）</p> <p>第24条 <u>勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2～7 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（期末手当）</p> <p>第34条の2　〔略〕</p> <p>2　期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表　〔略〕</p> <p>3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6　〔略〕</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第34条の5　〔略〕</p> <p>2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在をいう。第4項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第34条の2　〔略〕</p> <p>2　期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表　〔略〕</p> <p>3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6　〔略〕</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第34条の5　〔略〕</p> <p>2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在をいう。第4項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 [略]</p> <p>（特定任期付職員の給与の特例）</p> <p>第41条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 特定任期付職員に対する第34条の2第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の225</u>」とする。</p> <p>7 [略]</p> <p>[第3条関係]</p> <p>（期末手当）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 [略]</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 [略]</p> <p>（特定任期付職員の給与の特例）</p> <p>第41条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 特定任期付職員に対する第34条の2第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の230</u>」とする。</p> <p>7 [略]</p> <p>[第3条関係]</p> <p>（期末手当）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 [略]</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4・5 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[第4条関係] 目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第4条－<u>第10条</u>）</p> <p>第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償（<u>第11条－第25条</u>）</p> <p>第4章 雑則（<u>第26条－第31条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（給与の種類）</p> <p>第3条 フルタイム会計年度任用職員の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、義務教育等教員特別手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員の給与は、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 [略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>[第4条関係] 目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第4条－<u>第9条</u>）</p> <p>第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償（<u>第10条－第23条</u>）</p> <p>第4章 雑則（<u>第24条－第27条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（給与の種類）</p> <p>第3条 フルタイム会計年度任用職員の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、義務教育等教員特別手当<u>及び期末手当</u>とする。</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員の給与は、報酬<u>及び期末手当</u>とする。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 [略]</p> <p>3～5 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>（勤勉手当）</u></p> <p><u>第9条 基準日にそれぞれ在職する前条第1項各号（基準日が12月1日である場合にあつては、第3号を除く。）に掲げるフルタイム会計年度任用職員に対して、基準日以前6月以内の期間（規則で定める職員にあつては、規則で定める期間）におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給日に勤勉手当を支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員で市長が別に定めるものについても、同様とする。</u></p> <p><u>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</u></p> <p><u>4 勤勉手当の支給制限及び支給の一時差止めについては、枚方市職員給与条例の例による。</u></p> <p>（他の条例の例）</p> <p><u>第10条 給料の支給期日及び第3条第1項に規定する手当（期末手当及び勤勉手当を除く。以下この条において同じ。）の額、支給方法その他の手当の取扱いについては、枚方市職員給与条例の例による。</u></p> <p><u>第11条 [略]</u></p> <p><u>第12条 [略]</u></p> <p><u>第13条 [略]</u></p>	<p>（他の条例の例）</p> <p><u>第9条 給料の支給期日及び第3条第1項に規定する手当（期末手当を除く。以下この条において同じ。）の額、支給方法その他の手当の取扱いについては、枚方市職員給与条例の例による。</u></p> <p><u>第10条 [略]</u></p> <p><u>第11条 [略]</u></p> <p><u>第12条 [略]</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第14条 [略] （時間外勤務報酬）</p> <p>第15条 勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、<u>第20条</u>に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の100から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務報酬として支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外にした勤務の時間が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、<u>第20条</u>に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務報酬として支給する。</p> <p>3 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間にパートタイム会計年度任用職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤</p>	<p>第13条 [略] （時間外勤務報酬）</p> <p>第14条 勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、<u>第18条</u>に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の100から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務報酬として支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外にした勤務の時間が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、<u>第18条</u>に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務報酬として支給する。</p> <p>3 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間にパートタイム会計年度任用職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>務報酬の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、<u>第20条</u>に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務報酬を支給することを要しない。</p> <p>（休日勤務報酬）</p> <p><u>第16条</u> 勤務時間条例第 9 条第 2 項に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、<u>第20条</u>に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務報酬として支給する。</p> <p>（夜間勤務報酬）</p> <p><u>第17条</u> 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前 5 時までの間に勤務するパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、<u>第20条</u>に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務報酬として支給する。</p> <p><u>第18条</u> [略]</p> <p>（勤勉手当）</p> <p><u>第19条</u> 基準日にそれぞれ在職する前条第 1 項各号（基準日が12月 1 日である場合にあつては、第 3 号を除く。）に掲げるパートタイム会計年度任用職員（1 週間当たりの勤務時間及び勤務形態を考慮して規則で定め</p>	<p>務報酬の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、<u>第18条</u>に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務報酬を支給することを要しない。</p> <p>（休日勤務報酬）</p> <p><u>第15条</u> 勤務時間条例第 9 条第 2 項に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、<u>第18条</u>に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務報酬として支給する。</p> <p>（夜間勤務報酬）</p> <p><u>第16条</u> 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前 5 時までの間に勤務するパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、<u>第18条</u>に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務報酬として支給する。</p> <p><u>第17条</u> [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>るものを除く。）</u>に対して、<u>基準日以前6月以内の期間（規則で定める職員にあっては、規則で定める期間）におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給日に勤勉手当を支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員で市長が別に定めるものについても、同様とする。</u></p> <p>2 <u>第9条第2項から第4項までの規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第3項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「基本報酬の額（日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、基本報酬の額の1月当たりの平均額）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第20条 [略]            第21条 [略]            第22条 [略]            第23条 [略]</p> <p>（費用弁償の支給）</p> <p>第24条 <u>第22条の規定による費用弁償の支給については、枚方市職員給与条例に規定する給料表の適用を受ける職員の通勤手当の例による。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>（帰郷に係る費用弁償）</p> <p>第25条 <u>パートタイム会計年度任用職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項及び同法第64条の規定に該当して帰郷する場合においては、<u>第23条</u>の規定による費用弁償の範囲内において現に必要とする費</u></p>	<p>第18条 [略]            第19条 [略]            第20条 [略]            第21条 [略]</p> <p>（費用弁償の支給）</p> <p>第22条 <u>第20条の規定による費用弁償の支給については、枚方市職員給与条例に規定する給料表の適用を受ける職員の通勤手当の例による。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>（帰郷に係る費用弁償）</p> <p>第23条 <u>パートタイム会計年度任用職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項及び同法第64条の規定に該当して帰郷する場合においては、<u>第21条</u>の規定による費用弁償の範囲内において現に必要とする費</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>用を弁償する。  <u>（任命権者が支給する勤勉手当の額の総額）</u></p> <p><u>第26条 任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、所属する会計年度任用職員の第9条第2項（第19条第2項において準用する場合を含む。）の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、必要があると認めるときは、任命権者間の協議に基づき、当該任命権者が支給する会計年度任用職員の勤勉手当の額の総額について調整をすることができる。この場合において、当該調整後における任命権者ごとの会計年度任用職員の勤勉手当の額の総額の合計額は、当該調整前における任命権者ごとの会計年度任用職員の勤勉手当の額の総額の合計額を超えてはならない。</u></p> <p><u>第27条 [略]</u></p> <p><u>第28条 [略]</u></p> <p><u>第29条 [略]</u></p> <p><u>（最低賃金額を考慮した給与の特例）</u></p> <p><u>第30条 第4条又は第12条の規定にかかわらず、第27条の規定によりその例によることとされた枚方市職員給与条例第42条の規定により算出した勤務1時間当たりの給与額又は第20条の規定により算出した勤務1時間当たりの報酬額（以下「勤務1時間当たりの額」という。）が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額を下回る場合における給料の月額又は基本報酬の額は、勤務1時間当たりの額が同条に規定する最低賃金額に達するまで調整した額とする。</u></p>	<p>用を弁償する。</p> <p><u>第24条 [略]</u></p> <p><u>第25条 [略]</u></p> <p><u>第26条 [略]</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第31条 〔略〕</p> <p>〔第5条関係〕 （給与の種類）</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 前項の手当の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 常時勤務を要する者（第3号に該当する者を除く。） 扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当</p> <p>(2) フルタイム会計年度任用職員 地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び退職手当</p> <p>(3) 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 地域手当、通勤手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当</p> <p>3 単純労務職員で、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、報酬、<u>期末手当</u>及び<u>勤勉手当</u>とする。</p> <p>〔第6条関係〕 （育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p>	<p>第27条 〔略〕</p> <p>〔第5条関係〕 （給与の種類）</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 前項の手当の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 常時勤務を要する者（第3号に該当する者を除く。） 扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当</p> <p>(2) フルタイム会計年度任用職員 地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び退職手当</p> <p>(3) 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当</p> <p>3 単純労務職員で、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、報酬及び<u>期末手当</u>とする。</p> <p>〔第6条関係〕 （育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第7条 [略]</p> <p>2 <u>給与条例第34条の5第1項又は枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第8条第1項</u>に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項</u>に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（給与条例第6条第3項の規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第21条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第51条第1項（<u>枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第27条</u>においてその例による場合を含む。）の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第42条（<u>枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第27条</u>においてその例による場合を含む。）及び同条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額し</p>	<p>第7条 [略]</p> <p>2 給与条例第34条の5第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項</u>に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項</u>に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（給与条例第6条第3項の規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第21条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第51条第1項（<u>枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第24条</u>においてその例による場合を含む。）の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第42条（<u>枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第24条</u>においてその例による場合を含む。）及び同条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額し</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>て支給する。</p> <p>[第7条関係] （給与の種類）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。</p> <p><u>（在宅勤務等手当）</u></p> <p><u>第9条の2 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずる場所において勤務することを命ぜられた職員に対して、管理者が定めるところにより支給する。</u></p> <p>（フルタイム会計年度任用職員についての適用除外等）</p> <p>第24条の2 第4条から第6条まで、第8条、<u>第9条の2</u>、第14条の2及び第17条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。</p> <p>2 第16条、<u>第17条</u>及び第18条の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員の<u>期末手当</u>、<u>勤勉手当</u>及び退職手当は、管理者が別に定めるところにより支給する。</p>	<p>て支給する。</p> <p>[第7条関係] （給与の種類）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、<u>期末手当</u>、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。</p> <p>（フルタイム会計年度任用職員についての適用除外等）</p> <p>第24条の2 第4条から第6条まで、第8条、第14条の2、<u>第17条</u>及び第17条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。</p> <p>2 第16条及び第18条の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員の<u>期末手当</u>及び退職手当は、管理者が別に定めるところにより支給する。</p>

議案第 67 号

枚方市立地域活性化支援センター条例の一部改正について

次のとおり枚方市立地域活性化支援センター条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）12 月 1 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 パソコン研修室を廃止し、コワーキングスペース及びシェアオフィスを設置するため。

枚方市立地域活性化支援センター条例の一部を改正する条例

枚方市立地域活性化支援センター条例（平成16年枚方市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第6条第3項」を「第7条第3項」に改める。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第1項第3号中「第6条第1項各号」を「第7条第1項各号」に改め、同条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第3項中「インキュベートルームの使用料は、」を「インキュベートルーム等の使用料は」に改め、「までに」の次に「、コワーキングスペースの使用料（定期使用に係るものに限る。）は毎月1日（月の途中でその使用を開始する場合は、当該開始の日）までに」を加え、同条第4項中「インキュベートルーム」を「インキュベートルーム等」に改め、同条第5項中「規定」の次に「（インキュベートルームに係る部分に限る。）」を加え、同条を第9条とする。

第7条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 シェアオフィスの使用及びコワーキングスペースの定期使用（月の初日から当該月の末日までを単位とする使用方法をいう。以下同じ。）の許可の期間は、1年以内とする。

第7条を第8条とする。

第6条第2項中「の使用」を「及びシェアオフィス（以下「インキュベートルーム等」という。）の使用」に、「、インキュベートルーム」を「、インキュベートルーム等」に改め、同条第3項中「、小会議室又はパソコン研修室」を「又は小会議室」に改め、同条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（使用者登録）

第5条 センターの施設等のうちコワーキングスペースを使用することができるものは、市長の登録を受けた個人又は法人とする。

2 市長は、前項の登録を受けた個人又は法人が不正な手段により登録を受けたと認めるときその他不適当と認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

別表中「第8条関係」を「第9条関係」に改め、同表その1の表パソコン研修室1の項及びパソコン研修室2の項を削り、別表に次の2表を加える。

その3

施設名	区分		単位	金額
コワーキング スペース	個人	随時使用	1回	300円
			1日	500
	法人	定期使用	1月	5,000
			1人1月	5,000

備考

- 1 この表において「随時使用」とは、定期使用以外の使用をいう。
- 2 この表において、「1回」とは連続する3時間以内の使用をいい、「1日」とは連続する3時間を超える使用をいう。

その4

施設名	金額（月額）
シェアオフィス1	12,500円
シェアオフィス2	11,900
シェアオフィス3	11,500
シェアオフィス4	15,900

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(休館日等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、市長は、センターの施設等のうちインキュベートルームを休館日及び開館時間以外の時間において使用させることができる。<u>第7条第3項</u>の規定によりセミナー室等を連続して使用させる場合も、同様とする。</p> <p><u>(使用者登録)</u></p> <p>第5条 <u>センターの施設等のうちコワーキングスペースを使用することができるものは、市長の登録を受けた個人又は法人とする。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の登録を受けた個人又は法人が不正な手段により登録を受けたと認めるときその他不相当と認めるときは、当該登録を取り消すことができる。</u></p> <p>第6条 [略]</p> <p>(使用の許可の基準)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 <u>インキュベートルーム及びシェアオフィス(以下「インキュベートルーム等」という。)の使用の許可は、前項各号のいずれにも該当しない場合において、インキュベートルーム等を使用して創出しようとする事業の新規性、実現性及び計画性、当該使用させるものの研究開発能力、技術力及び資力等を総合的に勘案して行うものとする。</u></p>	<p>(休館日等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、市長は、センターの施設等のうちインキュベートルームを休館日及び開館時間以外の時間において使用させることができる。<u>第6条第3項</u>の規定によりセミナー室等を連続して使用させる場合も、同様とする。</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(使用の許可の基準)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 <u>インキュベートルームの使用の許可は、前項各号のいずれにも該当しない場合において、インキュベートルームを使用して創出しようとする事業の新規性、実現性及び計画性、当該使用させるものの研究開発能力、技術力及び資力等を総合的に勘案して行うものとする。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>3 市長は、第3条の規定によりセンターが行う事業と適合する事業を業として行うものが<u>セミナー室又は小会議室</u>（以下「セミナー室等」という。）を当該事業の実施のために使用しようとするときは、そのものにセミナー室等（その使用状況を勘案して市長が別に定める施設に限る。）を連続して使用させることができる。この場合における使用の許可は、前項の規定に準じて行うものとする。</p> <p>4 [略] （使用の許可の期間）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>シェアオフィスの使用及びコワーキングスペースの定期使用（月の初日から当該月の末日までを単位とする使用方法をいう。以下同じ。）の許可の期間は、1年以内とする。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略] （使用料の納付）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>インキュベートルーム等の使用料は毎月末日（月の途中でその使用を終了する場合は、当該終了の日）までに、コワーキングスペースの使用料（定期使用に係るものに限る。）は毎月1日（月の途中でその使用を開始する場合は、当該開始の日）までに、その月分を納付しなければならない。</u></p>	<p>3 市長は、第3条の規定によりセンターが行う事業と適合する事業を業として行うものが<u>セミナー室、小会議室又はパソコン研修室</u>（以下「セミナー室等」という。）を当該事業の実施のために使用しようとするときは、そのものにセミナー室等（その使用状況を勘案して市長が別に定める施設に限る。）を連続して使用させることができる。この場合における使用の許可は、前項の規定に準じて行うものとする。</p> <p>4 [略] （使用の許可の期間）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略] （使用料の納付）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>インキュベートルームの使用料は、毎月末日（月の途中でその使用を終了する場合は、当該終了の日）までに、その月分を納付しなければならない。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>4 月の途中で使用を開始し、又は終了した当該月に係る<u>インキュベートルーム等</u>の使用料は、日割りによる。</p> <p>5 前2項の規定（<u>インキュベートルームに係る部分に限る。</u>）は、セミナー室等の連続使用について準用する。</p> <p><u>第10条</u> [略]</p> <p><u>第11条</u> [略]</p> <p>（使用の許可の取消し等）</p> <p><u>第12条</u> 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>第7条第1項各号</u>のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第13条</u> [略]</p> <p><u>第14条</u> [略]</p> <p>（原状回復の義務）</p> <p><u>第15条</u> 使用者は、使用を終了したときは、直ちにセンターの施設等を原状に復さなければならない。<u>第12条第1項</u>の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。</p> <p><u>第16条</u> [略]</p> <p><u>第17条</u> [略]</p> <p>別表（<u>第9条関係</u>）</p>	<p>4 月の途中で使用を開始し、又は終了した当該月に係る<u>インキュベートルーム</u>の使用料は、日割りによる。</p> <p>5 前2項の規定は、セミナー室等の連続使用について準用する。</p> <p><u>第9条</u> [略]</p> <p><u>第10条</u> [略]</p> <p>（使用の許可の取消し等）</p> <p><u>第11条</u> 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>第6条第1項各号</u>のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第12条</u> [略]</p> <p><u>第13条</u> [略]</p> <p>（原状回復の義務）</p> <p><u>第14条</u> 使用者は、使用を終了したときは、直ちにセンターの施設等を原状に復さなければならない。<u>第11条第1項</u>の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。</p> <p><u>第15条</u> [略]</p> <p><u>第16条</u> [略]</p> <p>別表（<u>第8条関係</u>）</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)				旧 (現 行)					
その1				その1					
施 設 名	金 額			施 設 名	金 額				
	午前 9 時か ら午後 0 時 30分まで	午後 1 時か ら午後 5 時 まで	午後 5 時 30 分から午後 9時まで		午前 9 時か ら午後 0 時 30分まで	午後 1 時か ら午後 5 時 まで	午後 5 時 30 分から午後 9時まで		
保 育 室	[略]	[略]	[略]	保 育 室	[略]	[略]	[略]		
大 研 修 室	[略]	[略]	[略]	大 研 修 室	[略]	[略]	[略]		
備考 [略]				備考 [略]					
その2 [略]				その2 [略]					
その3				その3					
施 設 名	区 分		単 位	金 額	施 設 名	区 分		単 位	金 額
コワーキング ス ペ ー ス	個人	随時使用	1 回	円 300	コワーキング ス ペ ー ス	個人	随時使用	1 回	円 300
			1 日	500				1 日	500
	法人	定期使用	1 月	5,000		法人	定期使用	1 月	5,000
			1 人 1 月	5,000				1 人 1 月	5,000

新（改正後）	旧（現 行）										
<p>備考</p> <p>1 <u>この表において「随時使用」とは、定期使用以外の使用をいう。</u></p> <p>2 <u>この表において、「1回」とは連続する3時間以内の使用をいい、「1日」とは連続する3時間を超える使用をいう。</u></p> <p>その4</p> <table border="1" data-bbox="210 496 1093 794"> <thead> <tr> <th data-bbox="210 496 712 555">施 設 名</th> <th data-bbox="712 496 1093 555">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="210 555 712 619">シェアオフィス 1</td> <td data-bbox="712 555 1093 619">12,500<sup>円</sup></td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 619 712 683">シェアオフィス 2</td> <td data-bbox="712 619 1093 683">11,900</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 683 712 746">シェアオフィス 3</td> <td data-bbox="712 683 1093 746">11,500</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 746 712 794">シェアオフィス 4</td> <td data-bbox="712 746 1093 794">15,900</td> </tr> </tbody> </table>	施 設 名	金 額	シェアオフィス 1	12,500 <sup>円</sup>	シェアオフィス 2	11,900	シェアオフィス 3	11,500	シェアオフィス 4	15,900	
施 設 名	金 額										
シェアオフィス 1	12,500 <sup>円</sup>										
シェアオフィス 2	11,900										
シェアオフィス 3	11,500										
シェアオフィス 4	15,900										

議案第 68 号

枚方市開発関係事務条例及び枚方市建築基準法関係事務条例の一部改正について

次のとおり枚方市開発関係事務条例及び枚方市建築基準法関係事務条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）12 月 1 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 開発登録簿の写しの交付等に係る手数料を見直すため。

枚方市開発関係事務条例及び枚方市建築基準法関係事務条例の一部を改正する条例

(枚方市開発関係事務条例の一部改正)

第1条 枚方市開発関係事務条例（平成12年枚方市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中9の項を削り、10の項を9の項とし、11の項から13の項までを1項ずつ繰り上げる。

(枚方市建築基準法関係事務条例の一部改正)

第2条 枚方市建築基準法関係事務条例（平成12年枚方市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「。以下「省令」という。」を削る。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条中「第7条」を「第6条」に改め、同条を第8条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

別表中「第7条、第8条関係」を「第6条、第7条関係」に改め、58の項及び59の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

新（改正後）			旧（現 行）		
[枚方市開発関係事務条例関係] 別表（第4条、第5条関係）			[枚方市開発関係事務条例関係] 別表（第4条、第5条関係）		
項	事務の区分	金額	項	事務の区分	金額
8	[略]	[略]	8	[略]	[略]
9	[略]	[略]	9	法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	用紙1枚につき 510円
10	[略]	[略]	10	[略]	[略]
11	[略]	[略]	11	[略]	[略]
12	[略]	[略]	12	[略]	[略]
12	[略]	[略]	13	[略]	[略]
[枚方市建築基準法関係事務条例関係] (定義) 第2条 この条例における用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）に定めるところによる。			[枚方市建築基準法関係事務条例関係] (定義) 第2条 この条例における用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）に定めるところによる。		
			<u>(建築計画概要書等の写しの交付)</u>		
			第6条 <u>市長は、規則で定めるところにより、省令第11条の3第1項各号</u>		

新（改正後）	旧（現 行）																		
<p>第6条 [略]</p> <p>第7条 [略]</p> <p>（手数料の納付方法）</p> <p>第8条 <u>第6条</u>の規定により徴収する手数料は、申請等の際、納付しなければならない。</p> <p>第9条 [略]</p> <p>第10条 [略]</p> <p>第11条 [略]</p> <p>別表（第6条、第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">項</th> <th style="width: 75%;">事務の区分</th> <th style="width: 20%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">57</td> <td>[略]</td> <td style="text-align: right;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [略]</p> <p>付表1～付表10 [略]</p>	項	事務の区分	金額	57	[略]	[略]	<p><u>に掲げる書類の写しの交付の請求があったときは、これを交付しなければならない。</u></p> <p>第7条 [略]</p> <p>第8条 [略]</p> <p>（手数料の納付方法）</p> <p>第9条 <u>第7条</u>の規定により徴収する手数料は、申請等の際、納付しなければならない。</p> <p>第10条 [略]</p> <p>第11条 [略]</p> <p>第12条 [略]</p> <p>別表（第7条、第8条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">項</th> <th style="width: 75%;">事務の区分</th> <th style="width: 20%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">57</td> <td>[略]</td> <td style="text-align: right;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">58</td> <td><u>省令第11条の3第1項各号に掲げる書類の写しの交付</u></td> <td style="text-align: right;"><u>1通につき400円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">59</td> <td><u>確認済証（これに相当する通知書を含む。）、検査済証又は中間検査合格証の交付に係る証明</u></td> <td style="text-align: right;"><u>1通につき980円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [略]</p> <p>付表1～付表10 [略]</p>	項	事務の区分	金額	57	[略]	[略]	58	<u>省令第11条の3第1項各号に掲げる書類の写しの交付</u>	<u>1通につき400円</u>	59	<u>確認済証（これに相当する通知書を含む。）、検査済証又は中間検査合格証の交付に係る証明</u>	<u>1通につき980円</u>
項	事務の区分	金額																	
57	[略]	[略]																	
項	事務の区分	金額																	
57	[略]	[略]																	
58	<u>省令第11条の3第1項各号に掲げる書類の写しの交付</u>	<u>1通につき400円</u>																	
59	<u>確認済証（これに相当する通知書を含む。）、検査済証又は中間検査合格証の交付に係る証明</u>	<u>1通につき980円</u>																	

議案第69号

御殿山小倉線道路整備工事（3工区）その2請負変更契約締結について

次のとおり御殿山小倉線道路整備工事（3工区）その2請負変更契約を締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和5年（2023年）12月1日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 発注者 枚方市大垣内町2丁目1番20号  
枚方市  
市長 伏見 隆
2. 受注者 枚方市長尾北町1丁目1794番地5  
株式会社柿丸建設  
代表取締役 柿丸 裕
3. 工事名 御殿山小倉線道路整備工事（3工区）その2
4. 施工場所 枚方市渚東町、小倉町、上野3丁目 地内
5. 変更内容

契約金額	
変更前	金 260,795,700円
変更後	金 275,889,900円

## 工事概要書（変更）

1. 工事名 御殿山小倉線道路整備工事（3工区）その2

2. 施工場所 枚方市渚東町、小倉町、上野3丁目 地内

3. 契約金額

変更前	金	260,795,700円
変更後	金	275,889,900円
増額	金	15,094,200円

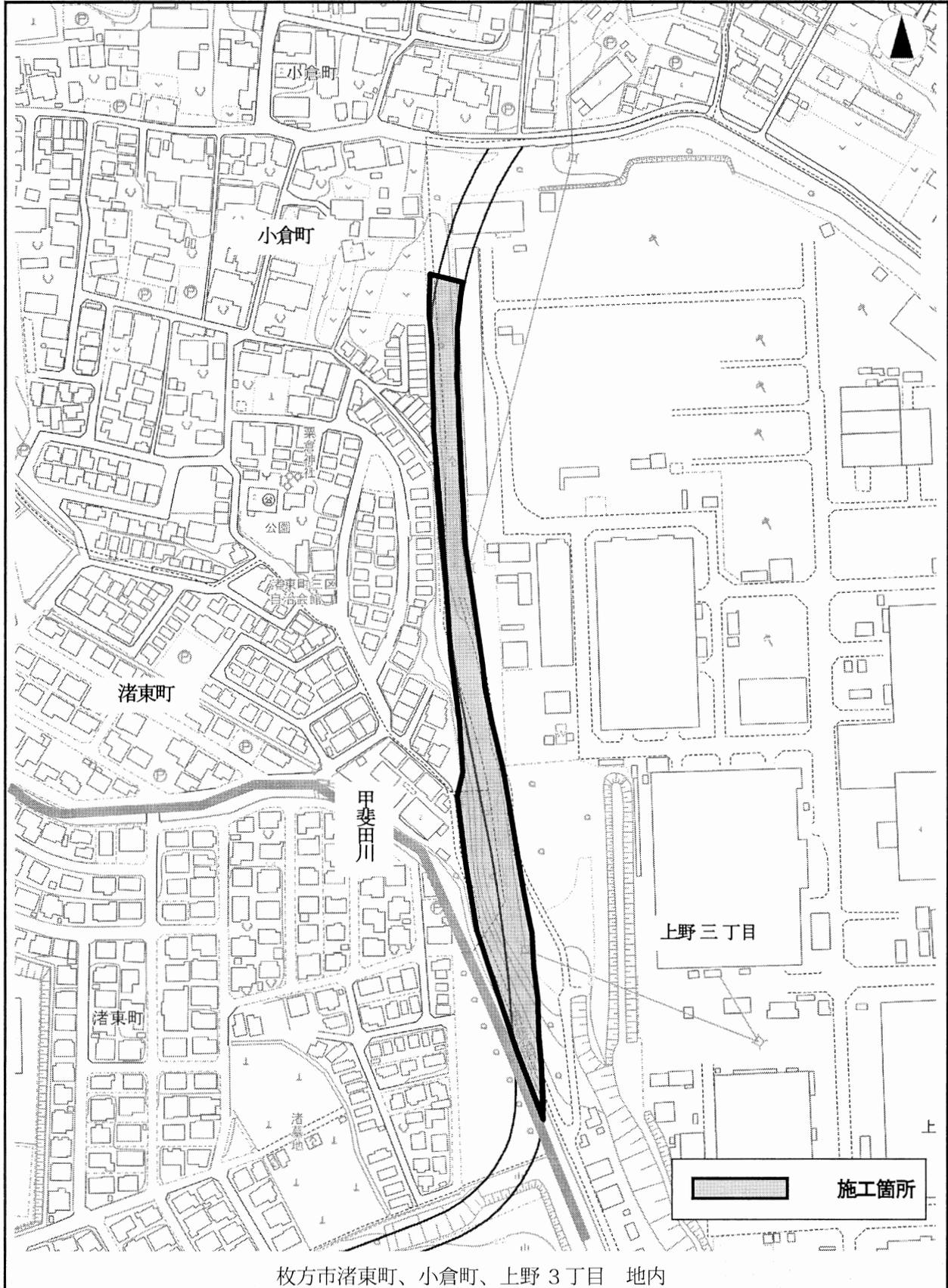
4. 工期 令和4年9月26日から令和6年1月31日まで

5. 工事概要 施工延長 L=425.5m  
道路土工一式、擁壁工一式、舗装工一式、排水構造物工一式、縁石工一式、防護柵工一式、階段工一式、構造物撤去工一式、仮設工一式

6. 変更理由 掘削を進める中で確認されたコンクリート版、廃プラスチック、鉄くず等の撤去及び処分が必要となったこと、既存道路との接続部にスロープを併設するために、擁壁の構造等の変更が必要となったことから、契約金額を変更するものです。

# 工事場所位置図

工事件名 御殿山小倉線道路整備工事(3工区)その2



枚方市渚東町、小倉町、上野 3 丁目 地内

議案第70号

長尾杉線（杉工区）道路整備工事（その3）請負変更契約締結について

次のとおり長尾杉線（杉工区）道路整備工事（その3）請負変更契約を締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和5年（2023年）12月1日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 発注者 枚方市大垣内町2丁目1番20号  
枚方市  
市長 伏見 隆
2. 受注者 枚方市尊延寺2丁目17番8号  
株式会社中島組  
代表取締役 中島 一郎
3. 工事名 長尾杉線（杉工区）道路整備工事（その3）
4. 施工場所 枚方市杉北町1丁目、杉責谷1丁目 地内
5. 変更内容

契約金額	
変更前	金 211,090,000円
変更後	金 252,340,000円

## 工事概要書（変更）

1. 工事名 長尾杉線（杉工区）道路整備工事（その3）

2. 施工場所 枚方市杉北町1丁目、杉責谷1丁目 地内

3. 契約金額

変更前	金	211,090,000円
変更後	金	252,340,000円
増額	金	41,250,000円

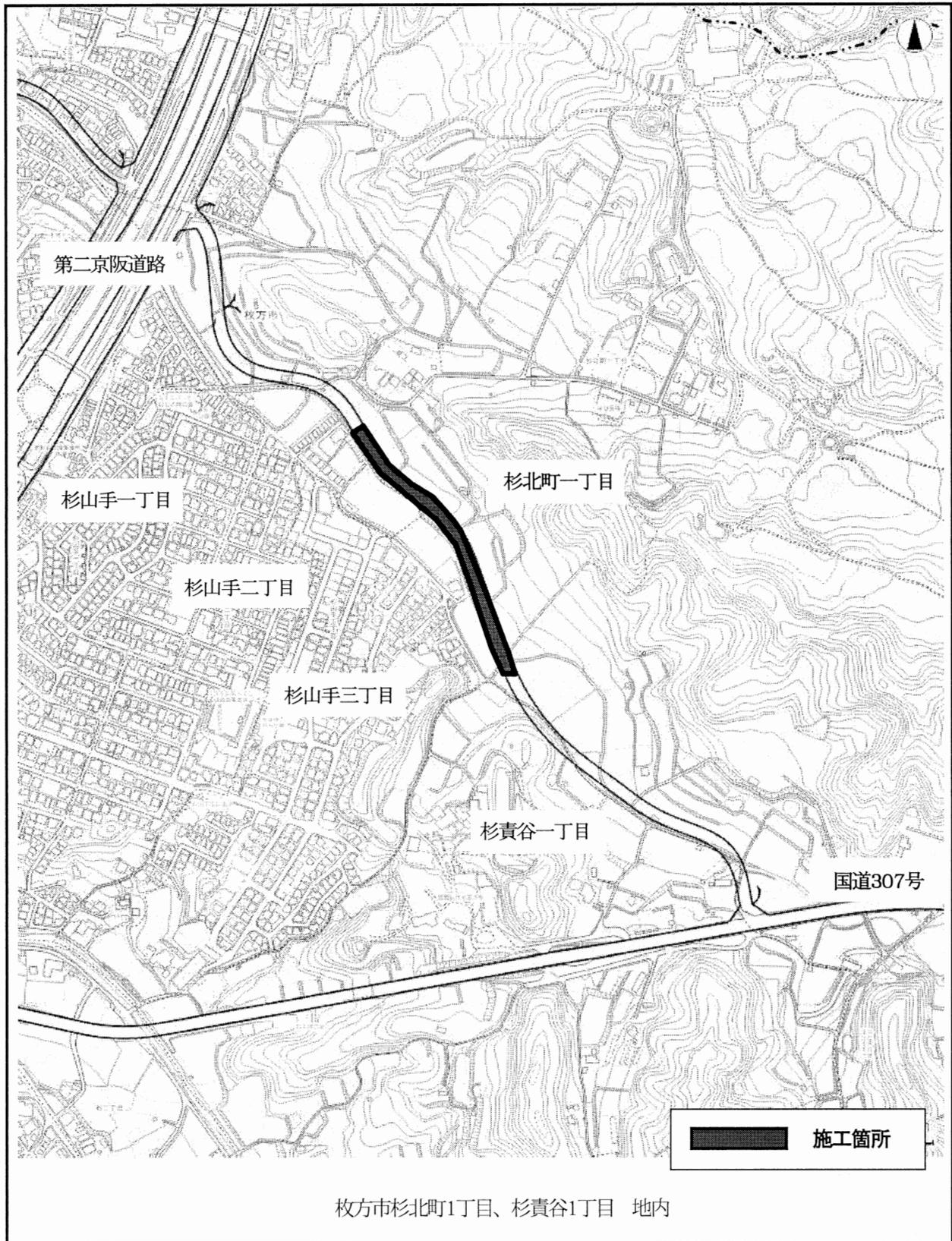
4. 工期 令和4年6月24日から令和6年1月31日まで

5. 工事概要 施工延長 L=320m  
 道路土工一式、法面工一式、擁壁工一式、舗装工一式、排水構造物工一式、縁石工一式、防護柵工一式、道路附属施設工一式、附帯工一式、護岸工一式、函渠工一式、農水附属施設工一式、構造物撤去工一式、仮設工一式

6. 変更理由 ボックスカルバート及びL型擁壁設置箇所の上砂掘削時に多量の湧水が確認され、想定以上に地盤が軟弱であることが判明したことから、隣接する田畑へ影響が出ないように仮設鋼矢板の追加打設を行い、施工場所横の河川護岸の強度補強のためかごマットを設置し、L型擁壁設置箇所の地耐力を確保するため土質改良を行うといった軟弱地盤対策が必要となったこと等から、契約金額を変更するものです。

# 工事場所位置図

工事件名：長尾杉線(杉工区)道路整備工事(その3)



議案第71号

長尾杉線（杉工区）道路整備工事（その4）請負変更契約締結について

次のとおり長尾杉線（杉工区）道路整備工事（その4）請負変更契約を締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和5年（2023年）12月1日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 発注者 枚方市大垣内町2丁目1番20号  
枚方市  
市長 伏見 隆
2. 受注者 枚方市牧野本町1丁目1番60号  
株式会社アキエンタープライズ  
代表取締役 中野 彰
3. 工事名 長尾杉線（杉工区）道路整備工事（その4）
4. 施工場所 枚方市杉北町1丁目、長尾東町3丁目 地内
5. 変更内容

契 約 金 額	
変 更 前	金 176,416,900円
変 更 後	金 186,522,600円

## 工事概要書（変更）

1. 工事名 長尾杉線（杉工区）道路整備工事（その4）

2. 施工場所 枚方市杉北町1丁目、長尾東町3丁目 地内

3. 契約金額

変更前	金	176,416,900円
変更後	金	186,522,600円
増額	金	10,105,700円

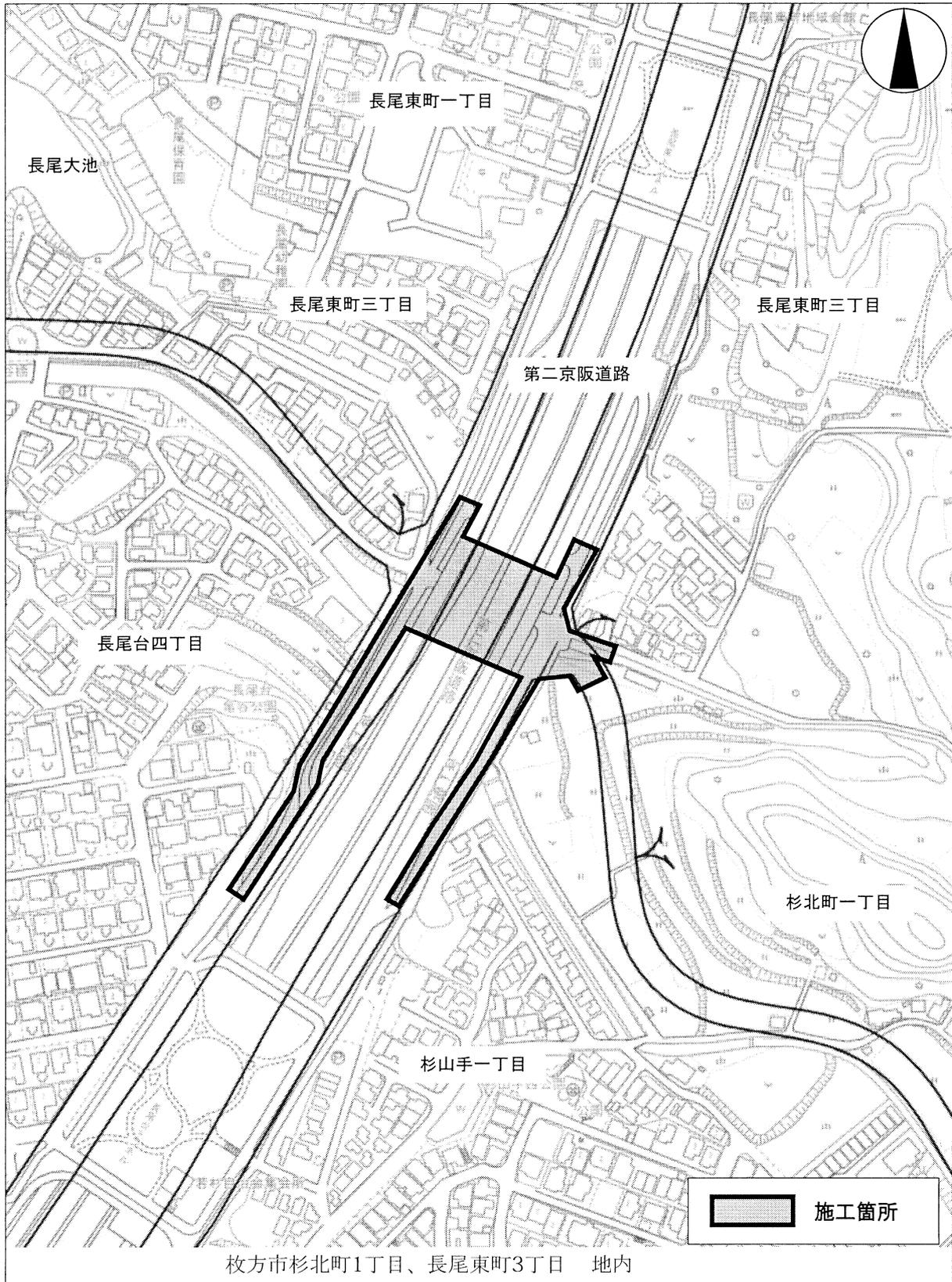
4. 工期 令和4年6月24日から令和6年1月12日まで

5. 工事概要 施工延長 L=103.6m  
 道路土工一式、法面工一式、擁壁工一式、カルバート工一式、排水構造物工一式、縁石工一式、防護柵工一式、舗装工一式、道路付属施設工一式、区画線工一式、標識工一式、照明工一式、構造物撤去工一式、仮設工一式

6. 変更理由 土中に道路の基盤、照明柱やガードレールを設置する際に支障となる強固なセメント改良土が確認され、取り壊して処分することが必要となったこと、今回整備する道路が接続する国道1号線バイパスの管理者である国土交通省から、京都側の乗り降り口の舗装厚を5cmから10cmに変更するとともに、国道1号線バイパスの本線舗装を夜間施工に変更するよう指示があったこと等から、契約金額を変更するものです。

# 工事場所位置図

工事件名：長尾杉線(杉工区)道路整備工事(その4)



議案第72号

枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンターの指定管理者の指定について

次のとおり枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンターの指定管理者の指定につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年（2023年）12月1日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 施設の名称  
枚方市立総合スポーツセンター  
枚方市立市民体育館  
枚方市立伊加賀スポーツセンター
2. 団体の名称  
枚方みらい創造パートナーズ  
（代表団体）ミズノスポーツサービス株式会社
3. 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

枚方市 指定候補者 選定調書

施設名称	枚方市立総合スポーツセンター 枚方市立市民体育館 枚方市立伊加賀スポーツセンター				
指定候補者として選定された団体	枚方みらい創造パートナーズ	指定期間	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで		
選定委員会への諮問日	令和5年7月10日	選定委員会からの答申日	令和5年10月30日		
選定の概要	<p>枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンターの指定候補者を選定するため「枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンター指定管理者選定委員会」に諮問した。</p> <p>募集要項等について、同選定委員会の意見を踏まえた上で、内容を確定し、令和5年8月14日から9月11日までの間、公募を行った。申請団体は2団体であった。</p> <p><b>【選定委員会での審査概要】</b></p> <p>同選定委員会で、申請団体から提出された事業計画書が募集要項に掲げた条件を満たしているかについて審査が行われ、要求事項を満たしていることが確認された。その後、事業計画書に記載されている各提案内容について、申請団体のプレゼンテーションを実施し、提案内容等に対する申請団体への質疑を行った後、選定基準の要求事項の項目ごとに評価を行い、指定管理料の額と合わせて総合評価を行った。</p> <p>(評価方法)</p> <p>評価については、事業計画に関する内容審査と指定管理料の額をそれぞれ点数化し、それらを合算する総合評価方式で行った。内容審査は70点満点、指定管理料の額は30点満点とし、これらの合計100点満点で評価を行った。</p> <p>(選定委員会での主な意見と結果)</p> <p>総合評価点が1位である枚方みらい創造パートナーズについては、スポーツ施設の管理運営専門企業が代表団体となり、系列の大手スポーツ関連企業と総合不動産管理会社が構成団体となる共同事業体であり、スポーツ施設の管理運営においては、一定の信頼と実績が認められる。</p> <p>市が策定している「枚方市スポーツ推進計画」の中間評価報告書から市の直面する課題を抽出し、地域プロスポーツとの関わりによるスポーツへの参加意欲を引き出す取り組みなど、課題に対する具体的な取り組みを数多く提案している点は評価できる。</p> <p>また、市民の平等利用の確保やスポーツ教室事業等の実施については、具体的な目標が掲げられている。申請団体独自のプログラムや、バリアフリー卓球台の導入、トレーニングマシンのリニューアルなど、魅力的な提案がなされており、利用者の増加やサービス向上が期待できる。</p> <p>これらのことから、他の申請団体よりも優れており、指定候補者として選定する旨の答申が提出された。</p> <p>上記、選定委員会の答申に基づき、同年11月10日に指定候補者を選定した。</p>				
提案指定管理料の上限額	686,842,000円	調査基準価格	583,815,700円		
申請団体	提案指定管理料の額 (5ヶ年の合計額)	事業計画に関する内容審査 (A) 70点満点	提案された指定管理料の額 (B) 30点満点	総合評価点 (A)+(B) 100点満点	順位
①	枚方スポーツコミュニティ共同事業体 684,752,000円	54.80点	15.30点	70.10点	2
②	枚方みらい創造パートナーズ 686,500,000円	57.50点	15.05点	72.55点	1

※「提案指定管理料の上限額」「調査基準価格」「提案指定管理料の額」には、消費税及び地方消費税を含む。

評価結果【枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館  
及び枚方市立伊加賀スポーツセンター】

事業計画に関する内容審査 配点70点

要求事項	配点	申請団体1 (枚方スポーツコミュニ ティ共同事業体)	申請団体2 (枚方みらい創造 パートナーズ)
		得点	得点
1. 申請団体の経営方針等に関する事項	10	8.00	7.70
①経営方針	6	4.80	4.80
②指定管理者の指定を申請した理由	2	1.60	1.30
③経営の継続性・安定性	2	1.60	1.60
2. 施設の経営方針に関する事項	30	24.00	26.40
①施設の現状に対する考え方及び将来展望	6	4.80	5.40
②施設運営に 関する計画	(ア)施設運営に関する提案	14.40	16.20
	(イ)利用者対応に関する提案	4.80	4.80
3. 施設の管理に関する事項	18	14.40	14.40
施設の管理に関する事項	18	14.40	14.40
4. 情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項	4	2.60	2.60
情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項	4	2.60	2.60
5. 緊急時における対策に関する事項	4	3.20	3.20
緊急時における対策に関する事項	4	3.20	3.20
6. その他	4	2.60	3.20
その他	4	2.60	3.20
得点合計(A) (70点満点)	70	54.80	57.50

指定管理料の額 配点30点

項 目	申請団体1 (枚方スポーツコミュニ ティ共同事業体)	申請団体2 (枚方みらい創造 パートナーズ)
提案された指定管理料(単位:円)	684,752,000	686,500,000
指定管理料の得点(B) (30点満点) 【配点(30点)×[基礎係数0.5+加算係数{0.5×(上限額-提案額)÷(上限額-調査基準価 格)}]】	15.30	15.05

○総合評価点

項 目	申請団体1 (枚方スポーツコミュニ ティ共同事業体)	申請団体2 (枚方みらい創造 パートナーズ)
総合評価点(A+B)	70.10	72.55
順位	2	1

○評価内容

<p>&lt;申請団体1&gt; 枚方スポーツコミュニティ共同事業体 大手スポーツ関連企業の系列会社が代表団体となり、施設管理会社が構成団体となる共同事業体であり、スポーツ施設の管理運営においては一定の信頼と実績が認められる。 各施設について現状分析をしっかりと行い、その上で地域に根差した事業が提案されているほか、部活動の地域移行への全面協力という新たな視点を示して施設の将来展望を提案するなど、本市のスポーツ推進により深く貢献しようとする姿勢が評価できる。 また、子どもから高齢者及び障害者を対象としたプログラムなどについて、各施設における魅力ある事業が示されているほか、利用者の新規獲得やコスト縮減への具体的な取り組みが提案されている点も評価できる。 一方で、現状維持的な志向が見受けられたほか、スポーツ施設のさらなるサービス向上に向けた独自性のある画期的なプログラム等の提案があればなおよかった。</p>
<p>&lt;申請団体2&gt; 枚方みらい創造パートナーズ スポーツ施設の管理運営専門企業が代表団体となり、系列の大手スポーツ関連企業と総合不動産管理会社が構成団体となる共同事業体であり、スポーツ施設の管理運営においては一定の信頼と実績が認められる。 市が策定している「枚方市スポーツ推進計画」の中間評価報告書から市の直面する課題を抽出し、地域プロスポーツとの関わりによるスポーツへの参加意欲を引き出す取り組みなど、課題に対する具体的な取り組みを数多く提案している点は評価できる。 また、市民の平等利用の確保やスポーツ教室事業等の実施については、具体的な目標が掲げられている。申請団体独自のプログラムや、バリアフリー卓球台の導入、トレーニングマシンのリニューアルなど、魅力的な提案がなされており、利用者の増加やサービス向上が期待できる。 これらのことから、他の申請団体よりも優れた内容であると評価できる。</p>

事業計画に関する確認事項一覧  
(枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンター)

要求事項	確認事項	
<b>1.申請団体の経営方針等に関する事項</b>		
①経営方針	1.設立目的、経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされている	
	2.育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定される休業制度が確保されている	
	3.公正採用への対応として、大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱、又は大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員」を設置している	
	4.障害者雇用促進法に基づき障害者の雇用義務がある事業主にあつては、法定雇用率が達成されている(申請段階で未達成の場合は、本施設における雇用をはじめ、雇用率が達成できるよう提案されている)	
	5.セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントの防止対策について提案されている	
②指定管理者の指定を申請した理由	6.申請した理由が、団体経営方針や、スポーツ推進計画等の本市のスポーツに関する方針を踏まえ明確に示されている	
③経営の継続性・安定性	7.国税、市税(市内に事業所を有する者)に係る徴収金を完納している	
	8.財務状況の健全性、運営体制、同種施設の運営実績等から、施設の安定的な管理運営を期することができる	
	9.申請時において3年以上、団体として体育館又は総合スポーツ施設の管理運営事業の実績がある	
<b>2.施設の経営方針に関する事項</b>		
①施設の現状に対する考え方及び将来展望	10.施設の設置目的等を踏まえた現状認識及び今後の方向性が明確に提案されている	
②施設運営に関する計画	(ア)施設運営に関する提案	11.関係法令及び本市条例・規則を遵守し、施設の設置目的に沿った運営計画が提案されている
		12.利用料金の収入見込額及び指定管理料(指定管理料にあつては、提案上限額を下回り、かつ、適正な額)が提案されている
		13.施設の利用の向上に関する計画が具体的に提案されている(利用料金や駐車場料金の設定を含む)
		14.市民の平等利用を確保するための基本方針が示されている
		15.実施されるスポーツ教室等についての考え方が記され、幼児から高齢者・女性・障害者に対して具体的な利用促進の提案がされている
	(イ)利用者対応に関する提案	16.利用者に対する接遇対応向上について具体的に提案されている
		17.利用者が安全に利用できるよう施設内で発生するトラブルへの対応方法等について提案されている
		18.利用者等の安全・秩序維持のための適切な対応方法について提案されている
		19.業務に従事する者が、人権について正しい認識を持って業務を遂行できるよう、人権研修について、提案されている
		20.セルフモニタリング及び利用者等に対するアンケートの実施について提案されている

要求事項	確認事項
3.施設の管理に関する事項	
	<p>21. 関係法令及び本市条例・規則を遵守し、施設の設置目的に沿った管理計画が提案されている</p> <p>22. 適正な人員配置でのローテーション及び業務分担など計画内容が提案されている</p> <p>23. 建築設備全般に係る点検・保守を適切に実施し、機能保全・利用者への安全、快適な環境が提案されている</p> <p>24. 施設内で生じた廃棄物の適切な一時保管、搬出、処理の提案がされている</p> <p>25. 備品管理に当たり、管理簿の整備並びに責任所在について提案されている</p> <p>26. 環境に配慮した管理運営を目指し、ごみの削減、節電・省エネルギー等の取組みが具体的に提案されている</p> <p>27. 業務に従事する者及び利用者の手指や備品の消毒、施設の換気等、感染症の拡大防止策が提案されている</p>
4.情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項	
	<p>28. 枚方市情報公開条例の目的等を踏まえ、管理運営事業で保有する情報の公開に関する対応が明確に示されている</p> <p>29. 個人情報保護法及び関係法令の目的等を踏まえ、個人情報の保護に関する必要な措置について明確に示されている</p>
5.緊急時における対策に関する事項	
	<p>30. 緊急時・防犯・防災対策の危機管理マニュアル作成等が提案されている</p> <p>31. 緊急事態発生時又は発生が予測される場合における常時連絡可能な体制・方策が提案されている</p> <p>32. 構成員間(本支社間含む)、市との間におけるリスク分担に対する考え方が明確に示され、かつ考え方に対応した分担内容となっている</p>
6.その他	
	<p>33. 利用者サービスを維持・向上させる具体的な取組みについて提案されている</p> <p>34. 施設の利用促進に繋がる広報活動等について具体的な実施計画が提案されている</p>

## 指定候補者選定の経過

令和5年7月10日 (2023年)	枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンター指定管理者選定委員会への諮問 第1回指定管理者選定委員会開催 管理運営状況、募集要項、基本仕様書の確認、指定管理者選定基準及びプレゼンテーション実施方法について審議
令和5年10月2日 (2023年)	第2回指定管理者選定委員会開催 申請状況等の報告 事業計画書の提案内容についてのプレゼンテーション実施
令和5年10月30日 (2023年)	第3回指定管理者選定委員会開催 指定候補者についての審議 枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンター指定管理者選定委員会からの答申
令和5年11月10日 (2023年)	指定候補者の選定

## 枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンター指定管理者選定委員会の構成 (委員名は五十音順)

	氏名(所属)	選出区分
会長	明石 成司 (弁護士)	学識経験のある者
副会長	平田 義明 (税理士)	
委員	梅垣 明美 (同志社女子大学 現代社会学部 現代こども学科 教授)	専門的知識を有する者
委員	西田 千裕 (大阪国際大学 経営経済学部 経営学科講師)	
委員	二宮 浩彰 (同志社大学 スポーツ健康科学部 教授)	

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和5年（2023年）12月1日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 当事者

原告 枚方市大垣内町2丁目1番20号  
枚方市  
代表者 枚方市長 伏見 隆

被告 和泉市所在事業者

2. 事件名

差押債権取立請求事件

3. 事件の概要

- (1) 被告が経営する店舗に勤務する者（以下「訴外滞納者」という。）は、本市の市府民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納し、その納付を求める原告からの督促・催告にも応じなかった。
- (2) このため、原告は、令和3年10月4日及び令和5年9月29日に、訴外滞納者の被告（給与等の支払者）に対する給与等の債権に対し、地方税法及び国税徴収法に基づく差押処分（以下「本件差押処分」という。）を行い、その取立権を取得した。
- (3) 被告は、本件差押処分後も、原告からの納付の督促・催告にも応じず、現在に至るまで、原告に対して本件差押処分に基づく納付を一切行っていない。

4. 請求の要旨

原告は、本件差押処分による取立権に基づき、1,109,944円及び本訴状送達日の翌日から支払済みに至るまで年3分の割合の遅延損害金を支払うよう被告に求めるものである。

5. 訴訟遂行の方針

訴訟遂行に当たっては、次の者を本市訴訟代理人とする。

大阪市北区西天満3丁目14番16号 西天満パークビル3号館9階

弁護士 友 添 郁 夫

弁護士 山 下 忠 雄

市道の廃止について

次の路線を廃止するにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年（2023年）12月1日提出

枚方市長 伏見 隆

記

（廃止 - 1）

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	王仁公園前線	藤阪元町1丁目 1319-1 番地先	藤阪東町1丁目 2267 番地先	-

参考図面： 別添図面（廃止 - 1）のとおり

提案理由： 藤阪元町1丁目、藤阪東町1丁目地区において、既存の認定路線の起終点を変更し、道路網の再編を図るため。

（廃止 - 2）

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	長尾藤阪第2号線	長尾宮前1丁目 4972 番地先	藤阪東町2丁目 5033 番地先	-

参考図面： 別添図面（廃止 - 2）のとおり

提案理由： 長尾宮前1丁目、藤阪東町2丁目地区において、既存の認定路線の起終点を変更し、道路網の再編を図るため。

## (廃止 - 3)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	出口 51 号線	出口 6 丁目 161-2 番地先	出口 5 丁目 242-11 番地先	-

参考図面： 別添図面（廃止 - 3）のとおり

提案理由： 出口 6 丁目、出口 5 丁目地区において、既存の認定路線の終点を変更し、道路網の再編を図るため。

## (廃止 - 4)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	東中振 10 号線	東中振 1 丁目 1326-4 番地先	東中振 1 丁目 2631 番地先	-
②	東中振 16 号線	東中振 1 丁目 3-9 番地先	東中振 1 丁目 1308-8 番地先	-

参考図面： 別添図面（廃止 - 4）のとおり

提案理由： 東中振 1 丁目地区において、既存の認定路線の終点を変更し、道路網の再編を図るため。

## (廃止 - 5)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	宗谷第 19 号線	宗谷 2 丁目 4581-19 番地先	宗谷 2 丁目 974-10 番地先	-

参考図面： 別添図面（廃止 - 5）のとおり

提案理由： 宗谷 2 丁目地区において、既存の認定路線の起終点を変更し、道路網の再編を図るため。

## (廃止 - 6)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	茄子作 14 号線	茄子作 2 丁目 19-1 番地先	茄子作東町 2877-1 番地先	-

参考図面： 別添図面（廃止 - 6）のとおり

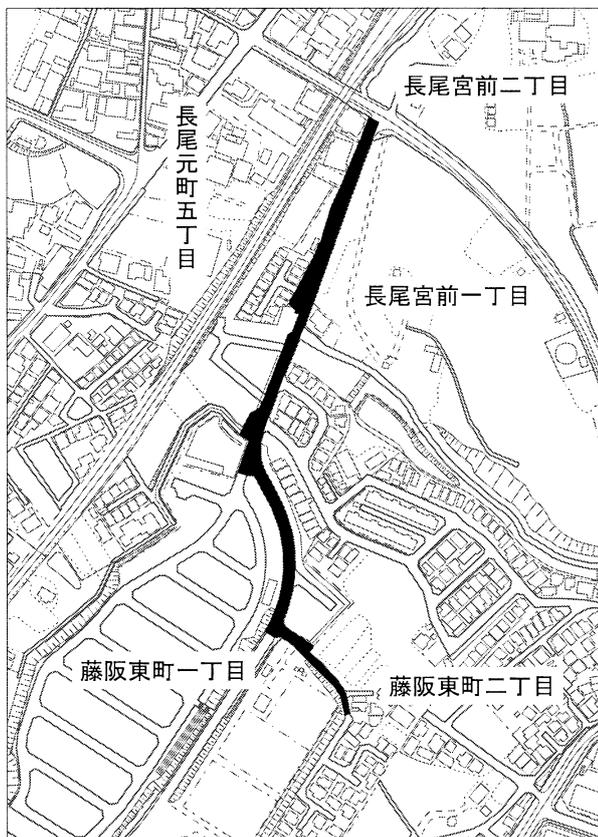
提案理由： 茄子作 2 丁目、茄子作東町地区において、既存の認定路線の起終点を変更し、道路網の再編を図るため。



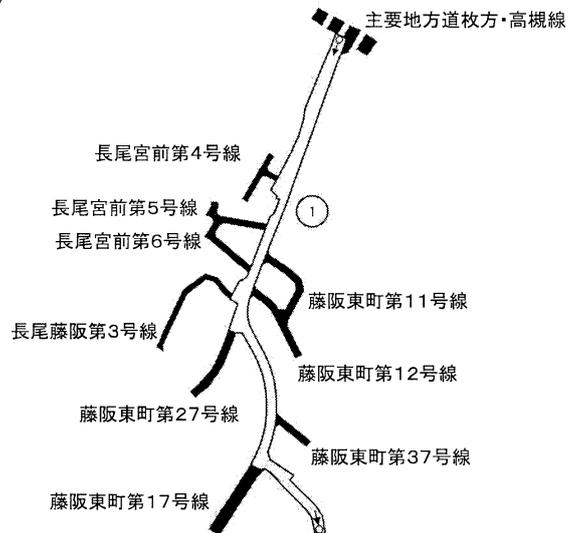
今回廃止予定路線



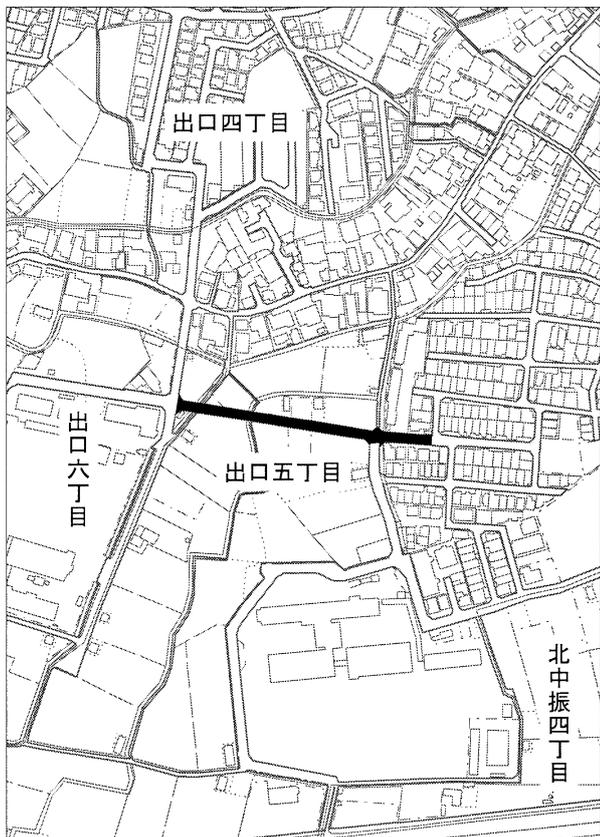
	起点
	終点
	現認定路線
	今回廃止予定路線
	国道・府道



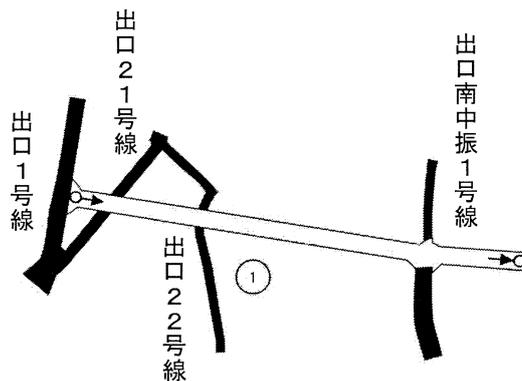
今回廃止予定路線



	起点
	終点
	現認定路線
	今回廃止予定路線
	国道・府道



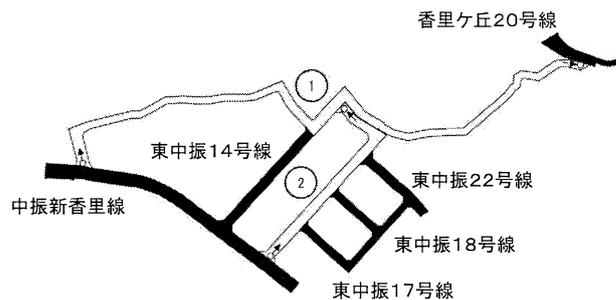
今回廃止予定路線



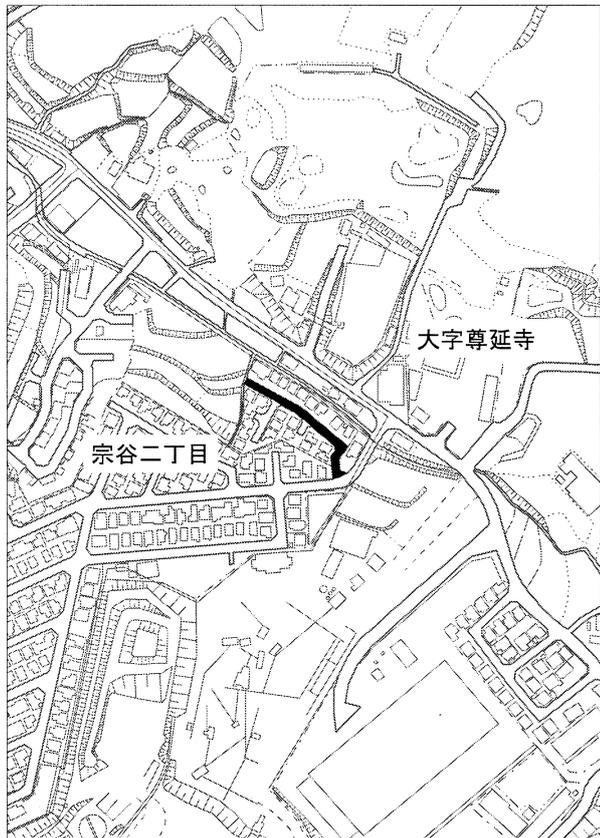
	起点
	終点
	現認定路線
	今回廃止予定路線
	国道・府道



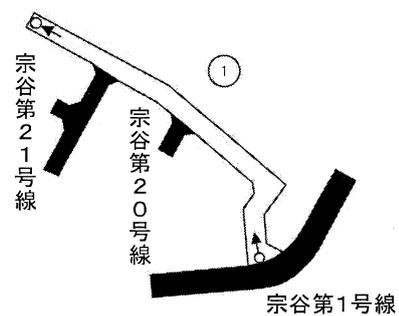
今回廃止予定路線



	起点
	終点
	現認定路線
	今回廃止予定路線
	国道・府道



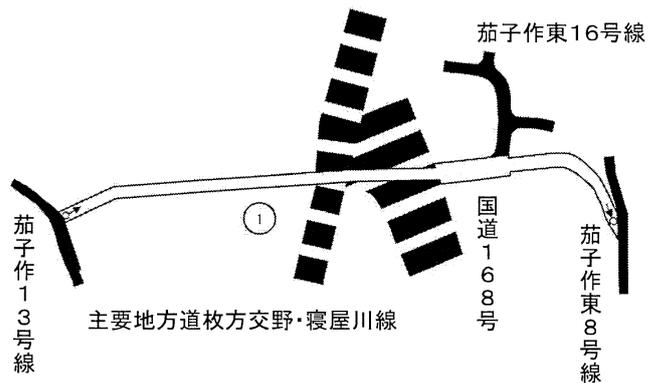
今回廃止予定路線



市道廃止参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回廃止予定路線
	国道・府道



今回廃止予定路線



市道廃止参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回廃止予定路線
	国道・府道

市道の認定について

次の路線を認定するにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年（2023年）12月1日提出

枚方市長 伏見 隆

記

（認定 - 1）

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	養父元町第17号線	養父元町 13-8 番地先	養父元町 13-12 番地先	-
②	養父東町第14号線	養父東町 1364-2 番地先	養父東町 1345-1 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 1）のとおり

提案理由： 養父元町地区、養父東町地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

（認定 - 2）

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	西招提第20号線	西招提町 1137-31 番地先	西招提町 1137-39 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 2）のとおり

提案理由： 西招提町地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

## (認定 - 3)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	北部区画第 85 号線	東山 2 丁目 41-30 番地先	東山 2 丁目 41-36 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 3）のとおり

提案理由： 東山 2 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

## (認定 - 4)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	養父丘第 32 号線	養父丘 2 丁目 3-1 番地先	養父丘 2 丁目 671-9 番地先	-
②	養父丘第 33 号線	養父丘 2 丁目 671-9 番地先	養父丘 2 丁目 1-21 番地先	-
③	養父丘第 34 号線	養父丘 2 丁目 1-18 番地先	養父丘 2 丁目 1-37 番地先	-
④	養父丘第 35 号線	養父丘 1 丁目 490-1 番地先	養父丘 1 丁目 488-7 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 4）のとおり

提案理由： 養父丘 1 丁目、養父丘 2 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属及び寄附採納としたため。

## (認定 - 5)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	招提中町第 28 号線	招提中町 1 丁目 232-120 番地先	招提中町 1 丁目 232-117 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 5）のとおり

提案理由： 招提中町 1 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

(認定 - 6)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	渚第 52 号線	渚本町 443-8 番地先	渚本町 443-1 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 6）のとおり

提案理由： 渚本町地区において、開発行為により築造した道路を本市に寄附採納としたため。

(認定 - 7)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	新町 4 号線	新町 2 丁目 274-1 番地先	新町 2 丁目 283-1 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 7）のとおり

提案理由： 新町 2 丁目地区において、枚方市総合文化芸術センター建設工事により築造した道路を引継ぎしたため。

(認定 - 8)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	須山第 25 号線	須山町 1026-1 番地先	須山町 1027-15 番地先	-
②	堂山第 24 号線	堂山 3 丁目 1387-1 番地先	堂山 3 丁目 1385-3 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 8）のとおり

提案理由： 須山町、堂山 3 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属及び寄附採納としたため。

## (認定 - 9)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	王仁公園前線	藤阪元町3丁目 1320-2 番地先	藤阪東町1丁目 2262-1 番地先	-
②	藤阪元町第36号線	藤阪元町3丁目 2311-5 番地先	藤阪元町3丁目 2311-10 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 9）のとおり

提案理由： 藤阪元町3丁目、藤阪東町1丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

## (認定 - 10)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	長尾藤阪第2号線	長尾宮前1丁目 4952-3 番地先	藤阪東町2丁目 2211-10 番地先	-
②	藤阪東町第44号線	藤阪東町2丁目 2556-35 番地先	藤阪東町2丁目 2553-20 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 10）のとおり

提案理由： 長尾宮前1丁目、藤阪東町2丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属及び寄附採納としたため。

## (認定 - 11)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	長尾台第10号線	長尾台4丁目 2601-72 番地先	長尾台4丁目 2626-10 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 11）のとおり

提案理由： 長尾台4丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

(認定 - 12)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	上之町 11 号線	枚方上之町 280-1 番地先	枚方上之町 88-17 番地先	-
②	上之町 12 号線	枚方上之町 280-9 番地先	枚方上之町 266 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 12）のとおり

提案理由： 枚方上之町地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属及び寄附採納としたため。

(認定 - 13)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	津田西町第 9 号線	津田西町 1 丁目 3470-9 番地先	津田西町 1 丁目 3471-12 番地先	-
②	津田西町第 10 号線	津田西町 1 丁目 3440-15 番地先	津田西町 1 丁目 3440-11 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 13）のとおり

提案理由： 津田西町 1 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属及び寄附採納としたため。

## (認定 - 14)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	出口 51 号線	出口 6 丁目 161-2 番地先	出口 5 丁目 242-54 番地先	-
②	出口 67 号線	出口 4 丁目 789-4 番地先	出口 4 丁目 782-7 番地先	-
③	出口 68 号線	出口 4 丁目 782-8 番地先	出口 4 丁目 782-12 番地先	-
④	出口 69 号線	出口 4 丁目 768-8 番地先	出口 4 丁目 768-12 番地先	-
⑤	出口 70 号線	出口 5 丁目 640-16 番地先	出口 5 丁目 640-11 番地先	-
⑥	出口 71 号線	出口 5 丁目 242-42 番地先	出口 5 丁目 252-4 番地先	-
⑦	出口 72 号線	出口 5 丁目 242-3 番地先	出口 5 丁目 242-104 番地先	-
⑧	出口 73 号線	出口 5 丁目 242-23 番地先	出口 5 丁目 242-90 番地先	-
⑨	出口 74 号線	出口 5 丁目 242-7 番地先	出口 5 丁目 242-101 番地先	-
⑩	出口 75 号線	出口 5 丁目 242-15 番地先	出口 5 丁目 242-65 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 14）のとおり

提案理由： 出口 4 丁目、出口 5 丁目、出口 6 丁目地区において開発行為により築造した道路を本市の帰属及び寄附採納としたため。

## (認定 - 15)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	翠香園 9 号線	翠香園町 1177-1 番地先	翠香園町 363-22 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 15）のとおり

提案理由： 翠香園町地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

## (認定 - 16)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	東中振 10 号線	東中振 1 丁目 1326-4 番地先	香里ヶ丘 6 丁目 19-31 番地先	-
②	東中振 16 号線	東中振 1 丁目 3-9 番地先	東中振 1 丁目 1308-44 番地先	-
③	東中振 45 号線	東中振 1 丁目 2630-117 番地先	東中振 1 丁目 2630-12 番地先	
④	東中振 46 号線	東中振 1 丁目 2630-83 番地先	東中振 1 丁目 2-97 番地先	
⑤	香里ヶ丘 148 号線	香里ヶ丘 6 丁目 22-29 番地先	香里ヶ丘 6 丁目 22-26 番地先	

参考図面： 別添図面（認定 - 16）のとおり

提案理由： 東中振 1 丁目、香里ヶ丘 6 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の  
帰属及び寄附採納としたため。

## (認定 - 17)

番号	路線名	起点	終点	重要な 経過地
①	香里ヶ丘 149 号線	香里ヶ丘 10 丁目 3732-53 番地先	香里ヶ丘 10 丁目 3732-57 番地先	-
②	香里園東之町 13 号線	香里園東之町 2570-213 番地先	香里園東之町 2570-29 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 17）のとおり

提案理由： 香里ヶ丘 10 丁目、香里園東之町地区において、開発行為により築造した道路を本市  
の帰属としたため。

(認定 - 18)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	山之上 93 号線	山之上 1 丁目 2621-9 番地先	山之上 1 丁目 2621-8 番地先	-
②	山之上 94 号線	山之上 5 丁目 325-28 番地先	山之上 5 丁目 325-78 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 18）のとおり

提案理由： 山之上 1 丁目、山之上 5 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

(認定 - 19)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	山之上 95 号線	山之上 1 丁目 1199-1 番地先	山之上 1 丁目 1394-6 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 19）のとおり

提案理由： 山之上 1 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市に寄附採納としたため。

(認定 - 20)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	村野第 50 号線	村野本町 1470-7 番地先	村野本町 1473-3 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 20）のとおり

提案理由： 村野本町地区において、開発行為により築造した道路を本市に寄附採納としたため。

(認定 - 21)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	香里園山之手 33 号線	南中振 1 丁目 1940-87 番地先	香里園山之手町 2067-4 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 21）のとおり

提案理由： 南中振 1 丁目、香里園山之手町地区において、開発行為により築造した道路を本市に寄附採納としたため。

(認定 - 22)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	宗谷第 19 号線	宗谷 2 丁目 4581-19 番地先	宗谷 2 丁目 735-1 番地先	-
②	宗谷第 27 号線	宗谷 2 丁目 982-9 番地先	宗谷 2 丁目 982-14 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 22）のとおり

提案理由： 宗谷 2 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属としたため。

(認定 - 23)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
②	茄子作 14 号線	茄子作東町 31-3 番地先	茄子作東町 2877-1 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 23）のとおり

提案理由： 茄子作東町地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属及び寄附採納としたため。

## (認定 - 24)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	茄子作 118 号線	茄子作 3 丁目 2300-5 番地先	茄子作 3 丁目 2184-1 番地先	-
②	茄子作 119 号線	茄子作 3 丁目 746-8 番地先	茄子作 3 丁目 747-1 番地先	-
③	茄子作 120 号線	茄子作 3 丁目 2209-9 番地先	茄子作 3 丁目 2199-11 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 24）のとおり

提案理由： 茄子作 3 丁目地区において、開発行為により築造した道路を本市の帰属及び寄附採納としたため。

## (認定 - 25)

番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	高田 21 号線	高田 1 丁目 1544-3 番地先	高田 1 丁目 1544-9 番地先	-
②	高田 22 号線	高田 1 丁目 1551-8 番地先	高田 1 丁目 1551-4 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 25）のとおり

提案理由： 高田 1 丁目地区において、開発行為等により築造した道路を寄附採納としたため。

## (認定 - 26)

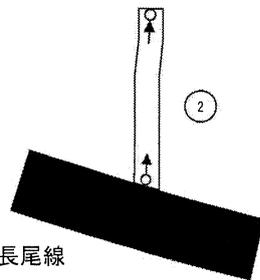
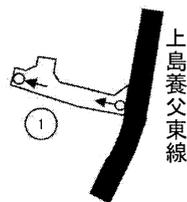
番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
①	高田 23 号線	高田 2 丁目 4739 番地先	高田 2 丁目 4708 番地先	-

参考図面： 別添図面（認定 - 26）のとおり

提案理由： 高田 2 丁目地区において、区画整理事業により築造した道路を引継ぎしたため。



今回認定予定路線

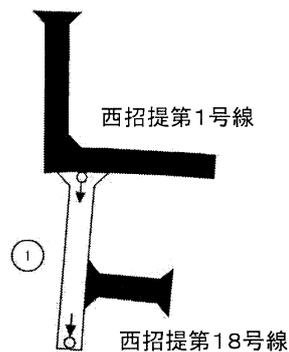


牧野長尾線

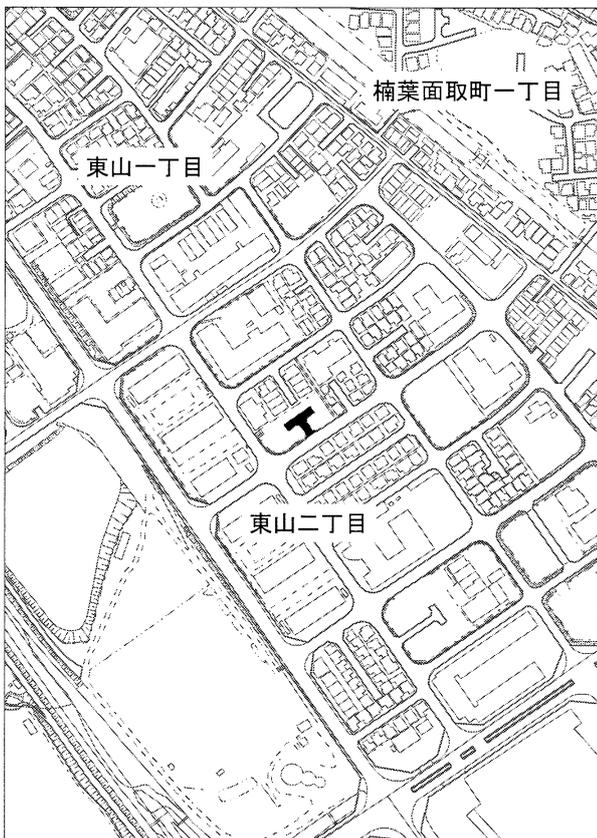
市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



今回認定予定路線



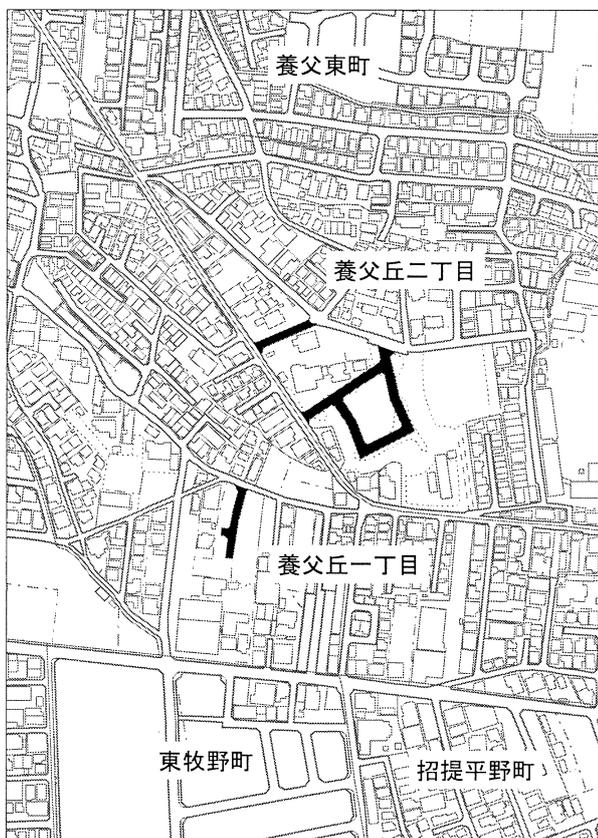
市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



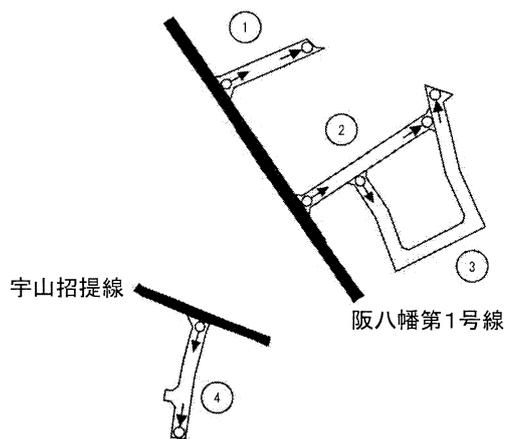
今回認定予定路線



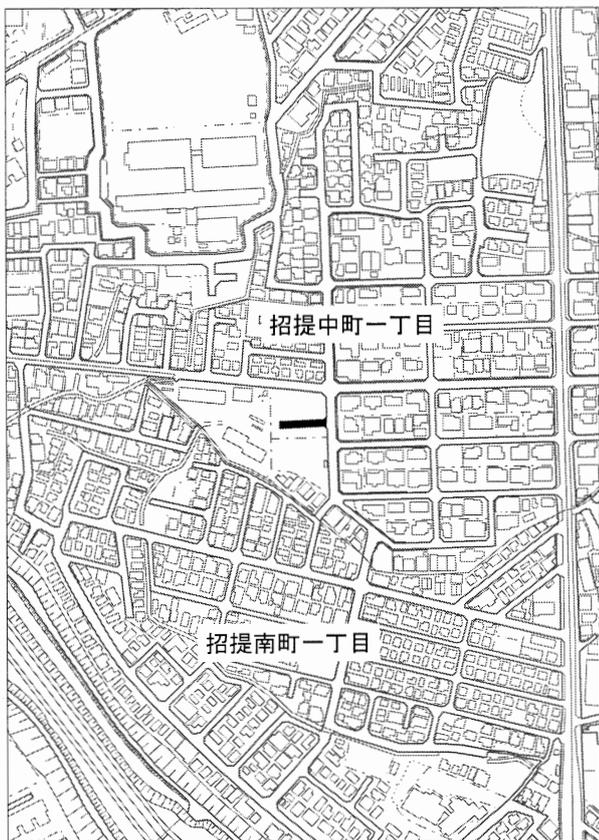
市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



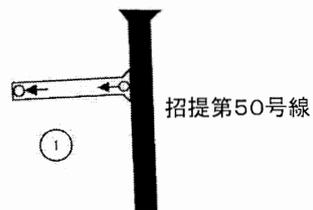
今回認定予定路線



市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



今回認定予定路線

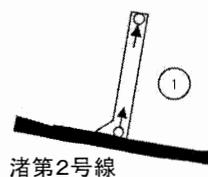


市道認定参考図

	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道

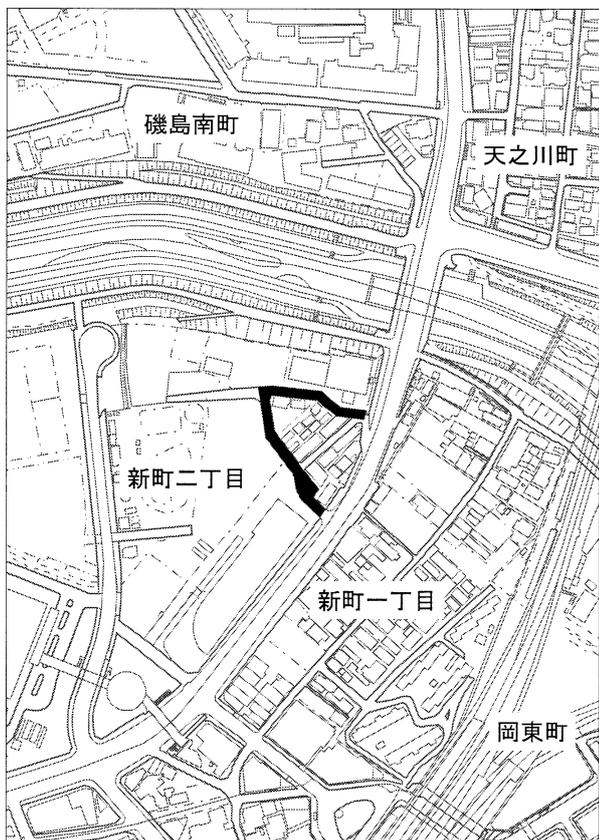


今回認定予定路線

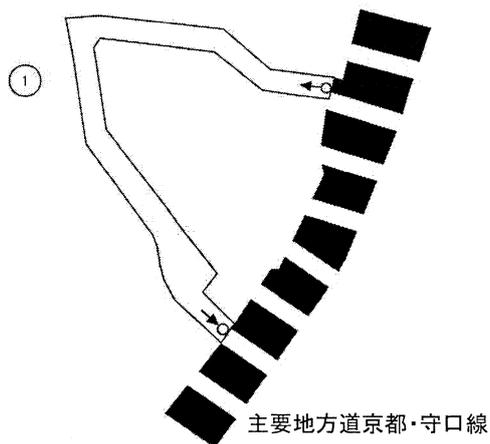


市道認定参考図

	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



今回認定予定路線



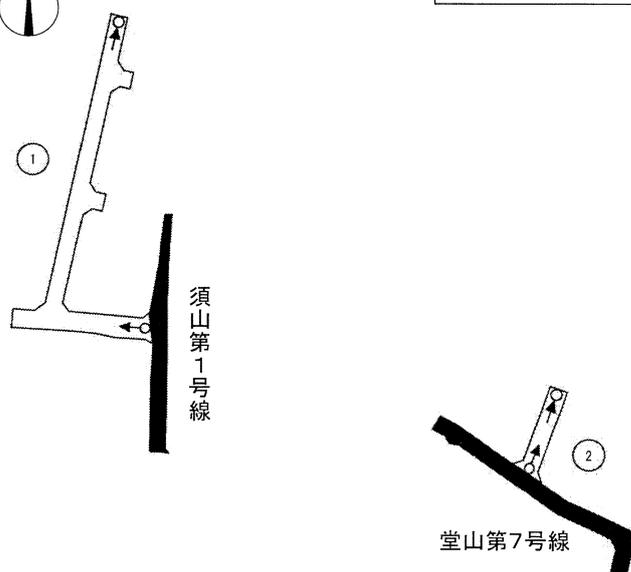
主要地方道京都・守口線

市道認定参考図

	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



今回認定予定路線



須山第1号線

堂山第7号線

市道認定参考図

	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道

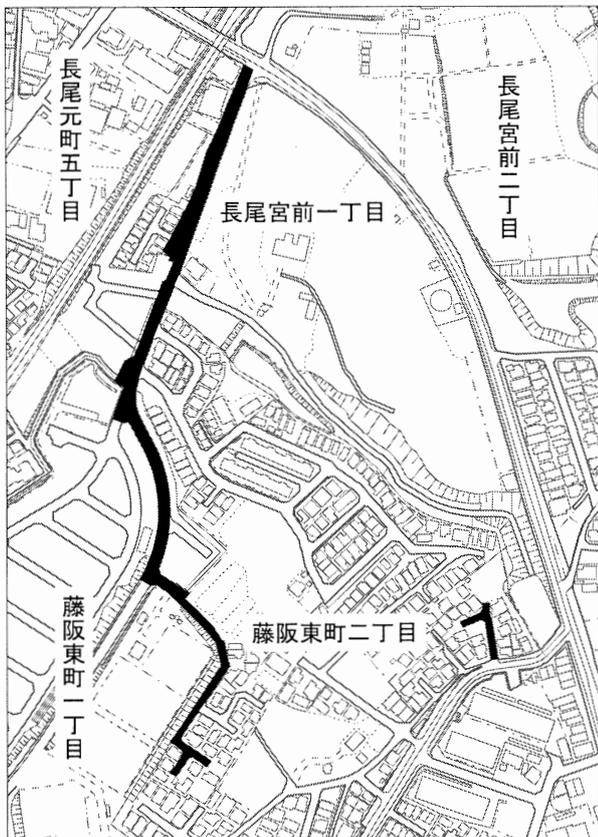


今回認定予定路線

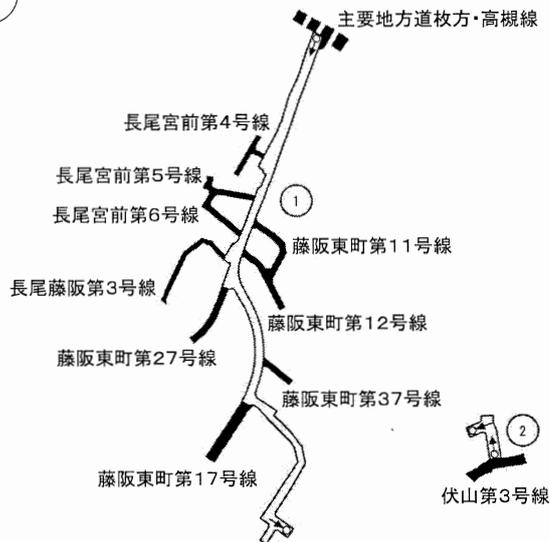


市道認定参考図

	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



今回認定予定路線



市道認定参考図

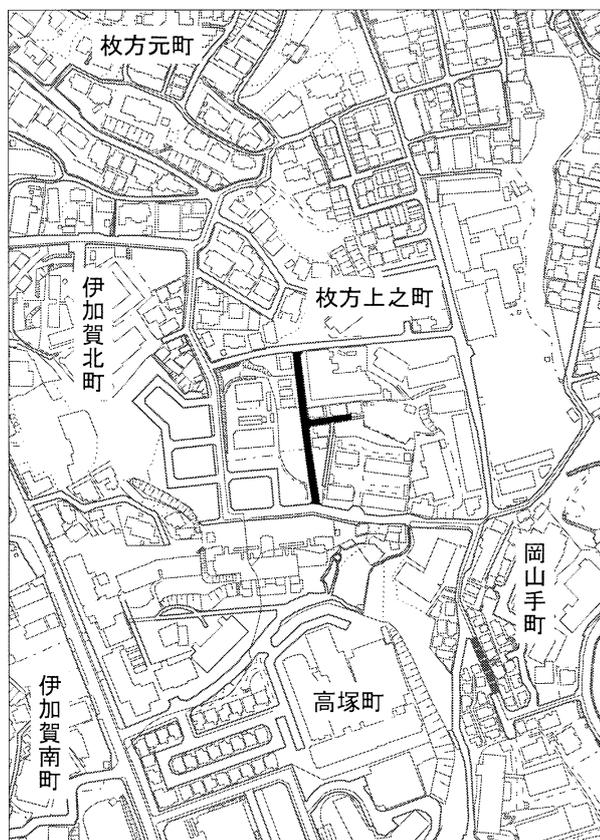
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



今回認定予定路線



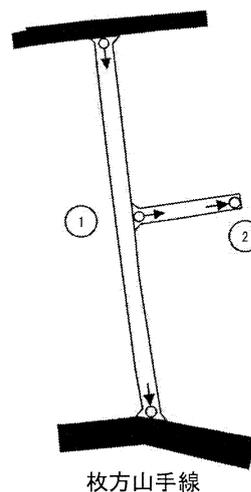
市道認定参考図	
○→	起点
←○	終点
—	現認定路線
—	今回認定予定路線
....	国道・府道



今回認定予定路線



上之町8号線

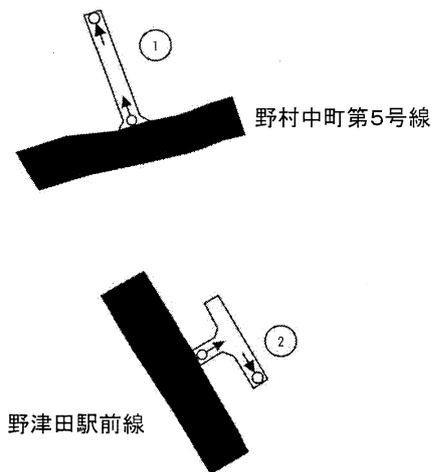


枚方山手線

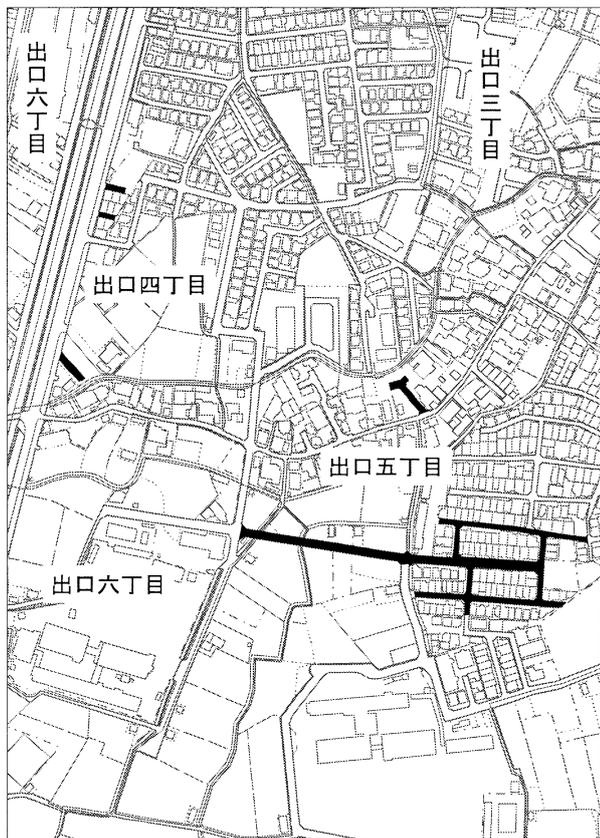
市道認定参考図	
○→	起点
←○	終点
—	現認定路線
—	今回認定予定路線
....	国道・府道



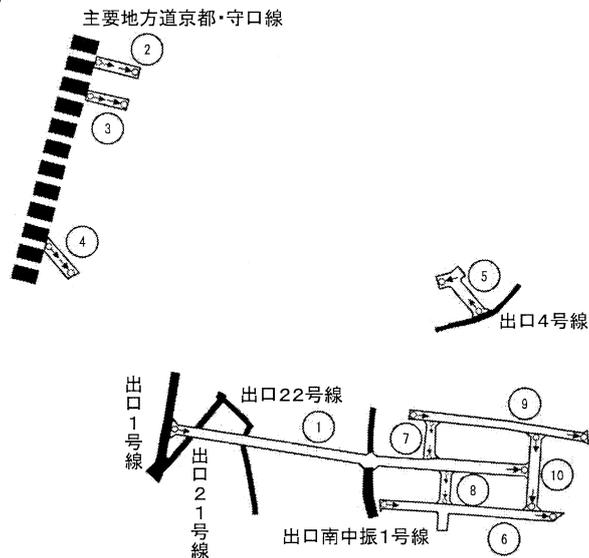
今回認定予定路線



市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



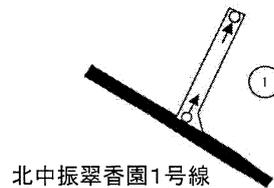
今回認定予定路線



市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



今回認定予定路線



北中振翠香園1号線

市道認定参考図

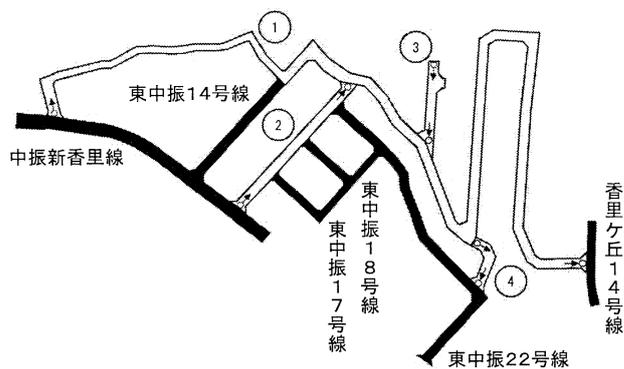
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



今回認定予定路線



香里ヶ丘20号線

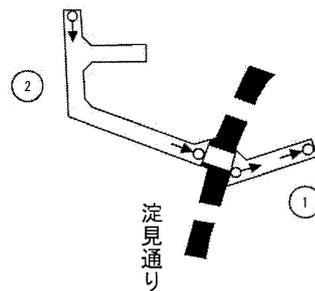


市道認定参考図

	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



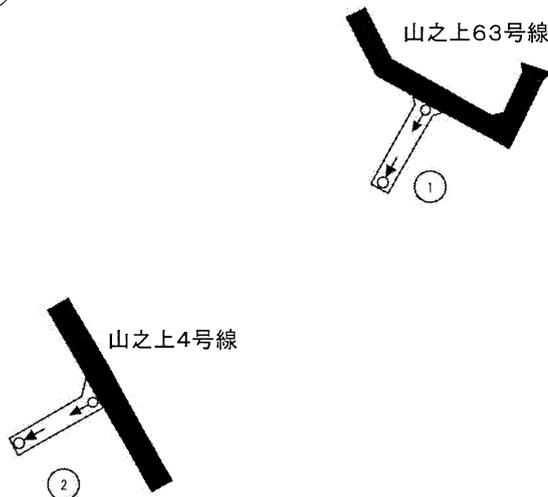
今回認定予定路線



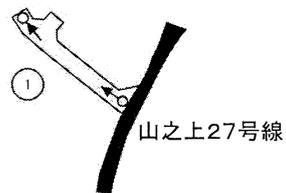
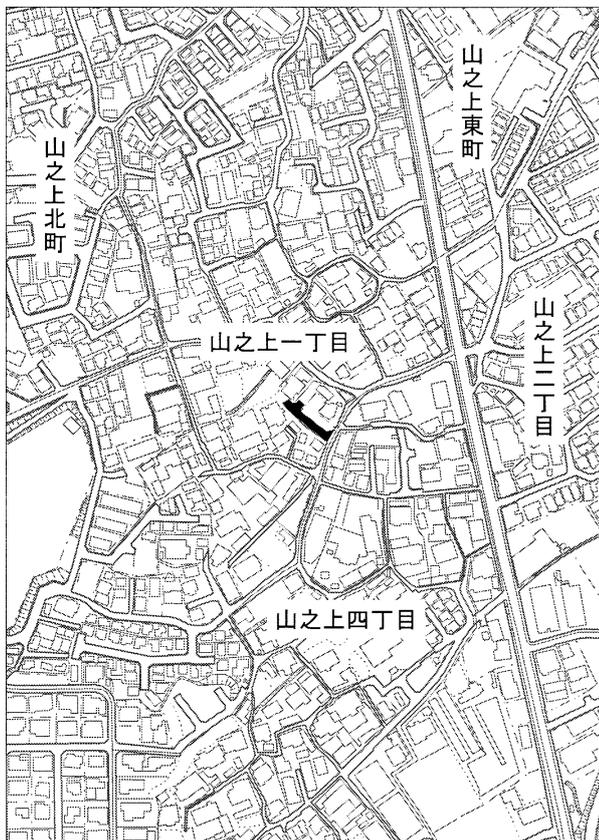
市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



今回認定予定路線

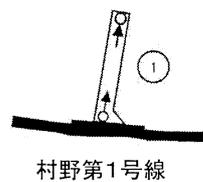


市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



—— 今回認定予定路線

市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



—— 今回認定予定路線

市道認定参考図	
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



今回認定予定路線



南中振香里園山之手1号線

香里園山之手15号線

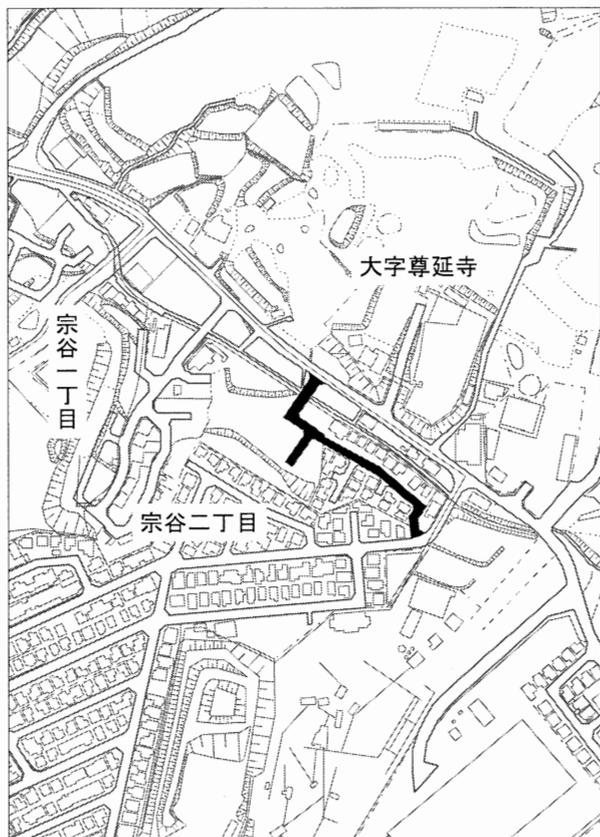
香里園山之手16号線

香里園山之手1号線

①

市道認定参考図

	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



今回認定予定路線



主要地方道枚方山城線

宗谷第21号線

宗谷第20号線

宗谷第1号線

②

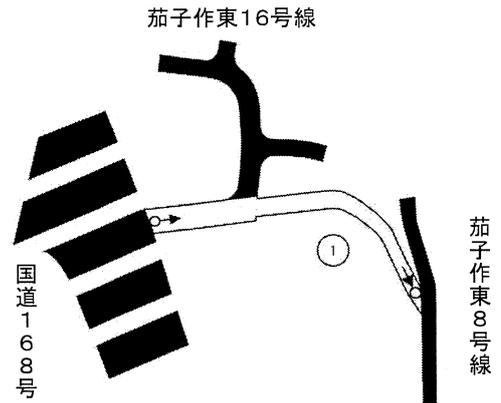
①

市道認定参考図

	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



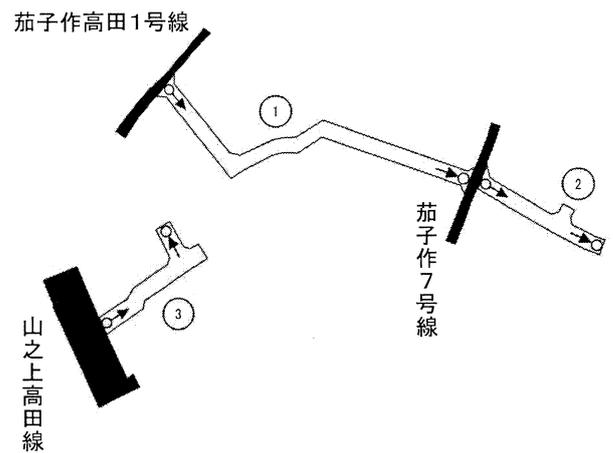
今回認定予定路線



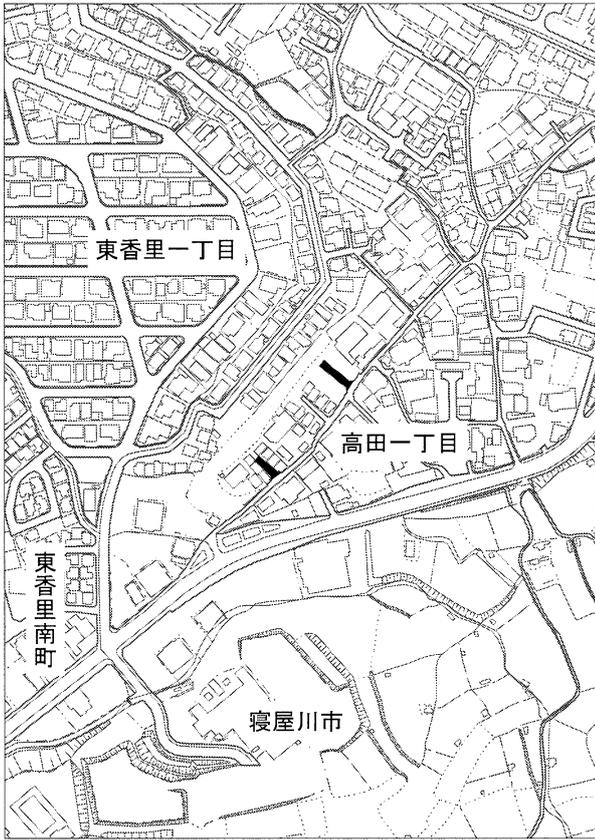
	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



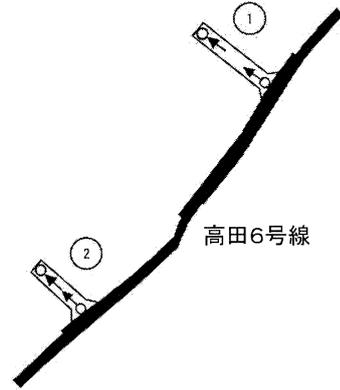
今回認定予定路線



	起点
	終点
	現認定路線
	今回認定予定路線
	国道・府道



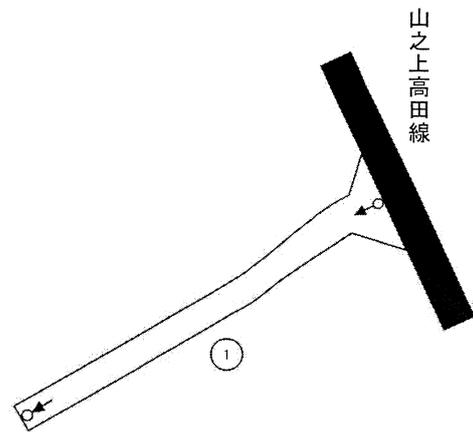
今回認定予定路線



市道認定参考図	
○→	起点
→○	終点
—	現認定路線
—	今回認定予定路線
....	国道・府道



今回認定予定路線



市道認定参考図	
○→	起点
→○	終点
—	現認定路線
—	今回認定予定路線
....	国道・府道

議案第76号

監査委員の選任の同意について

次の者を本市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年（2023年）12月1日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 同意を求める者

住 所

氏 名

年 月 日生

議案第77号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を本市人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和5年（2023年）12月1日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 意見を求める者

住 所

氏 名

年 月 日生

住 所

氏 名

年 月 日生